

東日本大震災からの復旧・復興に関する文部科学省の  
取組についての検証結果のまとめ  
(第二次報告書)

文 部 科 学 省

平成24年7月27日

## 目次

はじめに	1
第1部 特定検証テーマに関する検証結果	3
第1章 SPEEDIの計算結果の活用・公表について	3
第2章 環境放射線モニタリング情報の収集・分析・公表について	19
第3章 学校の校舎・校庭等の利用に係る取組について	35
第4章 学校給食の安全・安心の確保に向けた取組について	44
第5章 学校が避難所となった際の対応の在り方について	47
第2部 第一次報告書の内容に関する検討結果	57
第1章 「文部科学省の緊急時対応体制」に関する10の 提言への対応	57
第2章 各教訓に係る今後の取組	64
(参考)	
政府における東日本大震災関係の対策本部等の概略図	94
東日本大震災からの復旧・復興に関する取組の中間的検証について	95
参考資料	別冊

## はじめに

今回の東日本大震災は、地震と津波と原子力災害の複合災害であり、その復旧・復興に関する取組は大規模で長期に及ぶ前例のない災害対応となった。未曾有の災害発生による大きな混乱の中で、情報の不足や錯綜などが生じ、省としての確かな意思決定を行う前提となる適切な情報の入手などが極めて困難な状況下での対応を余儀なくされた。

このような中、文部科学省としては、学校における教育活動等への支援、大学病院による医師等の派遣など被災地・被災者への緊急支援、教育施設の復旧・復興への支援、科学技術分野の支援、文化・スポーツ分野の支援など、文部科学省がかかわるあらゆる分野にわたって取組を進めてきた。

とりわけ東京電力福島原子力発電所の事故は、電源喪失、冷却機能喪失、炉心溶融、爆発、そして放射性物質放出に至るといふ、我が国がこれまで経験したことのない事態であり、対応には極めて大きな困難が伴ったが、文部科学省においては、すみやかに省内に原子力災害対策支援本部を設置し、ニーズに対応して様々な取組を実施してきたところである。

例えば環境放射線モニタリングについては、地方公共団体の役割とされていた緊急時モニタリングの実施が地震・津波災害等により大きな制約を受ける中、文部科学省は専門家派遣、モニタリングカーの派遣等支援活動を強化してきた。3月16日以降、官邸において整理されたモニタリングに係る役割分担の方針を踏まえ、文部科学省が環境放射線モニタリングの実施のとりまとめ及び結果の公表を行うこととなり、陸域及び海域モニタリング活動並びに航空機モニタリング活動の拡大、各種の放射線量等分布マップの作成、環境放射線モニタリング情報を集約したポータルサイト（英中韓国語を含む）の整備等、客観的な環境放射線モニタリング情報の収集・提供に努めてきた。

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)については、防災基本計画及び関係マニュアル等に従い、文部科学省は(財)原子力安全技術センターに緊急時モードへの移行を速やかに指示し、同センターは原子力発電所における単位量（毎時1ベクレル）放出を仮定した1時間毎の予測計算結果を関係機関へ提供し続けた。

ただし、情報通信手段が失われ、代替手段の確保が困難であったことなどから情報の全てが結果として地元自治体等へ十分に伝達されたとは言えなかった。

このような中で、SPEEDI 計算結果への対応、環境放射線モニタリングにおける関係機関との連携、福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方に関する説明などは、政府機関、専門家、国民との間でリスクに関する情報や意見を適切に相互交換するというリスクコミュニケーションにおいて課題を残したと考える。

文部科学省では、東日本大震災からの復旧・復興に関する取組の課題を整理するとともに、教訓等を記録として残し、今後の危機管理等の取組に活用するため、平成23年10月から中間的検証に着手し、同年12月に第一次報告書を取りまとめた。

今回の第二次報告書では、前述した課題を踏まえ、以下のテーマについて更に深掘りして検証を行い、その結果を第1部にとりまとめた。

- SPEEDIの計算結果の活用、公表について（第1章）
- 環境放射線モニタリング情報の収集、分析、公表について（第2章）
- 学校の校舎・校庭等の利用に係る取組について（第3章）
- 学校給食の安全・安心確保に向けた取組について（第4章）
- 学校が避難所となった際の対応の在り方について（第5章）

また、第2部では、第一次報告書に記載した、緊急時対応体制に関する10の提言に係る具体的取組を記載するとともに、第一次報告書で導出した教訓それぞれについて、今後の取組をとりました。

東日本大震災からの復旧・復興に関する取組は、規模や内容等の面で単一の組織における対応を超えるものであり、国、地方公共団体、産業界（電力事業者）等、様々な組織が一体となってあたる必要があった。個々の事項に係る反省点等については、それぞれの箇所に記述したが、多様な意思決定メカニズムや行動規範等を有している複数の機関が関係し、かつ緊密な連携が必要な局面が不断に生じていた中での取組について、全体を通じて文部科学省の内外において情報や意見を適切に相互交換し、確認していくというコミュニケーションの面で文部科学省として不十分な面があった。

特に、省内で関係する各組織において、既存の部局の職員のみでは対応しきれず、他部局からも急遽職員が集められて多岐にわたる案件への対応に追われることとなった際に、部局内の意思疎通や幹部への適時の相談に努めたものの、それまでのマニュアル等に記述されていたものとは異なる体制が急遽整えられたことや、他の組織における特性・状況等についての理解が不十分であったことなどを背景として、組織内または組織間のコミュニケーションが必ずしも円滑でなかった面があった。

また、時間的な制約があったとはいえ、関連案件に携わる関係者間での情報共有が十分でない場合があったこと、他組織との情報の共有・伝達の際に、相手組織においても適切な手順によって、幹部を含めた情報共有や意思決定・調整がなされると見込んだり、同じ場面や状況を共有していたこと自体をもって、共通認識が構築されていたと見なしたりして最終的な判断等を踏み込んで確認することまではしなかったことは、文部科学省としてリスク管理の面からは反省すべきものである。個別の検証事項については、こうした視点にも留意しつつ、検討を行った。

なお、今回のような地震と津波と原子力災害の複合災害において、いかに人命を守るか、重篤な被害を減らすか、二次災害を減らすかという様々な要素を考慮し、政府全体として総合的な対応が求められる中で、どのような情報公開やリスクコミュニケーションの在り方が望ましいかについては、今後、全体的な視野の下でさらなる議論が必要と考える。

（注）本報告書は、専ら文部科学省による対応を検証したものであり、他府省による取組は検証の対象とはしていない。

## 第1部 特定検証テーマに関する検証結果

### 第1章 SPEEDIの計算結果の活用・公表について

#### SPEEDI運用に関する基本的考え方（発災当時の役割分担）

- 昭和55年度から日本原子力研究所（現在は日本原子力研究開発機構）が開発し、その後、災害対策基本法に基づく防災基本計画の中にも位置づけられた緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI：スピーディ）は、原子力発電所等から大量の放射性物質が放出されたり、そのおそれがあるという緊急事態に、周辺環境における放射性物質の大気中濃度および被ばく線量など、放出源情報、気象条件および地形データを基に迅速に予測するシステムである。（財）原子力安全技術センターが文部科学省からの委託業務「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム調査」として、中央情報処理計算機の維持・管理を行っており、関係府省と関係道府県、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）及び（一財）日本気象協会とが、（財）原子力安全技術センターに設置された中央情報処理計算機を中心にネットワークで結ばれていて、関係道府県からの気象観測点データとモニタリングポストからの放射線データ、及び（一財）日本気象協会からのGPVデータ<sup>1</sup>、アメダスデータを常時収集し、緊急時に備えている。
  
- 原子力災害対策マニュアル（平成22年9月原子力災害危機管理関係省庁会議決定）では、SPEEDIの運用等に関する各機関の役割を以下のように規定している。
  - ・ 文部科学省は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条に基づく通報<sup>2</sup>を受けた場合、原子力安全技術センターに対し、直ちにSPEEDIネットワークシステムを緊急時モードとして、原子力事業者または安全規制担当省庁からの放出源情報が得られ次第、放射能影響予測を実施するよう指示する。その結果を安全規制担当省庁、関係道府県、原子力安全委員会及びオフサイトセンターの端末に転送するとともに、関係省庁に連絡する。
  
  - ・ 安全規制担当省庁（今回は原子力安全・保安院）は、地方公共団体等からのモニタリング結果、原子力事業者からの放射性物質の放出状況、事故進展予測、影響予

<sup>1</sup> Grid Point Value の略称で、気象庁から発表される84時間分の風向・風速などの気象予報値

<sup>2</sup> 原災法第10条第1項

原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、主務省令及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、主務大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

測情報等を取りまとめて、内閣官房、指定行政機関、関係地方公共団体に連絡する。

#### <緊急時モニタリングの支援>

- ・ 文部科学省は、SPEEDIネットワークシステムにより、放射能影響予測を実施し、安全規制担当省庁、オフサイトセンター、原子力安全委員会、関係道府県の端末に転送するとともに、関係省庁の迅速な応急対策の実施のため、予測結果を各省庁に連絡する。

- 防災基本計画（平成20年2月中央防災会議決定）及び原子力災害対策マニュアル（平成22年9月原子力災害危機管理関係省庁会議決定）では、災害時の情報伝達等について、以下のように規定している。

#### <避難誘導等の防護活動の実施>

- ・ 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえ、地方公共団体が行う屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示、安定ヨウ素剤の予防服用等の緊急事態応急対策の実施について、指導、助言又は指示するものとする。また、その後原子力災害対策本部長は、緊急事態の状況に応じ、必要な指示等を地方公共団体に対し行うものとする（防災基本計画）。
- ・ 地方公共団体は、内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等の緊急事態応急対策等を行うものとする（防災基本計画）。
- ・ 地方公共団体は、住民等の避難誘導に当たって避難場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする（防災基本計画）。

#### <周辺住民等への情報伝達>

- ・ 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の災害時要援護者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行うものとする（防災基本計画）。
- ・ 関係機関は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、情報の公開、広報活動を行うものとする（防災基本計画）。

#### <国民への情報伝達（広報）>

- ・ 安全規制担当省庁及び原子力事業者は、緊急時の第一報を含め、地方公共団体と

連絡をとりつつ、随時報道機関へ発表を行うものとする（防災基本計画）。

- ・ 原子力緊急事態宣言の発出以降における政府としての報道機関への発表は、原子力災害対策本部で行うとともに、現地においては、対策拠点施設とは区切られた現地のプレスセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会が一元的に行うものとする（防災基本計画）。
- ・ 各省庁は、個別に行う広報について、報道機関に対し貼出し等をする場合は、安全規制担当省庁オペレーションルーム、官邸対策室（広報班）、内閣府情報対策室に随時連絡するものとし、発表内容や状況についても随時連絡を行う（原子力災害対策マニュアル）。

○ また、「環境放射線モニタリング指針」（平成22年4月原子力安全委員会決定）では、SPEEDIネットワークシステムの使用に関して以下のように規定している。

#### （1）事故発生直後

一般に、事故発生後の初期段階において、放出源情報を定量的に把握することは困難であるため、単位放出量又は予め設定した値による計算を行う。SPEEDIネットワークシステムの予測図形を基に、監視を強化する方位や場所及びモニタリングの項目等の緊急時モニタリング計画を策定する。

#### （2）放出源情報が得られた場合

緊急時の初期において、防護対策を検討するために早期入手が望まれる計算結果は、特に風速場図形、空気吸収線量率図形（又は空気カーマ率図形）及び外部被ばくによる実効線量分布図形であり、これらの図形の作成・配信を優先して行う必要がある。また、放射性ヨウ素、ウラン若しくはプルトニウムの放出あるいはそのおそれのある場合には吸入による等価線量分布図形も重要である。

これらの計算に必要な放出源情報等は、

- ① 原子力緊急事態発生日時、サイト名、発生施設、発生した特定事象の種類
- ② 放出開始時刻又は放出開始予想時刻
- ③ 実効放出高さ
- ④ 放出核種及び放出量
- ⑤ 放出(予想)継続時間、放出時間変化
- ⑥ 原子炉施設にあつては、原子炉停止時刻及びその時の平均燃焼度

である。

中央情報処理機関は、これらの放出源情報が得られたら、オンラインで収集している気象情報を用い、SPEEDIネットワークシステムによる予測計算を行い、計算により得られた予測図形を配信する。配信された予測図形は、避難、屋内退避等の防護対策の検討に用いる。

なお、放出源情報が不明の段階では、放出量として仮の値である単位放出率等を用いて計算した図形が配信されている場合があるので、予測図形の利用に当たっては放

出源情報等の計算条件の確認を行う必要がある。

- 「原子力事故・災害時対応マニュアル」（平成20年10月文部科学省決定）では、経済産業省が安全規制を担当する原子力施設等において、原災法第10条の特定事象発生の通報があった場合、文部科学省の防災環境対策室は、放出源情報の有無にかかわらず、直ちに（財）原子力安全技術センターに連絡し、以下の指示をするよう規定している。

- ・ SPEEDIを緊急時モードにし、モニタリングポスト等のデータの監視
- ・ 単位量放出による下記の放射能影響予測を実施し、結果を文部科学省（非常災害対策センター）、オフサイトセンター、原子力安全委員会、道府県及び日本原子力研究開発機構支援・研修センターの端末に配信すること（その際、必要に応じ、前提条件、留意点等も連絡すること）

第1報の連絡受信直後に計算する図形（特別の指示がない場合）

- ①当初1時刻目の風速場図形
- ②当初1時間の希ガスの空気吸収線量率図形
- ③当初1時間の放射性ヨウ素の大気中濃度図形

なお、放出源情報が得られている場合及び希ガス・放射性ヨウ素以外に被ばく評価上考慮すべき核種がある場合には、原則として通報様式により指示するものとする。この場合には、事業者から得られた放射性物質の放出データについて、以下を確認する。

- ・ 放出した核種が希ガスの場合は、0.5MeV換算値であるか。
- ・ 放出した核種がヨウ素の場合は、ヨウ素131等価量であるか。

- ・ 文部科学省（非常災害対策センター）及びオフサイトセンターへの担当者派遣

- 文部科学省は（財）原子力安全技術センターとの間の「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム調査」に係る委託契約に基づく業務計画書や、「原子力災害緊急時対応業務」に係る請負契約の契約書で、（財）原子力安全技術センターの役割を以下のように規定している。

- ・ 原災法第10条または第15条該当事象に至った際は、文部科学省の指示によりSPEEDIシステムを緊急時モードへ切り替え、単位量放出による放射能影響予測を実施し、結果を文部科学省の端末に配信する等の緊急時対応を実施する。
- ・ SPEEDIシステム対応体制（24時間体制）を整え、文部科学省の依頼によるSPEEDIシステム操作要員派遣計画を整える。
- ・ 文部科学省より指示のあった関係機関へSPEEDI操作要員を派遣する（24時間体



制)。

## 対応状況

### (1) 3月11日から3月16日まで

- 文部科学省は、3月11日15時42分に発生した原災法第10条対象事象について東京電力から原子力安全・保安院への通報が行われたことを、原子力安全・保安院に確認した後、16時40分に(財)原子力安全技術センターへSPEEDIを緊急時モードへ切り替え、単位量の放出を仮定した計算<sup>3</sup>を24時間体制で毎正時に実施するよう指示した。(財)原子力安全技術センターから、その計算結果は、文部科学省には同日17時から、原子力安全・保安院、原子力安全委員会、日本原子力研究開発機構及び原子力災害現地対策本部の置かれたオフサイトセンター(福島県大熊町)には、文部科学省の指示により同日17時40分から送信が開始された(その際、東京電力や原子力安全・保安院から放出源情報は得られていなかった)。なお、オフサイトセンターには福島県の担当者も参集することとなっていたため、文部科学省としては、計算結果をオフサイトセンターへ配信することで福島県にも共有されるものと考えていた。しかしながら、オフサイトセンターには、地震によって専用端末データを送る回線が使用できず配信できなかった。同日、福島県原子力センターから(財)原子力安全技術センターに対して単位量放出の計算結果の送付要請があり、電子メールで同日23時49分に送付が行われた。原子力災害現地対策本部(オフサイトセンター)には、12日10時05分からFAX送付が開始された。12日には福島県災害対策本部から、(財)原子力安全技術センターに対し、単位量放出の計算結果の配信要請があり、電子メールで同日23時54分から継続送付が開始された。なお、その後も12日に宮城県、13日に防衛省、14日に外務省<sup>4</sup>等にも、それぞれの要請により単位量放出の計算結果が送付された。
- 文部科学省は、3月11日、原災法第10条通報を確認したのち、直ちに(財)原子力安全技術センターに対し、SPEEDIのオペレーターを文部科学省及び原子力災害対策本部事務局(原子力安全・保安院)(以下「原子力災害対策本部事務局」という)及び現地対策本部に配置するよう指示した。配置されたそれぞれのオペレーターは、各機関内で指示に基づき検討用に様々な仮定の数値を放出源情報とした計算を行った。
- 文部科学省は、関係機関から支援を求められた場合に、迅速かつ臨機応変に対応できるように、仮想的な条件を設定したSPEEDIの計算を3月12日から3月16日までの間に38件実施した。また、文部科学省は、3月15日4時50分及び15日昼に、広域にわたる大まかな拡散傾向を把握する目的で、日本原子力研究開発機構に、単位量放出や全量放

<sup>3</sup> 毎時1ベクレルの放射性ヨウ素が放出されると仮定した場合の1時間後まで及び1時間後から2時間後までにおける空気中濃度(ヨウ素)及び空気吸収線量率を出力表示

<sup>4</sup> 在日米軍が支援活動を展開するために提供してほしいとの依頼が外務省を通じてあったため、外務省への単位量放出計算結果の報告を開始。その後、在日米軍関係者から直接送付してほしいとの依頼により、3月19日からは(財)原子力安全技術センターから在日米軍に直接提供を開始。

出1時間、全量放出10時間の仮想的な条件を設定したWSPEEDI（広域な地域を対象とした世界版の放射能影響予測システム）の計算を依頼し、その計算結果を15日13時05分（単位量放出）、17時21分（全量放出10時間）、18時03分（全量放出1時間）にそれぞれ電子メールで受領した。

- また、文部科学省は、上記の計算依頼とは別に18日9時以降の単位量放出のWSPEEDI計算を15日昼に日本原子力研究開発機構に依頼し、その計算結果を16日16時49分と52分に分割して電子メールで受信した（日本原子力研究開発機構から原子力安全委員会宛に送付された電子メールをccとして受信）。
- 3月15日6時から7時の間に千葉市の(財)日本分析センターにおいて放射性ダストが観測されたため、文部科学省は、3月15日15時10分及び16時05分に日本原子力研究開発機構に対し測定された放射性物質濃度から放出源情報を推定するよう依頼し、その計算結果を16日16時52分に電子メールで受信した（日本原子力研究開発機構から原子力安全委員会宛に送付された電子メールをccとして受信）。
- 3月12日15時36分に福島第一原子力発電所1号機の水素爆発、3月14日11時01分に同発電所3号機の水素爆発、3月15日6時頃に同発電所4号機で水素爆発及び2号機での異音が起こり、同発電所正門付近等における高い放射線量が観測される中、3月15日午前中に行われた高木文部科学大臣定例記者会見において、従来文部科学省で実施している全国的な環境放射能水準調査で活用しているモニタリングポストの測定結果を1日2回公表することを大臣が発表した。同発表を受けて行われた14時頃からの文部科学省記者会見において、渡辺科学技術・学術政策局次長は記者からSPEEDI及びWSPEEDIの計算結果の公表を求められたが、これらは公表を目的とされたものではなかったこと、また、防災基本計画では、国民への情報の伝達に関し、緊急事態宣言発出後「政府としての報道機関への発表は、原子力災害対策本部で行う」とされていたことから、「検討したい」と発言した。SPEEDI及びWSPEEDIに対する記者の関心が高く、SPEEDI及びWSPEEDIについて政務三役に説明しておくべきとの考えから、同日夕刻の省内打合せにおいて、SPEEDIの計算結果等について説明がなされた。ただし、政務三役に対し、説明の背景として記者から公開の要求があったことについて言及したかどうかは、この時の出席者の記憶になく、確認はできなかった。また、この打合せでは、計算結果の公開、非公開に関する説明は行われず、どのような仮定を設定するのが適当なのか判断する材料も全くない中、国民に的確に理解いただくためには、仮定した条件の説明をあわせてしないといけない、さもなくば、既に深刻化していた被災地の医療崩壊、ガソリン・医薬品の枯渇、被災地に悪影響を及ぼす関東圏でのガソリン・生活物資等の買占め、交通マヒ等がさらに増大し、被災地で進行中の救命・救急活動へ悪影響を与えかねない旨の発言があったものの、文部科学省からの公表の要否についての具体的な決定はされなかった。
- 16日午前に官邸危機管理センター内の小会議室において枝野官房長官、鈴木文部科

学副大臣、久住原子力安全委員及び原子力安全・保安院等による緊急協議が開催された。同協議においては、政府が全力をあげて現地の放射能分布情報を把握することを最優先としてそれぞれの役割を整理することが重要であるとの観点から、枝野官房長官の指示により、モニタリングの実施のとりまとめ及び結果の公表は文部科学省、モニタリング情報等の評価は原子力安全委員会、評価に基づく対応は原子力災害対策本部とのモニタリングに係る役割分担の方針が整理された。

- 文部科学省では、16日午前の政務三役が出席した省内打合せにおいて、前日に引き続き、単位量放出によるSPEEDIの計算結果等を説明したところ、官邸において整理されたモニタリングに係る役割分担の方針を踏まえ、文部科学省はモニタリングデータの評価を行わないことになったのであるから、リソースをモニタリングに集約することが望ましく、原子力安全委員会が評価を円滑に行うためSPEEDIを利用した計算が迅速にできるよう文部科学省に駐在していた(財)原子力安全技術センターのオペレーター2名を原子力安全委員会に移すべきものとの発言があり、政務三役間での合意が形成された。
- 3月16日、文部科学省は、官邸において整理されたモニタリングに係る役割分担の方針を受けてなされたSPEEDIについての具体的な作業に関する文部科学省政務三役合意の内容について、原子力安全委員会事務局に事務的に事前連絡した上で、同日14時35分頃に文部科学省に詰めていた(財)原子力安全技術センターのオペレーター2名を安全委員会事務局に移動を開始させた。原子力安全委員会は同オペレーターを受け入れ、その後計算を実施した。この状況について、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の最終報告(平成24年7月23日)(以下「政府事故調最終報告」という)には、「安全委員会は、SPEEDIが安全委員会に移管されたとは理解しなかったが、以後は文部科学省に計算依頼を行わなくとも、SPEEDIを用いた計算を行うことができるようになったとの理解の下、前記オペレーターを受け入れるなどした上、同システムの運用を開始した」と記載されている。また、平成23年3月23日に行われた原子力安全委員会記者ブリーフィングにおいて、班目原子力安全委員長は、「3月16日に、文部科学省はモニタリングに徹底しなさいと、一方、モニタリングの結果をこのSPEEDIも活用して評価するのは原子力安全委員会の方でということで、16日から原子力安全委員会でも、このSPEEDIを用いた解析をやるようになったという事情である」と説明している。
- 政務三役での合意以降、文部科学省は、様々な仮想的条件を入力したSPEEDIの計算を実施しなかった。なお、毎日の各時刻における単位量放出を仮定した計算とその結果の関係機関への配信は現在も継続されている。
- また、3月16日15時35分からの笹木文部科学副大臣記者会見において、「(SPEEDIのデータの公開についてはいかがでしょうかと問われ)SPEEDIについては原子力安全委員会が、やるやらないということも含めて決定をするということです」「あの

使い方というのは、よほど総合的に他の情報もやっぱり使わないと、対応についての判断にはつながらないんじゃないか」との説明が行われた。

## (2) 3月16日の官邸協議以降

- 3月16日の官邸協議以降、毎日の各時刻における単位量放出を仮定した計算結果の配信先は、原子力安全委員会の指示又は確認の元で追加が行われており、3月16日からは茨城県及び独立行政法人原子力安全基盤機構、3月20日からは海上保安庁、4月6日からは新潟県にも配信されている。また、3月16日の官邸協議以降、原子力災害対策本部事務局は、原子力安全委員会に確認の上で、様々な仮想的条件を入力したSPEEDIの計算を行っている。なお、前述のとおり、3月16日の官邸協議以降、文部科学省は、様々な仮想的条件を入力したSPEEDIの計算は行っていない。さらに、原子力安全委員会は、3月16日の官邸協議以降、後述する放出源情報を逆推定するためにWSPEEDIの解析結果を活用している。一方、文部科学省は3月16日の官邸協議以降、日本原子力研究開発機構に対して、官邸の専門家助言チームの指示を仲介した2件以外、WSPEEDIの計算依頼は行っていない。
  
- 大気中の放射性核種別の濃度が実測されると、同データとSPEEDIを用いて放出源情報の一部を逆推定することが可能となる。福島原子力発電所事故直後において実施された放射能モニタリング調査は、モニタリングカー等を用いた空間放射線量調査であり、同データのみでは放射性物質の放出源の状況を具体的に推定することはできない。原子力安全委員会は、大気中の放射性核種濃度の測定（ダストサンプリング）の結果をもとに、放出された時刻における放出源情報を一定の信頼性をもって逆推定できたとし、逆推定した放出源情報をSPEEDIに入力し、過去に遡った積算線量の試算結果を3月23日に公表した。その後、原子力安全委員会は4月11日、25日、27日にも公表したが、このようなモニタリング結果から放出源情報を逆推定して、過去に遡った積算線量の試算を行う手法は、防災基本計画、原子力災害対策マニュアル及び環境放射線モニタリング指針上では想定されていなかったSPEEDIの利用方法である。しかしこれは、過去に遡った積算線量の試算であって、将来の放射能影響を予測したものではない。
  
- 3月23日の原子力安全委員会による逆推定した放出源情報に基づくSPEEDI計算結果公表前後の時期に、SPEEDIの計算結果に関する国会議員からの資料要求や、行政文書情報開示請求が文部科学省にあった。文部科学省では、放射能影響に関する情報の取り扱いは政府全体としての統一方針のもとに実施される必要があると判断し、単位量放出将来予測、仮想条件将来予測や逆推定過去積算といった様々なタイプのSPEEDIの計算結果の公表の在り方についての検討が必要と考えた。
  
- 3月30日、SPEEDIの公表の在り方を含む取組について、原子力安全委員会、原子力安全・保安院及び文部科学省が官邸で協議したが、シミュレーションと現実とどのくらいギャップがあるのかよくわからないと判断できない、単位量放出ではなくでき

るだけ実態に近い積算値のシミュレーションを公表するのはどうか等の意見があった。その後も、原則公開すべき範囲などについて数次にわたって官邸で協議が行われた。

### (3) 4月25日の官邸協議以降

- SPEEDIに対する社会的関心が高まる中で、4月25日、枝野官房長官からSPEEDIに関する説明を求められた原子力安全委員会と文部科学省は、行政文書情報開示請求などSPEEDIに関する対応について枝野官房長官と協議したところ、官房長官からは原則として全て公開すべきとの指示があった。
- 4月25日夕方の福島原子力発電所事故対策統合本部（5月6日政府・東京電力統合対策室に改組）合同記者会見において、細野総理補佐官から、SPEEDIの計算結果全てを公表することが表明され、翌26日から、毎日の各時刻における単位量放出を仮定した計算結果（3月11日から4月25日までのものも含む）が原子力安全委員会のホームページで、その後5月27日より文部科学省のホームページで公表した。
- また、様々な仮定の数値を放出源情報とした過去の計算結果についても、原子力安全委員会、原子力安全・保安院、文部科学省において公表に向けた準備が行われ、5月1日には細野総理補佐官から公表を急ぐよう指示があり、5月3日以降、(財)原子力安全技術センターへの計算依頼機関ごとに、それぞれのホームページで掲載を開始した。
- 文部科学省が日本原子力研究開発機構に依頼し文部科学省が受け取っていたWSPEEDIの計算結果（3月15日に受領。24日及び25日には官邸の専門家助言チームの依頼を仲介して依頼したものを受領）についても、5月6日から文部科学省のホームページに掲載した。なお、平成23年3月15日及び16日に文部科学省から日本原子力研究開発機構に依頼し、同年3月16日に原子力安全委員会及び文部科学省が日本原子力研究開発機構から受領した計算結果は、平成24年4月13日に掲載している。
- なお、日本原子力研究開発機構は、文部科学省等の国からの依頼によらない独自の取組を行っており、6月28日に開催された原子力委員会定例会議において、WSPEEDI（日本全域、分解能10km）を用いて東京電力福島第一原子力発電所事故発生後2ヶ月間の日本全国の被ばく線量を暫定的に試算した結果を公表し、福島原子力事故によるプラント北西地域の線量上昇プロセスの解析について概説した。計算条件の放射性物質の放出率は、基本的に原子力安全委員会に5月12日に報告された逆推定値に準拠している。また、その後、同機構は、中部・関東・東北を含む東日本におけるセシウム137の広域拡散と地表沈着について4月末までの試算を進め、厚生労働省等にその結果を提供し、厚生労働省報道発表資料「食品中の放射性物質のモニタリング計画策定のための環境モニタリングデータ等の提供について（8月31日）」の中で引用されている。

## 検証のポイント

### 【初期段階】

#### 1. 初期段階において文部科学省が果たすべき役割は果たされたか

◇ 放出源情報が得られない中で、文部科学省が、(財)原子力安全技術センターに緊急時モードへの切り替えや単位量放出を仮定した計算の実施及び関係機関への配信を指示するとともに、原子力災害対策本部事務局等へのSPEEDI操作要員の派遣を指示したことは、防災基本計画や関係マニュアル等に沿ったものであった。

◆ ただし、原子力災害現地対策本部及び福島県災害対策本部については、事故発生当初、震災による専用回線不通のため、(財)原子力安全技術センターからFAX・電子メールにより送信せざるを得ず、迅速なデータ送信が出来なかった。専用回線が不通の際のSPEEDIのデータの伝送方法については、事前に検討していなかった。

○ 初期段階において文部科学省では、東京電力や原子力安全・保安院から放出源情報が得られていなかったため、放出源情報に基づく予測計算の実施はできなかったが、防災基本計画、原子力災害対策マニュアル、環境放射線モニタリング指針や文部科学省原子力事故・災害対応マニュアルに基づき、原災法第10条通報を確認した直後に、原子力安全技術センターに緊急時モードへの切り替えや単位量の放出を仮定した計算を毎正時に実施し、その結果を関係機関へ配信するよう指示した。

○ また、原子力災害対策本部事務局において必要な計算が可能となるよう、(財)原子力安全技術センターのオペレーターが速やかに原子力災害対策本部事務局に配置された(原子力災害対策本部事務局では、3月11日21時12分配信分から、仮定の条件を入力したSPEEDIの予測計算を依頼している)。

○ 以上のことから、文部科学省は、防災基本計画等に定められた範囲内では、SPEEDIの運用に関する役割を果たし得たものと考えられる。

○ ただし、原子力災害現地対策本部及び福島県災害対策本部に対しては、事故発生当初、震災による専用回線不通のため、(財)原子力安全技術センターからFAX・電子メールにより送信せざるを得ず、迅速なデータ送信ができなかったこと、専用回線不通の際のSPEEDIデータの迅速な伝送方法について事前に検討していなかったことは反省点である。

#### 2. SPEEDIは適切に活用されたか

◇ 文部科学省は、放出源情報など原子炉の状況がわからない中、単位量放出のSPEEDI計算結果を関係機関に配信する役割を果たすとともに、SPEEDI計算結果を緊急時モニタリングに活用した。

◆ 単位量放出のSPEEDI計算結果及び各機関による独自のSPEEDI計算結果を原子力災害対策本部において避難等の指示内容の検討に活用するよう、関係機関に踏み込んで助言することまではしていなかった。

◆ 放出源情報が得られない場合の対応を明確に定めていなかった。SPEEDIが機能を十

分に発揮できるような措置を、原子力安全・保安院とともに、事前に検討し備えておくことが必要であった。

#### <緊急避難への活用>

- 今回の事故対応においては、文部科学省では、放出源情報など原子炉の状況が分からない状況であった。単位量放出のSPEEDI計算結果及び各機関による独自のSPEEDI計算結果は避難区域の設定に活用されず、原子力災害対策本部は、3月11日に半径3km圏内避難及び10km圏内屋内退避指示、3月12日5時44分には半径10km圏内避難指示、同18時25分には半径20km圏内避難指示、3月15日11時00分には半径20km以上30km圏内の居住者等の屋内退避指示を発出している。3月15日23時30分、福島第一原子力発電所20km圏外及び福島第二原子力発電所10km圏外への避難が同日19時現在で措置済であることが、原子力安全・保安院により発表された。
- 文部科学省は、防災基本計画等に基づき、事故発生直後から、原子力災害対策本部事務局等に単位量放出によるSPEEDI計算結果を配信させてはいたが、その結果を避難等の検討に活用するかどうかの判断は、原子力災害対策本部の役割とされており、原子力災害対策本部においてSPEEDI計算結果を避難等の指示内容の検討に活用するよう、関係機関に踏み込んで助言することまではしていなかった。また、原子力災害対策本部事務局である原子力安全・保安院には(財)原子力安全技術センターからSPEEDI端末のオペレーターが文部科学省の指示により派遣されており、独自に様々な仮定を立てた計算を実施していた。一方、文部科学省では、東京電力福島第一原子力発電所に係る放出源情報が得られていなかったため、これに基づく放射能影響予測計算を行うことができない状況にあった。このような状況を鑑みると、文部科学省が避難等の指示内容の検討に活用する旨の助言を積極的に行わなかった、あるいは行うことについて検討を行わなかったことについては、SPEEDIも含め各種情報を集約して避難等の対策を検討することは原子力災害対策本部の役割であったことから、責任のある部局がそれぞれ責任ある対応を行うという立場からは理解できることであるが、関係機関に何らかの助言を行うことを検討すべきであった。
- また、原子力災害対策本部が有効に活用できるよう、緊急時対策支援システム(ERSS)を経由した放出源情報が得られない場合の対応を明確に定めるなどSPEEDIが機能を十分に発揮できるような措置を、原子力安全・保安院とともに、事前に検討し備えておくことが必要であった。

#### <緊急時モニタリングへの活用>

- 前述のとおりSPEEDI計算結果は緊急避難には活用されなかったものの、文部科学省においては、同省が3月15日20時40分から50分にかけて実施したモニタリングカーによる東京電力福島第一原子力発電所及び第二発電所周辺の空間線量率の測定にあたって、優先的に測定する高線量区域を検討する上で活用された。原子力安全委員会が定めた「環境放射線モニタリング指針」によると、事故発生後の初期段階において、「SPEEDIネットワークシステムの予測図形を基に、監視を強化する方位や

場所及びモニタリングの項目等の緊急時モニタリング計画を策定する」とされており、同業務は適切に行われた。

### 3. SPEEDI 計算結果の公表に係る文部科学省の対応は適切であったか

◆ SPEEDIの様々な計算結果については、現在は公表しているが、防災基本計画等では、公表することを前提とはされておらず、また、今回の事故においては、どのような仮定を設定するのが適当なのか、判断する材料がない中での仮定に基づく計算であり、現実をシミュレーションしたものとは言い難いと当時の文部科学省関係者は認識しており、発災直後は公表されていなかった。

◆ しかしながら、政府事故調最終報告において「仮に単位量放出予測の情報が提供されていれば、各地方自治体及び住民は、より適切に避難のタイミングや避難の方向を選択できた可能性があったと言えよう」との指摘がある。また、同中間報告では「SPEEDIシステムを活用した国民への情報提供は、現地対策本部又は保安院が行うよう定められていたといえる」とされているが、事故発生直後にSPEEDI計算結果を扱える立場にある文部科学省としては、SPEEDIの機能の説明等を含む計算結果の適切な公表に係る注意喚起など、関係機関に何らかの助言を行うことを検討すべきであった。

○ 従来SPEEDIの計算結果については、放出源情報が得られた場合において、地方公共団体や原子力災害対策本部等における避難区域の確定等の際の検討材料とされるものではあっても、直接住民等に伝達するために公表することを前提としてはいないため、計算結果の公表に関する具体的な方法や役割分担等を文書にするなど、明確に整理されておらず、また、過去の防災訓練等においても、SPEEDI計算結果そのものを公開するような手続きは含まれていなかった。現在は公表しているが、今回の事故発生直後においても、関係者間でSPEEDI計算結果自体を公表するという考えが明確に意識されて検討されることはなく、公表されていなかった。

○ 環境放射線モニタリングの実施にあたり、SPEEDI計算結果を参考にはしていたが、今回の事故直後に原子力発電所からの放出源情報が何ら得られていない状況において単位量放出や様々な仮定（全量放出の場合等を含む）に基づいて行われたSPEEDIの計算は、どのような仮定を設定するのが適当なのか判断する材料がない中での仮定に基づく計算であり、その結果は現実をシミュレーションしたものとは言い難いものであるとの当時の文部科学省関係者の認識は、当時の状況の中では適当であったと考えられる。

○ 例えば、3月15日の夕方に優先的にモニタリングを測定する地点を選ぶ際の区域設定の参考にしていたSPEEDIの計算結果に関しても、それが、実際の放出源情報を踏まえていない以上、数点の実測したモニタリングデータだけでは、当該SPEEDI計算結果の傾向と実際の放射線量の傾向を結びつけることはできない。

○ しかしながら、政府事故調最終報告では「仮に単位量放出予測の情報が提供され



ていれば、各地方自治体及び住民は、より適切に避難のタイミングや避難の方向を選択できた可能性があったと言えよう」との指摘がある。計算結果を検証した結果、実際に住民の方々が避難した時点における単位量放出のSPEEDI計算結果は、現実の放出源情報がない中では、現実をシミュレーションしたものとは言い難く、しかも時々刻々変化する情報であることから、どの程度の信頼感をもって住民の方々に提供できたかについては疑問があるが、住民の方々に情報を提供する意味がなかったのかについては、否定することまではできないと考えられる。また、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の中間報告（平成23年12月26日）では「SPEEDIシステムを活用した国民への情報提供は、現地対策本部又は保安院が行うよう定められていたといえる」とされているが、事故発生直後にSPEEDI計算結果を扱える立場にある文部科学省としては、現実の放出量の変化を反映したものではないことや気象予測の誤差の影響を含んでいることなどのSPEEDIの機能の説明や、必要な追加的情報（例えばその時点での原子炉の状態に関する正確な情報）を付する等の計算結果の適切な公表方法に係る注意喚起を含め、関係機関に何らかの助言を行うことを検討すべきであった。

#### 【3月16日以降】

#### 4. SPEEDIに係る役割分担は適切であったか

◇ 文部科学省としては人的・物的資源を環境放射線モニタリングの実施、とりまとめ及び結果の公表に注力し、原子力安全委員会を含め関係機関がSPEEDIを主体的に活用できるようオペレーターを派遣したことは、官邸において整理されたモニタリングに係る役割分担の方針を受け、文部科学省として判断したものであった。

◆ ただし、その際関係機関の間でSPEEDIの活用・公表に関する具体的な方法や役割分担を協議し、その結果を明確に整理することに、文部科学省は主体的役割を發揮することができていなかった。

○ 3月11日の震災により、発電所内外に設置されたほとんどの各種放射線モニタリング装置の機能が失われ、また原子炉からの放出源情報も得られない状況下で、周辺地方公共団体が観測する放射能データや東京電力が観測する局所的放射能データの数値が高まる中、政府としてまず優先すべき対策は現地における正確な状況把握であった。しかしながら、放射線監視を行う有効な手段が分散かつ不十分であったことから、官邸主導で政府一体となったモニタリングが企図され、平常時又は防災指針等で整理されていた各省の役割分担にかかわらず、新たな役割が整理された。

○ 3月16日の官房長官の指示により整理されたモニタリングに係る役割分担の方針（モニタリングの実施のとりまとめ及び結果の公表は文部科学省、モニタリング情報等の評価は原子力安全委員会、評価に基づく対応は原子力災害対策本部）を踏まえ、文部科学省としては人的・物的資源を環境放射線モニタリング調査の実施及び公表に注力したことは適切であり、こうした文部科学省の取組は各方面の活動に大きく貢献したものと考えられる。実際に、3月16日から原子力安全委員会がSPEEDIによる放出源を逆推定して過去の積算線量を試算した結果を公表する23日までの間

に、当該逆推定にも貢献したモニタリングカーによる定点モニタリングに関しては、文部科学省とりまとめの下、310地点で535回（いずれも延べ）実施した。

- 既に20km圏内避難指示（3月12日18時25分）、半径20km以上30km圏内の屋内退避指示（3月15日11時00分）が発出された段階において、SPEEDIの活用に関しては、モニタリングデータの評価の一環として活用することが有益であり、原子力安全委員会が自由に活用できるようSPEEDI端末のオペレーターを派遣する等の対応を文部科学省がとったことは、官房長官の指示により整理されたモニタリングに係る役割分担の方針を受け、文部科学省として判断したものであった。
- 実際に3月16日以降、原子力安全委員会は、文部科学省を介することなく直接オペレーターに依頼してSPEEDIを活用することが可能となり、原子力安全委員会において、モニタリングに係る助言や防災基本計画等において想定されていなかった放出源情報の逆推定、積算線量評価への活用が行われるようになったことから、文部科学省がSPEEDI端末のオペレーターを原子力安全委員会に移動させ、各種モニタリングデータの評価の一環としてのSPEEDIの活用を促したことは、適切であったと考えられる。
- ただし、官邸で整理されたモニタリングに係る役割分担の方針には具体的にSPEEDIについては明示されてはいなかった。文部科学省として原子力安全委員会が主体的にSPEEDIを活用することができるようSPEEDI端末のオペレーターを移動させたことは官邸において整理されたモニタリングに係る役割分担の方針を受け、文部科学省として判断したものであり、また、当時急務であった発電所からの放射性物質の拡散状況把握に全力を尽くすために必要であったものの、こうした対応を文部科学省として判断するに当たって、原子力安全委員会との間で事前の十分な調整等が行われず、実際には担当者間の事務的な連絡によって伝えられたことから、後に、原子力安全委員会との認識の齟齬が生じたり、文部科学省が自らの責任を「押しつけた」といった報道がなされたりした。この点については、文部科学省としては、官邸で原子力安全委員も加わっていた場で整理されたモニタリングに係る役割分担の方針を受けて判断したものであったとしても、全体としての合意が形成された時点においてオペレーターの移動等を含むSPEEDIの活用・公表に関する具体的方法や役割分担について関係者間で協議し、その結果を文書で明確に整理しておくことに主体的役割を発揮することができていなかった。

## 【その他】

### 5. W S P E E D I の扱いは適切であったか

- ◇ W S P E E D I の計算結果については、現在は公表しているが、今回の事故においては、どのような仮定を設定するのが適当か判断する材料がない中での仮定に基づく計算であり、現実をシミュレーションしたものとは言い難いと当時の文部科学省関係者は認識しており、発災直後は公表していなかった。

- ◆ WSPEEDIについては、研究開発主体である日本原子力研究開発機構において適切に技術開発が進められていくことが期待されるが、拡散の傾向を示す重要な情報となり得るものであり、SPEEDIに準じて公表することを念頭においた計算結果の取扱いについても、併せて検討されるべきものとする。
- ◆ 文部科学省が日本原子力研究開発機構に依頼し原子力安全委員会が受け取ったWSPEEDIの計算結果については、公表主体について関係者間で調整がつかず長期間公表されなかった。早急な調整を進めることが重要であった。

- WSPEEDIは、海外で発生した原子力事故による日本への影響評価など、広域の放射能影響調査をシミュレーションによって実施するため日本原子力研究開発機構が研究開発しているものであり、そのシステムには避難所などの社会環境情報や主要な地理情報を含まず、定常的な運用段階にあり防災基本計画の中にも位置づけられたSPEEDIとは、位置づけ・役割が異なるものである。
- 今回の事故直後には放出源情報が得られていない状況であったが、文部科学省は3月15日に原子力災害対策支援活動を行うにあたり、広域にわたる大まかな拡散傾向を把握するため、日本原子力研究開発機構に単位量放出、全量放出1時間、全量放出10時間の仮定に基づく計算を依頼した。そのWSPEEDI計算結果については、現在は公表しているが、どのような仮定を設定するのが適当なのか判断する材料がない中での仮定に基づく計算であり、現実をシミュレーションしたのものとは言い難いと当時の文部科学省関係者は認識しており、発災直後は公表していなかった。
- WSPEEDIについては、研究開発主体である日本原子力研究開発機構において適切に技術開発が進められていくことが期待されるが、原発事故への対応として国の依頼により実施された計算結果は、広域の拡散傾向を示す重要な情報となりうるものであり、今回の経験を踏まえ、SPEEDIに準じて公表することを念頭においた計算結果の取扱いについて、併せて検討されるべきものとする。なお、SPEEDIについては、今後計算範囲の広域化機能の付与が予定されている。
- 平成23年3月16日の時点で、文部科学省が日本原子力研究開発機構に依頼し原子力安全委員会が受け取っていたWSPEEDIの計算結果については、平成24年3月10日に新聞報道されて以降、事実関係の調査及び関係機関との調整が行われたが、公表主体について関係者間で調整がつかず結果的に長期間公表されなかった。関係機関が早急に調整を進めることが、重要であったと考える。

#### 今後の改善点

- SPEEDIの運用・管理については、今後、原子力規制委員会が担うこととなっているが、SPEEDIの運用・管理に責任を持つ機関は、SPEEDIを活用する機関と連携しつつ、以下の点について検討すべきである。

- ・ 停電時でもERSSを経由した放出源情報が確実に得られる工夫などSPEEDIが十分な機能を発揮できるような措置
- ・ 仮にERSSからの放出源情報が得られない場合、避難の参考として活用するために、どのような仮定に基づいて計算するのが適切か、公表の際にはどのような情報を付加するのが適切か
- ・ SPEEDIの有効性と限界をはっきり認識し、SPEEDIの計算結果は如何に精度が向上されたとしてもシミュレーション結果であることを、データの受取側にも十分理解していただけるような情報提供のあり方（その上で、定期的に行われる防災訓練時にその実効性を確認）
- ・ あらゆる場合においても十分運用が可能となるようマニュアル等の不断の改定
- ・ 今回の事故対応では、地震によりSPEEDI端末の専用回線が切断されたこと、設計範囲（約25km）を超えた広範な予測計算が望まれたこと、放出源情報が得られない状況下での対応を余儀なくされたことといった課題があった。このため、SPEEDIの有効性と限界に留意しつつ、専用回線が切断された場合の代替手段として、自動的な指定アドレスへの送信、ホームページ公表等の多様な情報提供機能を整備したり、計算領域を拡大すること、放出源情報が得られない状況において実測値から拡散予測をよりの確、迅速に実施できるようにすること

## 第2章 環境放射線モニタリング情報の収集・分析・公表について

### 緊急時の環境放射線モニタリングに関する基本的考え方(発災当時の役割分担)

- 防災基本計画（中央防災会議決定）及び原子力災害対策マニュアル（原子力災害危機管理関係省庁会議）では、緊急時モニタリングについて以下のとおり規定されていた。
  - ・ 地方公共団体は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援の下、平常時より環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、原子力安全委員会が定めた指針に基づき、緊急時モニタリング計画を策定し、モニタリングポストの整備・維持、モニタリング要員の確保等緊急時モニタリング体制の整備を図るものとする（防災基本計画）。
  - ・ 原子力事業者は、敷地境界モニタリングポストのほか、排気筒モニタ、ガンマ線サーベイメータ、中性子線サーベイメータ、TLD（熱ルミネセンス線量計）、ダストサンプラ、ヨウ素サンプラ等必要な測定用資機材を整備するものとする（防災基本計画）。
  - ・ 地方公共団体は、原子力事業者より特定事象発生の通報を受けた場合には、平常時モニタリングを強化し、結果をとりまとめ、安全規制担当省庁、文部科学省、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するとともに、緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行うものとする（防災基本計画）。
  - ・ 原子力緊急事態宣言発出後においては、関係機関からの情報を含む緊急時モニタリングの結果をとりまとめ、対策拠点施設に派遣した職員に対し連絡するものとする（防災基本計画）。
  - ・ 安全規制担当省庁は、原子力事業者から連絡された施設からの放射性物質等の放出状況及び地方公共団体がとりまとめたモニタリングの結果等をとりまとめ、官邸（内閣官房）、指定行政機関、関係地方公共団体に連絡するものとする。原子力緊急事態宣言発出後においては、現地対策本部がとりまとめ、原子力災害対策本部、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体の災害対策本部に連絡するものとする。現地対策本部においては、モニタリング情報の把握を担当するグループがモニタリング情報を集約し、評価を行うものとする（防災基本計画）。
  - ・ 文部科学省、指定公共機関〔放射線医学総合研究所及び日本原子力研究開発機

構]、事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者は、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し、地方公共団体の行う緊急時モニタリング活動を支援するものとする（防災基本計画）。

- ・ 国〔防衛省〕は、空からのモニタリング若しくは海上におけるモニタリングに関し、緊急時において原子力災害対策本部長が防衛大臣に対し、原子力災害派遣要請を行ったとき、又は都道府県知事が自衛隊の部隊等の長に対し原子力災害派遣要請を行ったときは、自衛隊のヘリコプター又は艦艇を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、空からのモニタリング又は海上におけるモニタリングを支援するものとする（防災基本計画）。
  - ・ 国〔海上保安庁〕は、海上におけるモニタリングに関し、都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し、必要な支援をするものとする（防災基本計画）。
  - ・ 安全規制担当省庁は、地方公共団体からのモニタリング結果、原子力事業者からの放射性物質の放出状況、事故進展予測、影響予測情報等を取りまとめて、内閣官房、指定行政機関、関係地方公共団体に連絡する（原子力災害対策マニュアル）。
- 防災基本計画（平成20年2月中央防災会議決定）及び原子力災害対策マニュアル（平成22年9月原子力災害危機管理関係省庁会議決定）では、災害時の情報伝達等について、以下のように規定している。

#### <避難誘導等の防護活動の実施>

- ・ 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえ、地方公共団体が行う屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示、安定ヨウ素剤の予防服用等の緊急事態応急対策の実施について、指導、助言又は指示するものとする。また、その後原子力災害対策本部長は、緊急事態の状況に応じ、必要な指示等を地方公共団体に対し行うものとする（防災基本計画）。
- ・ 地方公共団体は、内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等の緊急事態応急対策等を行うものとする（防災基本計画）。
- ・ 地方公共団体は、住民等の避難誘導に当たって避難場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする（防災基本計画）。

#### <周辺住民等への情報伝達>

- 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の災害時要援護者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行うものとする（防災基本計画）。
- 関係機関は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、情報の公開、広報活動を行うものとする（防災基本計画）。

#### <国民への情報伝達（広報）>

- 安全規制担当省庁及び原子力事業者は、地方公共団体と連絡をとりつつ、緊急時の第一報を含め、随時報道機関への発表を行うものとする（防災基本計画）。
- 原子力緊急事態宣言の発出以降における政府としての報道機関への発表は、原子力災害対策本部で行うとともに、現地においては、対策拠点施設とは区切られた現地のプレスセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会が一元的に行うものとする（防災基本計画）。
- 各省庁は、個別に行う広報について、報道機関に対し貼出し等をする場合は、安全規制担当省庁オペレーションルーム、官邸対策室（広報班）、内閣府情報対策室に随時連絡するものとし、発表内容や状況についても随時連絡を行う（原子力災害対策マニュアル）。

- 文部科学省の当初の役割は、上記に従い、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し、地方公共団体の行う緊急時モニタリング活動を支援することであった。

## **対応状況**

### (1)陸域モニタリング

#### ① 3月11日から3月16日まで

- 福島県のモニタリングポストのデータはリアルタイムで福島県原子力センターのホームページに表示されているが、3月11日16時半を過ぎた頃には、地震や津波による損壊や停電の影響によって、全てのモニタリングポストでホームページへのデータの表示ができなくなった<sup>5</sup>。

<sup>5</sup> 3月11日15時30分を過ぎた頃には、津波によって24基のモニタリングポストうち4基が損

- 防災基本計画において、要請等に基づきモニタリングの実施や支援を行うこととなっている関係省庁も広範囲にわたる多数の行方不明者の捜索など他の震災対応に従事していたため、震災直後からの環境モニタリングの参加には制約があった。
- 文部科学省は、福島第一原子力発電所の事故を受けて3月11日夕方、現地対策本部の要員として、職員2名を現地へ派遣した。これらの職員は、そのほかの政府職員とともに、12日0時頃、オフサイトセンターに到着したが、停電のため隣接する福島県原子力センターに参集し、電源が復旧した同日3時過ぎ、オフサイトセンターに移動した。
- また、文部科学省は3月11日夕方、(財)日本分析センター、(財)原子力安全技術センターに専門家派遣を要請するとともに、同日22時46分には、日本原子力研究開発機構の原子力緊急時支援・研修センター等に対して専門家派遣を要請した。翌12日6時38分に、日本原子力研究開発機構から7名、(財)日本分析センターから4名、(財)原子力安全技術センターから2名の計13名の専門家がオフサイトセンターに到着した。そして、日本原子力研究開発機構の職員は、同日に福島県のモニタリングの支援のため、同県のモニタリング班の一員として、福島第一原子力発電所から10km圏内の浪江町周辺のモニタリングを実施した。
- また、文部科学省は、福島県におけるモニタリングを支援するため、3月12日夜、隣県の茨城県内から茨城原子力安全管理事務所(1台)、水戸原子力事務所(1台)、日本原子力研究開発機構(1台)の計3台のモニタリングカーを派遣した。
- 他方、原子力災害対策本部長から、3月11日21時23分に福島第一原子力発電所から半径3km圏内避難指示、12日5時44分には半径10km圏内避難指示、同18時25分には半径20km圏内避難指示、15日11時には半径20km以上30km圏内の居住者等の屋内退避指示が発出された。
- こうした中、福島県原子力センター職員が策定し、国の現地対策本部が了承したモニタリング計画に基づき、文部科学省モニタリング班(日本原子力研究開発機構職員等を含む)は、県の職員とともに13日8時以降緊急時環境放射線モニタリン

---

壊、1基が回線切断された。残り19基については計測及びホームページへの表示を継続していたが、16時半を過ぎたころには通信中継局の電源断によりテレメータによるデータの収集及びホームページへの表示ができなくなった。ただし、電源供給が確保されていた紅葉山局については、職員が現地で測定値を確認し(15日12時から)、当該測定値を福島県がプレス発表した。なお、紅葉山局以外のモニタリングポストについても、非常用電源により個々の計測を継続していたが、数日後には計測不能となった。



グを実施した（文部科学省のモニタリング班は、13日は南相馬市、田村市、いわき市、浪江町、双葉町、大熊町、広野町、川内村で、14日は大熊町、富岡町で、15日は県内高速道路のモニタリングを実施）。

- 避難範囲（福島第一 20km 圏内、福島第二 10km 圏内）を考慮し実施された最初のモニタリング結果の一部は、原子力安全・保安院から3月13日及び14日に発表された（全体は6月3日に原子力安全・保安院から発表された）。
- 福島第一原子力発電所から約5km地点にあるオフサイトセンターでは、1号機の水素爆発（3月12日15時36分）、3号機での水素爆発（3月14日11時01分）などの原子力災害の進展に伴う放射線の影響、周辺地域の物流が滞る中での燃料や食料等の不足等が生じ、原子力災害現地対策本部が効果的に活動を継続することが困難となっており、15日には現地対策本部が福島県庁に移転した。これに伴い、オフサイトセンターに残っていた文部科学省職員2名も移動し、15日16時頃に福島県庁に到着した。現地対策本部移転の際、地震による道路の状況の悪化やガソリン不足等の理由のため、12日夜に派遣したモニタリングカー3台は現地オフサイトセンターに放棄することとなった（4月に回収）。
- 現地で展開できるモニタリングカーを増強するため、文部科学省は、15日に神奈川北原子力安全管理事務所（1台）、熊取原子力安全管理事務所（1台）、日本原子力研究開発機構（2台）から計4台のモニタリングカーを派遣した。また、16日に青森県六ヶ所村の原子力安全技術センターからモニタリングカー等2台の車を派遣した。これにより、モニタリングカー等6台、モニタリング要員として文部科学省職員5名程度、日本原子力研究開発機構職員4名程度、（財）原子力安全技術センター職員4名程度の体制でモニタリングを実施することとなった。
- 3月15日12時53分から開始された第8回原子力災害対策本部会議において、高木文部科学大臣から「文科省によるモニタリング車は6台追加投入している。20km境界、24時間稼働で結果は速やかに公表する。各都道府県のモニタリングポストで調査頻度を上げるよう要請済み。15日正午現在で5マイクロ以上はない状態」「モニタリングは一緒になって行い、そして公表すること」との発言を行った。
- 3月15日17時頃福島市内に到着した文部科学省神奈川北原子力安全管理事務所のモニタリングカーは、3月15日夕方の時点で、SPEEDIの計算結果を参考にした文部科学省原子力災害対策支援本部担当者からの指示に従い、3月15日20時40分～50分にかけて、発電所北西方向20km付近（浪江町昼曾根及び川房）でのモニタリングを実施したところ、川房において最大330 $\mu$ Sv/hの高い放射線量を観測した。この測定者は、同日21時26分に測定結果を指示者である文部科学省へ直接報告した。文部科学省は、既に政務三役を含め、モニタリングデータについては迅

速かつありのまま公表する旨の共通認識を有しており、速やかに官邸緊急参集チームに報告し、官邸を含めた関係機関での共有を図るとともに、15日25時05分（16日1時05分）に文部科学省は報道機関に資料配付を行い、インターネット上でも公開した。ただし、この際、文部科学省からは現地対策本部には報告しておらず、結果として、現地対策本部から地方公共団体への連絡も行われていなかった。また、地方公共団体にも連絡していなかった。なお、この測定者は、現地対策本部が福島県庁内に移転されたことを把握していなかった。

## ② 3月16日以降

- 震災前に想定していたモニタリング実施体制が十分機能していなかったことを背景として、3月16日午前、枝野官房長官の指示により、モニタリングについて、モニタリングの実施のとりまとめ及び結果の公表は文部科学省、モニタリング情報等の評価は原子力安全委員会、評価に基づく対応は原子力災害対策本部、という役割分担の方針が整理された。具体的には、同日午後の枝野官房長官記者会見において「原子力発電所の周辺、退避の外側、20kmから外側の近い部分について、文部科学省がモニタリングを開始」「モニタリングについては、原子力発電所の敷地内、その周辺については、経済産業省、保安院がしっかりと把握をして報告するように。その外側の地域については、文部科学省が、その全体の集約、集計を行うように」と発言された。
- 3月16日の官邸における役割分担の方針を受け、文部科学省はモニタリングの行動計画を取りまとめた。衛星電話1台を有するモニタリングカーに2時間毎に空間線量率の測定結果を集約し、その衛星電携帯電話を通じて、文部科学本省に連絡した。文部科学省は得られた結果（モニタリングの場所、時間、数値、降雨状況）を3月16日以降毎日4回公表した。17日16時公表分からは電力会社の測定について、19時公表分からは福島県の測定について、20日19時公表分からは警察庁の測定について、27日19時公表分からは防衛省の測定についても追加し、まとめて公表した。
- 3月16日12時15分には原子力安全委員会から「モニタリング計画及び体制について」助言があった。このほかにも、モニタリングの実施方法や実施内容について原子力安全委員会からの助言を得ながら取組を進めた。
- 文部科学省は、それまで、福島県原子力センター職員が策定し国の現地対策本部が了承していたモニタリング計画に基づいて支援を行っていたが、3月16日以降は、自らが現地で福島県等と調整しながら策定し国の現地対策本部が了承したモニタリング計画に基づいてモニタリングを実施するようになった。
- 3月17日と18日の2日間にわたり、ポイント32（浪江町赤宇木）において100

$\mu$  Sv/h を超える高い放射線量がされたことを踏まえ、3月18日、原子力安全委員会から、当該地点でのモニタリングを強化するためポイント32において積算線量計を設置するよう要請を受けて、文部科学省は、積算放射線量を測定する簡易型積算線量計を4月8日までに当該地点を含む福島県内15ヶ所に設置した。

- また、文部科学省は、当初空間線量率を可能な限り広域で測定することを優先していたが、福島第一原子力発電所より20km以遠の地域における放射性核種の分布、蓄積状況の把握等に資するため、3月16日採取分より大気中のダスト、環境試料（雑草、陸水）、土壌の放射能濃度の測定や測定結果の取りまとめを行うようになり、分析は、日本原子力研究開発機構、（財）日本分析センター及び福島県等が実施した。
- 3月21日には、文部科学省は、「福島第一原子力発電所の20km以遠のモニタリング計画の充実について」を公表するとともに、原子力施設立地の13都道府県に対してモニタリング専門家の福島県への派遣を要請した。
- 3月26日に原子力安全委員会が記者ブリーフィングにおいて、ポイント32（約30km北西）における積算線量の推計を公表し、その後、文部科学省は、原子力安全委員会及び原子力安全・保安院と共同作業をしながら、他のモニタリング地点でも積算線量の推計を行い、4月10日の原子力安全委員会臨時会議に報告（「福島第一原子力発電所半径20km以遠の周辺地域の積算線量の推計について」）した。この会議の結果、原子力安全委員会は原子力災害対策本部長あてに計画的避難区域等の設定について意見を述べた。
- また、福島第一原子力発電所から半径20km圏内に設定が検討されていた警戒区域の一時立入りに関する検討に資するため、文部科学省及び電力会社は、3月30日、31日、4月2日、18日、19日に福島第一原子力発電所から20km圏内の空間線量率の測定を実施し、21日に結果を公表した。また、4月2日及び18日に実施した空気中の放射性物質及び土壌中の放射能濃度の測定結果を4月25日に公表した。
- 文部科学省は、9月9日から福島県内に設置した可搬型モニタリングポスト20台による空間線量率の測定結果やグラフをリアルタイムにホームページ上で表示するシステムを公開し、平成24年2月21日からは、福島県内の学校や公園等に設置したリアルタイム線量測定システム2,700台による空間線量率の測定結果やトレンドグラフをホームページ上で公開している。また、平成24年4月2日からは、福島県及び隣県に設置した可搬型モニタリングポスト675台（上記20台を含む）による空間線量率の測定結果やグラフをホームページに公開している。

- なお、初期の段階では、文部科学省に現地の詳細な地図や大型地図印刷機、GPS 端末、電子地図情報活用基盤のノウハウがなく、住所や測定ポイントの特定が非常に困難であった。また、GPS の緯度・経度情報において、異なる測定基準系で表示していた測定ポイント等があったため、地図への反映にあたり混乱が生じた。

## (2)全国的な環境放射能水準調査

- 3月15日午前、高木文部科学大臣が記者会見において、従来実施している全国的な環境放射能水準調査で用いるモニタリングポストの測定結果を1日2回公表する旨を発言し、同日14時頃からの記者会見で最初の測定結果を公表した（以後、継続して公表）。さらに平成24年4月2日からは、後述する平成23年度第二次補正予算により増設した全国約200基のモニタリングポストの測定結果もホームページに公表している。
- 3月30日には、測定点を増やすために全国の大学及び高等専門学校の協力を得て、全国各主要都市における大学等の構内の空間放射線量率の測定・公表を開始した。また、平成23年度第2次補正予算においては、全国に250基のモニタリングポストを増設する経費を、第4次補正予算においては、立地地域における約200基のモニタリングポストを増設する経費を確保した。

## (3)海域モニタリング

- 防災基本計画において、要請等に基づきモニタリングの実施や支援を行うこととなっている関係省庁（自衛隊、海上保安庁等）も広範囲にわたる多数の行方不明者の捜索など他の震災対応に従事していたため、震災直後からの環境モニタリングの参加には制約があった。
- そのような中、3月19日、21日の総理補佐官助言チーム会合において、文部科学省に対し海域モニタリングの早急な実施について要請があり、これを受けて、文部科学省は3月22日に「海域モニタリング行動計画について」を公表し、施設沿岸の空間線量率及び海水の測定を行うこととした。翌3月23日以降、海洋研究開発機構は、「白鳳丸」等の調査船を用いて、福島県沖での海水及び海上の空気中ダストを採取し、放射能濃度を測定した。
- 東京電力が危険時の措置として低濃度の放射性物質を含む滞留水等の海への放出を4月4日に行ったことを受け、文部科学省は4月5日に、観測ブイ（自動昇降式漂流ブイ）の投入やサンプリング・ポイントの追加を内容とする「海域におけるモニタリングの強化について」を公表した。
- また、4月12日から、文部科学省は、海洋研究開発機構が開発した方法により、海域モニタリングデータを活用した海洋における放射性物質の拡散・希釈シミュレ

ーションを実施して結果を公表した。

- 4月25日には、文部科学省は、4月22日に原子力災害対策本部が決定・公表した「環境モニタリング強化計画」を踏まえ、「『環境モニタリング強化計画』を受けた海域モニタリングの強化について」を公表し、採水ポイントの追加（28点→34点）や、これまで実施してきた表層と下層に加えて中層での採水を追加するとともに、これらを可能な限り速やかに実施することとした。
- さらに5月6日には、文部科学省は、水産庁とともに「海域モニタリングの広域化について」を発表し、関係省庁・機関の協力を得て海域モニタリングの広域化を図ることを公表した。
- その後、6月24日、日本原子力研究開発機構は、同機構が開発した方法により、太平洋における年単位での放射性物質の拡散・希釈シミュレーションを実施して結果を公表した。
- また、10月20日には、文部科学省は、水産庁、海上保安庁、気象庁、環境省、福島県、東京電力とともに「今後の海域モニタリングの進め方」を公表し、海域モニタリングについて、検出下限値の引下げや調査海域の拡大、分析核種の追加等を図ることを公表した。
- さらに、平成24年3月30日には、文部科学省は、水産庁、国土交通省、海上保安庁、気象庁、環境省、福島県、東京電力とともに「平成24年度海域モニタリングの進め方」を公表し、測定点を増やしたり、放射性物質の河川を通じた海への流入を考慮し、宮城県から福島県、茨城県にかけての河口域のモニタリングを強化したり、新たに東京湾を調査対象に追加したりするなど、モニタリングの充実・強化を図ることとした。

#### (4) 航空機モニタリングの実施

- 政府内で検討を進めてきた航空機モニタリング実施のため、関係機関との連絡や、(財)原子力安全技術センターに対して航空機モニタリングの資機材及び要員の準備を依頼するなどの調整を行い、3月12日11時10分に防衛省の航空機1機が霞目駐屯地を離陸した。13時に六ヶ所村に着陸するも、連絡不調のため、(財)原子力安全技術センターの測定要員と合流できず、航空機モニタリングは実施されなかった。
- 3月15日には、11時20分から防衛省（自衛隊）のヘリコプターにより、モニタリングを開始しようとして離陸し、測定器を立ち上げたが、まもなく、機長に4号機爆発の情報が入ったため、この時点におけるモニタリングは中止された。

なお、モニタリング中止までの間、測定器は安定する前段階のままであった。

- その後もしばらくの間は、救命活動や原子炉への放水作業を優先とした航空機運用が行われ、モニタリングの実施に航空機を調達できず、航空機モニタリング要員は地上で待機せざるを得なかった。
- 3月17日から19日まで、米国エネルギー省（DOE）（以下「DOE」という）は航空機モニタリングを実施し、その結果は外務省を通じ、3月18日に原子力安全・保安院、3月20日に原子力安全・保安院及び文部科学省にメールにて提供された。しかし、文部科学省は、同結果が提供された時点で、ほかにどの機関に提供されているのかを確認しなかった。
- 文部科学省は、3月15日夜以降、モニタリングカーによる地上のモニタリングを集中的に実施し、20日までの段階で約180地点、約360回（のべ数）のモニタリング結果を得ていたが、モニタリングカーが入ることができないエリアも含めた面的な結果が得られるという航空機モニタリングの特性に改めて注目し、3月21日にはDOEと今後の共同実施について外務省の調整の下で打合せを行った。その後、4月6日から共同で航空機モニタリングを実施した。
- DOEから文部科学省に3月20日提供された航空機モニタリングの結果には“Official Use Only”や“Not for Public Distribution”と記載されており、DOE等との3月21日の打合せの際にもDOE側から結果は対外非公表と伝えられていた。同日、事務方から政務三役に対してDOEから提供された航空機モニタリングの結果について報告したところ、可能な限り多くの情報が公開されることに全力を果たすべきとの認識から外務省を通じてDOEに当該結果の公表を要請するよう指示を受け、文部科学省は同日17時過ぎに外務省に対して米国側への公開要請を依頼した。また、同日、外務省から、「当方でとりあえず立ち上がりの部分については各省のとりまとめをやらせていただく」との連絡を受けたため、DOE航空機モニタリングの結果の送付先として、当初の外務省案に含まれていなかった原子力安全委員会を追加するよう伝えた。
- 公開要請後、3月23日（日本時間）に米国は航空機モニタリングの結果を公表した。また、文部科学省は、DOE航空機モニタリングの結果が公開可能となったことについて3月24日に外務省経由で連絡を受けたため、その後DOEホームページにリンクを張るための調整を経て、3月30日に文部科学省のホームページにDOEホームページのリンクを張った。
- 3月25日に、文部科学省は、宇宙航空研究開発機構の協力を得て、同機構が所有する気象観測用の小型機に放射線測定器を搭載してモニタリングを実施するこ

ととなり、その実施内容を「文部科学省航空機モニタリング行動計画」として公表した。

- 文部科学省は、3月25日から4月4日まで、宇宙航空研究開発機構の小型機に（財）原子力安全技術センターの測定器を搭載して簡易モニタリングを実施し、東京電力福島第一原子力発電所30km以遠の上空における空間線量率を測定した。また、並行して、3月31日から4月21日まで、東京電力のヘリコプターに（財）原子力安全技術センターの測定器を搭載し、30km以遠の上空の測定を実施した。
- これらの航空機モニタリングにより、上空の空間線量率が高くないことが明らかになったことから、継続的な測定を終了した。他方で、広域の放射性物質による影響の把握、今後の避難区域等における線量評価や放射性物質の蓄積状況の把握が必要となった。
- このような状況を受け、迅速かつ詳細に空間線量率の分布状況、放射性物質の沈着状況を把握するため、文部科学省は、DOEと協力して、東京電力福島第一原子力発電所から80km圏内を中心に、4月6日から29日及び5月18日から26日に詳細航空機モニタリングを実施し、地表1mの高さの空間線量率、放射性セシウムの地表への沈着状況を確認した。
- その後、文部科学省は、防衛省及び民間航空会社のヘリコプターを活用し、5月31日から7月2日は東京電力福島第一原子力発電所から40km圏内、10月22日から11月5日は、同発電所から80km圏内について詳細航空機モニタリングを実施した。さらに、民間航空会社のヘリコプターや地方公共団体の防災ヘリコプターも活用し、青森県から愛知県までの1都21県に調査範囲を拡大し、DOEの測定器も活用して詳細航空機モニタリングを実施したほか、平成24年4月2日から、福島第一発電所から80km圏外の、空間線量率が高く放射性セシウムの沈着量が高い地域について、昨年6～11月のモニタリングから半年経過した現状を確認するため、詳細航空機モニタリングを実施している。
- また、文部科学省は、平成24年2月6日から今後の避難指示区域等の見直しに向けた当該地域の現状を確認するため、DOEの測定器を搭載し、警戒区域及び計画的避難区域における地上1m高さの空間線量率、放射性セシウムの地表への沈着状況を確認するとともに、飛行禁止区域の見直しに向けて上空の状況を確認するため、対地高度300m付近の空間線量率の測定を実施した。更に、西日本及び北海道について、放射性セシウムの沈着量が少ないことを確認するため、1月30日から詳細航空機モニタリングを実施した。

## (5)横断的事項

- 4月22日には、事故状況の全体像を把握するとともに計画的避難区域等の設定の評価に資することなどのために、原子力災害対策本部において「環境モニタリング強化計画」が決定・公表され、当面のモニタリングの実施内容や実施体制が定められた。これを受け、文部科学省が実施する各種モニタリングの強化方策を、「『環境モニタリング強化計画』を受けたモニタリングの強化について」として5月11日に公表した。
- 前述の「環境モニタリング強化計画」に基づき、文部科学省は、放射性物質の分布状況の把握、各区域における線量評価や放射性物質の蓄積状況評価のための材料として活用するため、放射線量等分布マップを作成することとし、6月6日から、福島県を含む広域での土壌表層部試料の採取・分析や空間線量率の測定を、科学技術戦略推進費を活用し、農林水産省、日本原子力研究開発機構、大学等と連携して開始した。
- 放射線量等分布マップの作成に当たっては、有識者及び福島県の担当者を構成員とする「放射線量等分布マップの作成等に係る検討会」を文部科学省に設け、マップの作成手法について技術的検討を行うこととした。
- まず、文部科学省は、8月2日に、「放射線量等分布マップ」（土壌採取地点における1mの高さの空間線量率の測定結果をまとめた「線量測定マップ」及び道路上における地表面から1mの高さの空間線量率の分布状況をまとめた「走行サーベイマップ」）を作成・公表した。また、地表面に沈着した放射性物質による住民の健康や環境への影響を確認するため、8月30日には放射性セシウム、9月21日にはヨウ素131、9月30日にはプルトニウム及びストロンチウム、10月31日にはテルル129m、銀110mについて、単位面積あたりの放射性物質の沈着量の分布を地図上に標記した「土壌濃度マップ」を作成・公表した。
- さらに、上記のマップの作成結果に加え、様々な環境中における放射性物質の移行状況について調査した結果をまとめた報告書「東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質の分布状況等に関する調査結果」を平成24年3月13日に公表し、同日に報告書の調査内容についてのシンポジウムを開催した。
- また、7月9日から、文部科学省は、内閣府原子力被災者生活支援チーム、現地対策本部、福島県等と連携して、緊急時避難準備区域における学校・通学路等の詳細なモニタリングを実施し（「「ふるさとへの帰還」に向けた緊急時避難準備区域に関する放射線モニタリングアクションプラン」）、8月9日、8月16日、9月22日には、その結果を公表した。



- さらに、10月3日に文部科学省、内閣府原子力被災者生活支援チーム及び環境省は、「旧緊急時避難準備区域（南相馬市、田村市、川内村、広野町、楡葉町）の復旧を支援するための放射線モニタリングアクションプランについて」を公表し、生活圏における走行サーベイや、里山等の無人ヘリコプターによる空間線量率の面的なモニタリング、飲用に供する井戸水等地下水のモニタリング、河川・水源地のモニタリングを実施し、その結果を11月15日、12月26日、平成24年1月13日、2月17日、3月19日、3月30日に公表した。また、平成24年4月18日には、文部科学省、内閣府原子力被災者生活支援チーム、復興庁、環境省及び福島県は、「避難指示解除準備区域（南相馬市、田村市、川内村）への帰還・復興を支援するための放射線モニタリングアクションプランについて」を公表し、公共施設等の主要ポイントのモニタリング、生活圏、里山等に着目した走行サーベイや無人ヘリコプターを用いた面的なモニタリング、地方公共団体の要望を踏まえたモニタリングを実施している。
- なお、本件事故に係る放射線モニタリングを確実かつ計画的に実施することを目的として、関係府省、地方公共団体及び原子力事業者が行っている放射線モニタリングの調整等を行うため、モニタリング調整会議を開催することとなり、7月4日に第1回会議を開催した（文部科学省は当会議の事務局を担うこととなった）。8月2日に開催された第2回会議においては、放射線モニタリングに関する情報集約、測定及び分析等の実施に関する関係機関の役割分担を定め、関係機関が実施する放射線モニタリングの内容をまとめた「総合モニタリング計画」が決定され、文部科学省は、本会議の事務局を行うとともに、環境モニタリングを実施してきた。さらに、平成24年1月24日に第3回会議を開催し、関係機関の実施するモニタリング状況が報告され、平成24年3月15日に開催した第4回会議では、主に平成24年度の計画を記載した総合モニタリング計画を改定した。また、食品中の放射性物質の新たな基準値が設定されたことを踏まえ、平成24年4月にも同計画を一部改訂した。
- また、文部科学省においては、各機関が実施・公表したモニタリング情報についてとりまとめ、ウェブサイトで公表している。

## 検証のポイント

### 1. 初期段階において文部科学省が果たすべき役割は果たされたか

- ◆ 国の防災基本計画等において、文部科学省の役割は、地方公共団体の行う緊急時モニタリング活動の支援を行うことであり、福島県の環境放射線モニタリング活動に大きな困難があった中、3月11日から15日にかけて、文部科学省は、職員、専門家、モニタリングカー等を派遣し、福島県の緊急時モニタリング活動を支援した。しかしながら、関係者との連携が十分でなかった点が見られた。

○ 国の防災基本計画等において、文部科学省の役割は、地方公共団体の行う緊急時モニタリング活動の支援を行うことであった。福島県の環境放射線モニタリング機器や設備の大半が地震及び津波による損壊や停電の影響によって使用できない状況となったことなどにより福島県の環境放射線モニタリング活動に大きな困難があった中、文部科学省は、3月11日から15日にかけて、文部科学省職員、専門家、モニタリングカー等を派遣し、福島県の緊急時モニタリング活動を支援したが、3月15日20時40分～50分の浪江町におけるモニタリングに関して、文部科学省の測定者が現地対策本部の状況を一時的に把握できなかったことや、文部科学省から現地対策本部への連絡ができていなかったこと、結果として、現地対策本部から地方公共団体への連絡も行われていなかったことなど、関係者との連携に反省すべき点が見られた。

## 2. モニタリング情報の収集・分析・公表は適切に実施されたか

◇ 3月16日以降、官邸において整理されたモニタリングに係る役割分担の方針を踏まえ、当初、文部科学省の役割とされていなかったモニタリングの実施のとりまとめ及び結果の公表に主体的に取り組むこととなり、海洋研究開発機構の調査船や宇宙航空研究開発機構の小型機なども動員して、徐々にモニタリング活動の結果の充実を図ってきた。

◆ しかしながら、海外機関のモニタリングデータの結果の分析や評価、公表方法等について、政府として具体的な手順を定めていなかった。また、緊急時に活用可能な関係省庁のヘリコプターの指定など、航空機モニタリングの具体的な準備が不足していた。

◆ DOEの航空機モニタリングの結果について、住民の安全を重視する立場に立って、地元自治体や関係機関に行き渡っているのかの確認などの踏み込んだ対応を行わなかった。

○ 当初、防災基本計画等においてモニタリングの実施や支援を行うこととなっている関係機関は広範囲にわたる多数の行方不明者の捜索など他の震災対応に従事していたため、震災前に想定していたモニタリング実施体制が十分機能していなかった。

○ こうした中、文部科学省は、当初モニタリングカー等を派遣し、高い放射線量を観測するなど積極的にモニタリング活動の支援を行ってきたが、現地対策本部を拠点とするモニタリング活動が十分機能しなかったことを受けて、3月16日、官邸においてモニタリングに係る政府内の役割分担が整理され、文部科学省がモニタリングの実施のとりまとめ及び結果の公表を担当することとなった。それ以降、海洋研究開発機構の調査船や宇宙航空研究開発機構の小型機なども動員して、徐々にモニタリング活動及び結果公表の充実を図ってきたことは適切な対応であったと考える。

- しかしながら、空間線量率の測定を優先し、ダストサンプリングの測定の開始が遅れたこと、現地要員に対する後方支援が十分ではなかったこと、モニタリング結果の公表に関し現地対策本部を通じた地方公共団体への事前連絡不足などにより混乱が生じたこと、測定結果の地図への反映に困難が伴ったこと、複合災害によりラジオ等しか情報源がなかった状況においては、高い線量を計測した地点については地図に場所をプロットしてホームページに公表するのにあわせて、当該地点の地名を可能な範囲で発表した方が分かりやすかったこと、海外機関のモニタリングデータの結果の分析や評価、公表方法等について、政府として具体的な手順を定めていなかったこと、緊急時に活用可能な関係省庁のヘリコプターの指定など、航空機モニタリングの具体的な準備が不足していたことは反省点である。
- また、3月16日の段階では明示的には整理されていなかったDOEのモニタリング結果の取扱いについても、可能な限り多くの情報が公開されることに全力を果たすべきとの認識から政務三役の指示を受け、米国に対する結果の公開要請を外務省に依頼したことにより、DOEホームページに同結果が公開され、文部科学省において同ホームページへのリンクを張ったという対応は当時の状況においては精一杯の対応であった。
- 一方、DOEのモニタリング結果について、3月23日（日本時間）以降は、ホームページで公表されており、また、当時、既に公表していた文部科学省等が実施するモニタリング結果とおおむね整合していたとしても、住民の安全を重視する立場に立って、地元自治体や関係機関に行き渡っているかの確認などの踏み込んだ対応を行わなかったことは反省点である。
- また、緊急時モニタリングから周辺環境における全体的影響を評価し、今後の対策の検討に資する観点からのモニタリングに移行した段階におけるモニタリングデータの公表については、平成24年1月16日に原子力安全委員会による「今後の放射線モニタリングの在り方について」の中で「データ公表に際しては、放射線モニタリングの目的を明確に示し、データの意味を分かりやすく説明することが重要である。通常の傾向から逸脱した数値のデータが得られた際等には、必要に応じて再測定でデータの検証を行うなどにより、その原因について分析し、考察を加えて公表することが必須である」と指摘されており、真摯に受け止める必要がある。

#### **今後の改善点**

- 地方公共団体のモニタリング活動が確実にできるよう、モニタリング資機材の充実など地方公共団体に対する支援を強化する。
- 緊急事態にも的確な対応が可能となるよう、リアリティをもったマニュアルにな

っていなかった反省を踏まえ、地方公共団体や自衛隊は自然災害対応に資源をとられる前提を考慮し、また、海外機関のモニタリングデータも含めて、出来る限り抜け落ちなくモニタリングデータの収集・整理・公表がなされるよう、マニュアルの改定や通信手段の改善を進めるとともに、平時から地方公共団体との意思疎通を強化する（地方放射線モニタリング対策官の配置等）。

- 現地から提供されるモニタリングデータについては、スピード感をもった対応が重要であり、即座に集約・表示・提供する機能を強化する。その上で、国民に可能な範囲で分かりやすく情報発信を行うよう努める。
- 航空機モニタリングによる迅速かつ正確なモニタリングの実施に備えた取組を強化する（緊急時に活用可能な関係省庁のヘリコプターの指定をはじめとした事前の準備や、経験の蓄積を踏まえたマニュアルの整備など）。
- 情報発信の緊急性を勘案しつつ、可能な限りモニタリング結果のもつ意味等が住民等に正確に伝わるよう、適切なリスクコミュニケーションの強化のため、受け手との対話を重ねながら、公表資料に分かりやすく注釈を付けたり、IT を活用して情報を整理する等の取組を進める。

### 第3章 学校の校舎・校庭等の利用に係る取組について

#### 文部科学省における対応状況

(1) 「福島県内の学校等の校舎、校庭等の利用判断における暫定的考え方」（以下「暫定的考え方」という。）の決定・通知（4月19日）までの経緯

- 4月からの新学期が間近となった3月30日、福島県教育委員会から原子力災害現地対策本部に対して、福島第一原子力発電所から20～30km圏内の学校再開に当たり再開の目安となる放射線の基準を早急に提示することなどについて要請があり、当該要請が原子力災害現地対策本部から文部科学省に伝えられた。
- これを受け、文部科学省において、原子力安全委員会から専門的な助言を得つつ検討を進めることとした。当初は、文部科学省は福島県教育委員会に対して、学校再開に当たっての留意事項を示した事務連絡を発出することを検討していたが、鈴木文部科学副大臣から、当該要請が原子力災害現地対策本部から文部科学省に伝えられたものであるため、原子力災害対策本部及び官邸に説明をし、その指示を仰ぐようにとの指示があった。
- この指示を受け、4月4日に官邸の緊急参集チームにおいて、屋内退避区域内の学校再開の可否について文部科学省から説明を行ったところ、区域内の学校の放射線量を早急に測定した上で原子力安全委員会に評価を依頼することとされた。
- このため、4月5日から、文部科学省、現地対策本部及び福島県により、福島県内の小学校等における空間線量率の測定（～4月7日）及び土壌・ダストの放射性物質濃度調査（～4月6日）を実施した。
- 4月6日、文部科学省から原子力安全委員会に対して、それまでに得られた測定結果を基に学校等の再開の可否について助言を求めたところ、同日、原子力安全委員会から、次の3点について回答があった。
  - ・ 福島第一原子力発電所から20～30kmは、現在、屋内退避の地域となっており、学校を再開するとしてもスポーツ等の屋外授業を行う事や屋外で遊ばせることは被ばくの程度を極力低いものとする観点からは、好ましくない。
  - ・ 屋内退避の地域以外の地域においても、空間線量率の値が低い地域においては、被ばくの程度を極力低いものとする観点からは、学校を再開するかどうか十分に検討すべき。
  - ・ 現在も事故は、終息しているわけではないことから、引き続きモニタリングを継続しつつ、適切な対応をとっていくことが重要である。

- さらに4月6日及び7日に、文部科学省から原子力安全委員会に対して、追加分の測定結果を送付し、学校等の再開の可否及び安全といえる具体的な空間線量率について助言を求めたところ、4月7日に、文部科学省が学校等の再開にあたっての判断基準を示すべきであり、原子力安全委員会は示された判断基準に対して助言を行う旨の回答があった（8日にも同趣旨の回答）。このため、文部科学省において判断基準の内容を検討することが必要となった。一方で、避難区域の見直しに伴って屋内退避区域の大部分が計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に変更されることとなり、同区域内の学校施設は使用しない見通しとなったため、屋内退避区域内の学校再開の目安ではなく、同区域外における校舎・校庭等の利用判断の目安について検討することとなった。
- 4月8日には官房長官から、厚生労働省が食品の安全基準を決めたときと同様、学校再開に係る助言依頼や決定には、文部科学省と原子力安全委員会だけのやりとりでなく、原子力災害対策本部を関与させるよう指示があった。
- これらのことを踏まえ、文部科学省では、放射線医学総合研究所の専門家の協力を得つつ、省内の非常災害対策センター（EOC）において検討することとし、まず、国際放射線防護委員会（ICRP）が「人々がその地域に住み続けることが出来るようにするために、1年間に、1～20mSv/年の範囲の参考レベル、長期目標として1mSv/年の参考レベルを決めて防護対策を行うことを勧告する」との声明を3月21日に出していることを踏まえた上で、
- ・ 保守的な想定として、16時間の屋内、8時間の屋外活動の生活パターンを想定すると、20mSv/年に到達する空間線量率は $3.8\mu\text{Sv/h}$ である（※放射性物質の放射エネルギーが1年間減衰しないと仮定）。
  - ・ 学校等を対象とした環境放射線モニタリング結果（4月8日とりまとめ）について、今回のモニタリングにより $3\mu\text{Sv/h}$ 以上（※当初は測定誤差等を考慮していたため<sup>7</sup>）の空間線量率が測定された学校等については、詳細な再調査を実施することが適当であり、再調査の結果が出るまで等の間校舎・園舎の使用を継続することは差し支えないが、屋外活動授業の自粛等に留意すること。他方、 $3\mu\text{Sv/h}$ を下回った学校等については、設置者の判断により、校舎・校庭等を利用して差し支えない。

などを内容とする、「暫定的考え方」のたたき台を作成した。

- 4月9日、文部科学省は原子力安全委員会に対して、4月5日～7日に行った福島県内の小学校等の空間線量率の測定結果を報告するとともに、上記のたたき台に

<sup>7</sup> その後、①モニタリング結果を見ると測定誤差と考えられる測定値のばらつきはほとんどないこと、②そもそも $3.8\mu\text{Sv/h}$ は一日当たり校庭上に8時間も滞在する、放射性ヨウ素が全く減衰しない等の極めて安全側に想定して導出されたものであること等を考慮し、 $3\mu\text{Sv/h}$ を $3.8\mu\text{Sv/h}$ に変更した。

ついて説明した。これに対し、原子力安全委員会からは、内部被ばくについて情報が不足している中、何らかの（例えば2倍程度）の安全係数の考慮が必要であるとの指摘があった。

- この指摘を受けて文部科学省は、内部被ばくの寄与が外部被ばくと同様にあると仮定して、
  - ・ 3.0  $\mu$ Sv/h 以上の空間線量率が測定された学校等については、再調査の結果が出るまでの間は、校庭・園庭の利用をできるだけ控える等の短期的措置を当面講じるとともに、今後3～4か月にわたり継続的なモニタリングを実施。
  - ・ 1.9  $\mu$ Sv/h 以上 3.0  $\mu$ Sv/h 未満の場合は今後3～4か月にわたり継続的なモニタリングを実施。

という内容への修正を検討する一方で、内部被ばくの影響を把握するため、福島県内の学校20校において土壌調査を実施した。その結果、校庭等の土壌から巻き上げられた塵を吸引すること等による内部被ばくの線量は、外部被ばくを含めた全体の線量の平均2パーセント程度で極めて小さいと評価されることが判明したため、4月12日、文部科学省から原子力安全委員会に対して説明を行い、内部被ばくを理由とする安全係数の考慮は行わないこととなった。

- 他方、4月10日の緊急参集チームにおいて、文部科学省に対し、学校の利用判断に係る考え方については保育所についても併せて議論する必要があるため、厚生労働省とも調整を行うよう指示があった。このため、その後、文部科学省は厚生労働省との調整を継続的に行った。
- その後も官邸や原子力安全委員会などとの協議を進め、4月12日の官邸との協議の結果、4月5～7日に放射線モニタリングを行った福島県の学校等について、測定点を増やして詳細な再調査を行うこととされた。このため、4月14日に、前回調査で高い線量率を計測した学校（3.7  $\mu$ Sv/h 以上の52校）を対象として、学校等の空間線量率の測定及び土壌モニタリングを実施し、その結果も踏まえつつ、さらなる検討を重ねた。
- こうして暫定的考え方の案が概ね固まったことから、4月19日、原子力災害対策本部として、「福島県内の学校等の校舎、校庭等の利用判断における暫定的考え方（案）」をとりまとめ、原子力安全委員会に対して助言要請を行った。この案は、夏季休業終了（おおむね8月下旬）までの期間を対象としたもので、以下のような取扱いが示されている。
  - ・ ICRP における非常事態収束後の参考レベルの1～20mSv/年を校庭等の利用判断における暫定的な目安とし、今後できる限り児童生徒等の受ける線量を減らして

いくことが適切であること

- ・ 校庭等で  $3.8 \mu\text{Sv/h}$  以上の空間線量率が測定された学校については、当面、校庭等での活動を1日あたり1時間程度にするなど、学校内外での屋外活動をなるべく制限することが適切であること。
  - ・  $3.8 \mu\text{Sv/h}$  未満の空間線量率が測定された学校については、校舎・校庭等を平常どおり利用して差し支えないこと。校庭・園庭の空間線量率の低下の傾向が見られない学校については、国により校庭・園庭の土壌について調査を実施すること。
  - ・ 今後、国において福島県と連携し、継続的なモニタリングを実施すること。
- これに対し、4月19日、原子力安全委員会からは差支えない旨の回答とともに、以下の留意事項が示された。
- ・ 学校等における継続的なモニタリング等の結果について、2週間に1回以上の頻度を目安として、原子力安全委員会に報告すること。
  - ・ 学校等にそれぞれ1台程度ポケット線量計を配布し、生徒の行動を代表するような教職員に着用させ、被ばく状況を確認すること<sup>8</sup>。
- これを受け、原子力災害対策本部から文部科学省及び厚生労働省に対し、「福島県内の学校等の校舎、校庭等の利用判断における暫定的考え方」について福島県に対して指導・助言を行うよう指示がなされた。
- 当該指示を受け、4月19日、鈴木文部科学副大臣が記者会見で説明を行うとともに、文部科学省から福島県教育委員会等に対し、「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）」を送付した。
- なお、暫定的考え方の「 $20\text{mSv/年}$ 」に関して、福島県民ができるだけ不安にならないように配慮し、「事故継続時の参考レベル、年間20から $100\text{mSv}$ のうち、最も厳しい値である $20\text{mSv}$ を出発点とし」たという説明を行ったこともあった。

## (2) その後の取組の経緯

- 4月19日付け通知の発出後、その趣旨・内容について理解を得るため、4月20日に福島市において、4月21日に郡山市及び伊達市において、文部科学省の担当者等による保護者等説明会を行うとともに、5月2日には官邸ホームページに「学校での放射線量基準について」（Q&A）を掲載するなど、様々な方法で説明に努めた。しかしながら、保護者等の間では、校庭等における放射線の状況に対する不安

<sup>8</sup>第1回の測定結果（4月27日～5月8日：既往の調査で $3.7 \mu\text{Sv/h}$ 以上の空間線量率が測定された55校が対象）によれば、積算線量（時間平均）は $0.03 \mu\text{Sv/h} \sim 0.93 \mu\text{Sv/h}$ で推移しており、全体の平均値は $0.22 \mu\text{Sv/h}$ であった（学校滞在時間を1日8時間、年間200日と仮定すれば、平均では年間約 $0.35\text{mSv}$ （約 $0.05\text{mSv} \sim 約 1.49\text{mSv}$ ）となる）。



の声が相次いだ。4月29日には、当時の内閣官房参与が辞意表明の会見において、「小学校等の校庭の利用基準に対して年間20mSvの数値の使用には強く抗議するとともに、再度の見直しを求めます」と批判し、マスコミでも大きく報道された。

- このような保護者等の不安を背景として、5月10日には、福島県知事から総理に対して「福島県の児童生徒等が受ける放射線量の低減方策に係る緊急要望」が出され、その中で、「校庭・園庭等の表土の改善を希望する設置者に対し、その工事に要する経費について、国において全額負担すること」などが要望された（その後も、福島県を中心に多数の要望が寄せられた）。
- 4月19日付け通知では、今後できる限り児童生徒等の受ける線量等を減らしていくことが適切であるとしていたところ、文部科学省では、4月20日及び21日に行った保護者等説明会での意見等を踏まえ、学校等における空間線量率を低減させるため、校庭・園庭の土や砂の入れ替えを行うことについて本格的な検討を開始した。
- その一環として、5月8日、日本原子力研究開発機構が福島大学附属中学校及び幼稚園において、校庭の土壌対策に関する実地調査を行った。その結果、校庭等の線量を低減するための表土改善策として、「まとめて地下に集中的に置く方法」と「上下置換法」が有効であることなどが明らかとなった。

この実地調査結果については、5月11日、文部科学省より原子力安全委員会へ報告するとともに、学校設置者の空間線量率低減策の参考となるように、同日付けで福島県教育委員会等に対し、事務連絡を発出した。
- 他方、福島県内の学校等の校庭等における空間線量率のモニタリングを継続的に実施したところ、5月12、13日に実施した測定以降は、全ての学校等が $3.8\mu\text{Sv/h}$ を下回る結果となった。
- このような中、政府全体としても、第二次補正予算の編成をはじめ、原子力事故による被災者等への対応について検討が進められ、5月17日には、原子力災害対策本部において、当面の課題と取組の全体像をまとめた「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」が策定された。その中では、福島県内の教育施設における土壌等の取扱いについて、早急に対応していく旨が明記された。
- この政府全体の方針も踏まえて、文部科学省は線量低減策に関する検討をさらに進め、5月26日には政務三役の了承を得て、5月27日、福島県教育委員会等に「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」（事務連絡）を発出した。この事務連絡においては、暫定的考え方に沿って、学校内において児童生徒等の受ける線量を低減させ、より安心して教育を受けられる環境を構築するため、
  - ① 福島県内の全ての学校等に対し積算線量計を配布すること、
  - ② 23年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、当面年間1mSv以

下を目指すこと、

- ③ 校庭等の空間線量率が毎時  $1 \mu\text{Sv}$  以上の学校において、土壌に関する線量低減策を講じる場合、設置者の希望に応じて財政的支援を行うことを示した。
- 事務連絡の発出後、文部科学省は早急に、福島県の全ての学校等（1,641校）に積算線量計を配布した。また、財政的支援の対象となる学校（校庭・園庭の空間線量率が  $1 \mu\text{Sv/h}$  以上）約 390校について、校庭・園庭の土壌処理を完了した。
  - また、福島県以外の地方公共団体についても、校庭・園庭の空間線量率が  $1 \mu\text{Sv/h}$  以上の学校が存在し、それらの地方公共団体から福島県と同様の財政的支援を求める声が寄せられたことから、財政的支援等について検討を行った。6月20日には、福島県外においても、校庭・園庭の空間線量率が  $1 \mu\text{Sv/h}$  以上の学校については、設置者の希望に応じ、校庭・園庭の線量低減策に対する財政的支援を実施するとともに、積算線量計を配布することとし、関係都道府県教育委員会等に事務連絡を発出した。これを受けて、福島県と同様に、早急に対応を進めた（4校に積算線量計を配布、5校の校庭・園庭の土壌に関する線量低減策を支援）。
  - これらと並行して、暫定的考え方についてより適確な理解を深めるとともに、放射線防護と児童生徒等の日常生活、心身の健康や発達等に関して様々な観点から検討・整理し、学校や家庭等に対して科学的かつ総合的な情報を分かりやすく提供するため、12名の専門家からのヒアリングを3回（5月31日、6月16日、7月6日）に分けて実施した。
  - それまでの取組の経過も踏まえ、文部科学省では、7月下旬以降、夏季休業終了（おおむね8月下旬）までの期間を対象としていた「暫定的考え方」を見直し、児童生徒が受ける線量をさらに低減するための具体的方策等について検討を進めた。
  - また、政府全体では、学校外を含めた地域全体での除染推進に向けた検討が進められ、8月26日には、原子力災害対策本部において、「除染に関する緊急実施基本方針」及び「市町村による除染実施ガイドライン」が策定された。当該ガイドラインの中で、学校の校庭・園庭においては、土壌改良対策が進んだことなどにより、 $3.8 \mu\text{Sv/h}$  を上回っているところは1校もなく、「暫定的考え方」はその役割を終えたとされた。
  - これを踏まえ、同日、文部科学省から都道府県教育委員会等に対し、「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について（通知）」及び「学校の校舎・校庭等の線量低減について（通知）」（福島県外を対象）を発出した。その中では、学校において児童生徒等が受ける線量について原則年間  $1\text{mSv}$  以下とするとともに、これを達成するため、校庭・園庭の空間線量率については毎時  $1 \mu\text{Sv}$  未満を目安とすること、局所的に線量の高い場所の把握と除染を進めること等を示している。

また、同日、各学校等において適切に放射線測定等を行うことができるよう、日本原子力研究開発機構の協力を得て「学校等における放射線測定の手引き」をとりまとめ、福島県教育委員会等へ配布した。

- その後も、学校等の子どもの生活環境（通学路を含む）の除染が優先的に行われるよう福島県内の市町村に専門家を派遣するなど、8月26日付け通知の趣旨に沿って、学校等における除染推進のための取組を継続的に行ってきたところである。

## 検証のポイント

### 1. 「暫定的考え方」で示された内容は妥当だったか

- ◆ 「暫定的考え方」は、学校の校舎・校庭の利用判断に関し、1～20mSv/年を暫定的な目安として示したものであり、年間20mSvまで放射線を受けてよいという基準ではなかったが、次項に記載したように一部で誤解が生じるなど説明が必ずしも十分とは言えなかった。
- ◇ 校舎・校庭等の利用判断の暫定的な目安となる $3.8\mu\text{Sv/h}$ という数値は、児童生徒等の生活パターンを十分に安全側に立って仮定し、今後できる限り児童生徒等の受ける線量を減らしていくための出発点として算出したものである。

- 「暫定的考え方」は、原子力安全委員会等との数次にわたる綿密な協議を経てとりまとめられたものであり、避難等の対応が求められていない地域であっても低年齢の児童生徒等に対しては特別の配慮が必要であることを考慮し、学校における当面の措置として屋外活動の制限等を求めたものである。あくまでも学校の校舎・校庭の利用の判断基準として、校庭の空間線量率  $3.8\mu\text{Sv/h}$  を出発点として示したものであり、年間20mSvまで放射線を受けてよいという基準ではない。
- この「暫定的考え方」では、経済的・社会的要因を考慮に加えた上で、合理的に達成可能な限り被ばく線量を低く（ALARA：as low as reasonably achievable）保つという考え方の下、ICRPの2007年勧告や同勧告を踏まえてICRPが公表した2011年3月21日の声明を考慮し、非常事態収束後の参考レベルの1～20mSv/年を学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安としたものであり、今後できる限り、児童生徒等が受ける線量を減らしていくことが適切であるとしている。
- 「暫定的考え方」を策定した当時、空間線量については、主要な放射性核種であるヨウ素131（半減期約8日）の影響により減少が見込めること等から、初期値としては20mSvを用いて算出したとしても、実際の年間被ばく線量はこれを大きく下回ることが予見されていた（校庭等の空間線量率  $3.8\mu\text{Sv/h}$  の学校の児童生徒等の事故発生後1年間に受ける積算線量を、児童生徒等の生活パターンを考慮して推計したところ、9.99mSv（うち学校関係分は1.67mSv（全体の約17%））である。）。また、あくまで夏季休業終了（おおむね8月下旬）までの期間を対象とした暫定的な考え方として策定したものであり、その後の見直しを予定していた。

- その上で、1年間365日毎日8時間校庭に立ち、残りの16時間は同じ校庭の上の木造家屋で過ごす、という十分に安全側に立った仮定に基づき、 $3.8\mu\text{Sv/h}$ の空間線量率を校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安とし、校庭等の空間線量率がこれ以上の学校等では、校庭等での活動を1日当たり1時間程度にするなど、学校の内外での屋外活動をなるべく制限することを求めている。
- 実際に、校庭等の放射線のレベルは、被ばく線量に関するヨウ素の寄与の急速な低減や土壌の改良による線量低減等によって、学校等の校庭・園庭において $3.8\mu\text{Sv/h}$ 以上を示した学校等は、4月14日の測定では13校であったが、5月12・13日に実施した測定以降はこの数値を上回る学校はなくなった（7月7日測定分で、56校・園のうち52校・園が $1.0\mu\text{Sv/h}$ 以下）。また、学校等の教員が簡易型放射線線量計を携帯することにより実施した測定の結果についても、前述のとおり放射線量が極めて低いレベルに抑えられていることが確認されている（4月27日～5月8日の測定で、全体の平均値は $0.22\mu\text{Sv/h}$ 。また、平成24年3月1日～31日の測定結果によれば、学校等における積算線量予測（年間）は、 $1\text{mSv}$ 以上が2校園で、他は全て $0.5\text{mSv}$ 未満。）。
- ICRPは、放射線防護のための指標は年齢について平均化したもので示すべきとしており、「暫定的考え方」の根拠となっているICRP勧告における事故収束後の復旧時の参考レベルは、大人も子どもも含めた一般公衆に対応したものだが、①子どものための特別な基準を他に先駆けて作ったこと、②前述のとおり十分に安全側の条件を設定して計算していること、さらに、③夏季休業終了までの暫定的なもので、その後できる限り児童生徒等の受ける線量を減らしていくための出発点であること、に留意する必要があると考える。

## 2. 保護者等に対する説明は適切だったか

- ◆ 通知文書における説明の不足等により、 $20\text{mSv/年}$ を児童生徒の許容限度として定めたかのような誤解を招く結果となったことは反省すべき。
- ◆ また、「暫定的考え方」の説明においては、数値（ $3.8\mu\text{Sv/h}$ ）の算出根拠が中心となり、保護者等の立場に立って、その不安に真摯に応える姿勢が十分ではなかった。
- ◆ さらに、具体的な線量低減策を同時に提示できなかったため、今後できる限り児童生徒等の受ける線量を減らしていくという方向性が、十分な説得力を持つものとして受け止められなかった。

- 放射線（特に低線量被ばく）に関する科学的知見の不足や放射線防護の考え方の特異性を背景として、通知文書における説明の不足（Q&Aの不添付など）、政府関係者等からの不整合な発言、説明のタイミングの遅れ等があいまって、 $20\text{mSv/年}$ を児童生徒の許容限度として定めたかのような誤解を招く結果となったことは反省すべき点である。
- また、保護者等から寄せられた強い不安の声に対し、説明会の開催、ホームページ

ジでの情報発信、リーフレットの作成・配布など、様々な機会を通じて丁寧な説明に努めてきたものの、「暫定的考え方」で示した数値（ $3.8 \mu\text{Sv/h}$ ）の算出根拠を説明することが中心となり、保護者等の立場に立って、その不安に真摯に応える姿勢が十分ではなかったと考えられる。

- さらに、学校の校庭については、他の施設に先駆けて線量低減策への財政支援を行ったところであるが、「暫定的考え方」を公表した時点では、保護者等の要望に十分応え得る具体的な線量低減策を同時に提示できなかった。このため、今後できる限り児童生徒等の受ける線量を減らしていくという方向性が、十分な説得力を持つものとして受け止められず、保護者等の強い不安を緩和することができなかった。

### 今後の改善点

- 今回の事故対応は、かつて経験のない事態であったため、当初、省内さらには政府内での役割分担及び決定までのプロセスが不明確であり、その調整にも時間を要した。このため、今回の事故対応を踏まえ、省内の原子力事故・災害時対応マニュアルにおいて、学校の校舎・校庭等における放射線への対応に関し、役割分担等を明確化することとする。また、政府内の関連するマニュアルの見直しの際にも、本件に関する内容が盛り込まれるよう調整を行う。
- 事故による放射線影響に関する科学的知見を収集、分析し、今後の対応の参考にするとともに、保護者等へのわかりやすい情報提供を図る。また、関係府省庁と協力して、子どもたちだけでなく保護者等も対象とした放射線に関する教育・情報提供を推進する。

## 第4章 学校給食の安全・安心の確保に向けた取組について

食品の安全については、規制値を超えるものが市場に出回らないよう、出荷段階で、都道府県において検査が行われ、出荷制限等の措置が取られることになっている。

このことを前提としつつ、より一層、給食の安全・安心の確保の観点から、様々な取組を行ってきた。

これまでの文部科学省における主な取組は以下のとおりである。

### 文部科学省における対応状況

#### (1) 保護者への情報提供等に関する教育委員会への要請

- 7月8日、福島県内の農家から出荷された牛肉の一部から、暫定規制値を超過する放射性セシウムが検出されたことが東京都から公表された。その後、当該農家がえさとして給与していた稲わらから放射性セシウムが検出され、また、既に市場に流通していた他の牛肉の一部からも暫定規制値を超過する放射性セシウムが検出されたことを踏まえ、7月20日付け事務連絡で、都道府県・指定都市教育委員会等に対して、学校給食の食材の選定に際し、学校給食会や食材業者等との連携を密にしながら、出荷制限等の情報に留意することや、保護者等の問い合わせ（例えば食材の産地など）に応じるなど、必要な情報提供に配慮することを要請した。
- また、7月20日、千葉県習志野市の小学校の6月20日の給食で出された牛肉が、放射性物質に汚染された稲わらを給与されていた可能性のある肉用牛由来のものであることが判明したという報告が、千葉県教育委員会から文部科学省にあった。このため、7月21日付け事務連絡で、都道府県・指定都市教育委員会等に対して、放射性物質に汚染された稲わらを給与されていた可能性のある家畜に由来する肉を給食で使用していたことが判明した場合には、文部科学省への報告を求めることとし（その後、文部科学省に433校26園において使用した可能性があるとして報告あり）、あわせて、保護者等への必要な情報提供に配慮することを再度要請した。
- さらに、教育委員会等が食品の放射性物質に関する情報等を確認できるよう、文部科学省ホームページ内に学校給食に関する必要な情報を集めたページを作成し、8月24日付け事務連絡で、都道府県・指定都市教育委員会等に対して通知した。  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigai\\_johou/syousai/1309856.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigai_johou/syousai/1309856.htm))
- その後も、学校給食の安全・安心に対する保護者等の関心の高さを踏まえ、保護者等への情報提供に対する配慮等について、10月21日及び1月20日の都道府県・指定都市主管課長会議において学校健康教育課長から、1月24日の全国都道府県教育長協議会総会においてスポーツ・青少年局担当審議官から、繰り返し要請を行った。また、11月21日付け事務連絡や、1月20日に行われた都道府県・指定都市主管課長会議においては、このことに加え、保護者が不安から弁当や水筒の持参を希

望する場合に十分な説明や配慮を行うよう要請した。

## (2) 安全・安心の確保に向けた事業の実施

- 食品の安全については、学校給食に使用されるものも含め、規制値を超える食品が市場に出回らないよう出荷段階で検査や出荷制限等の措置が講じられているが、文部科学省としては、より一層の安全、安心の確保の観点から、学校給食の食材の事前検査を行うための機器を整備する費用の一部を補助（2分の1補助。残りは交付税措置）する「安全・安心のための学校給食環境整備事業」（学校給食用検査設備整備費補助金）（約1億円：17都県を対象（1都県あたり5台））を平成23年度第3次補正予算に計上した。11月21日の第3次補正予算の成立を受けて、同日付けで事務連絡を发出し、都道府県教育委員会に対して本事業について周知した（合計77台の検査機器を整備）。
- その後、同事業について、11月30日付け事務連絡により事業対象となる17都県教育委員会に対し、補助金交付要綱を送付して事業内容の詳細を周知するとともに事業計画書の提出を依頼した。その際、補助対象となる機器に係る検出限界の基準数値の位置づけをめぐって、一時的に混乱が生じた。
- また、平成24年度予算において、給食一食全体について、提供後の検査を行い、放射性物質がどの程度含まれているか否かを把握する「学校給食モニタリング事業」に要する経費（約3億円）を計上した。同事業では、県内1市町村あたり1か所程度、福島県以外は1都道府県あたり2か所程度が想定されているが、一部希望する地方公共団体については先行して実施することとし、事業計画書の提出を1月27日付けで依頼した。
- さらに、福島県については、平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成23年法律第91号）に基づき福島県が設置する福島県原子力被害応急対策基金に、東日本大震災復旧・復興予備費を活用することにより、県内の全ての学校給食調理場（共同調理場又は学校）について検査体制を整えることができるよう、必要な検査機器（260台程度）の整備に要する経費を措置した（2月10日、予備費の支出について閣議決定）。

### 検証のポイント

#### ◎学校給食の安全・安心の確保に向けた取組は十分だったか

- ◇ 文部科学省としては、学校給食のより一層の安全・安心を確保する観点から、保護者等に対する適切な情報提供の要請や、学校給食の放射性物質の検査に対する支援を進めてきた。
- ◆ ただし、放射性物質に対する保護者等からの不安の声に、必ずしもすみやかに応えられていなかった。
- ◆ なお、学校給食に係る放射線検査機器の整備を支援する「安全・安心のための学

**校給食環境整備事業」（平成23年度第3次補正予算に計上）の実施に当たっては、当初、事業内容等について誤解が生じるなど、説明が必ずしも十分とは言えなかった。**

- 放射性物質に汚染された稲わらを給与していた可能性のある牛由来の牛肉が学校給食で使用されていたことが判明したことなどもあって、学校給食の安全・安心に対する保護者等の関心が非常に高いものとなった。
- 今回の事故発生以降、文部科学省は、保護者等に対する適切な情報提供などを教育委員会へ累次にわたって要請してきた。また、平成23年11月以降は、より一層の学校給食の安全・安心を確保する観点から、学校給食の放射性物質の検査に対する支援事業を実施してきたところである。ただし一連の経過をみれば、放射性物質に対する保護者等からの不安の声に、必ずしも速やかに応えられていなかった。
- なお、これまでの対応のうち、学校給食に係る放射線検査機器の整備を支援する「安全・安心のための学校給食環境整備事業」（平成23年度第3次補正予算に計上）の実施に当たっては、当初、事業内容等について誤解が生じるなど、説明が必ずしも十分とは言えなかった。

#### **今後の取組**

- 今回の対応を踏まえ、省内の原子力事故・災害時対応マニュアルにおいて、学校給食に関する対応に係る内容も記載することとする。
- 学校給食の安全・安心に対する保護者等の関心が非常に高いことを踏まえ、保護者が不安を抱く事柄について、保護者等への十分な説明と配慮を行うよう、都道府県教育委員会等に対して引き続き要請する。
- 各事業の実施に当たっては、教育委員会等に対して、事業内容等について丁寧でわかりやすい説明を行うとともに、相談に適切に対応し、必要な指導助言を行うなど、事業の着実な実施を進める。また、学校給食に係る放射線検査機器整備に関しては、福島県内の全ての学校給食調理場における検査体制の整備や、福島県外における検査の支援に着手しており、各教育委員会に対し、速やかな導入を促す。



## 第5章 学校が避難所となった際の対応の在り方について

### 対応状況

#### (1) 避難所となった学校や被災地教育委員会の対応等

- 東日本大震災においては、被災した地域が極めて広範囲にわたったため、避難所となった学校は最大で 622 校にのぼり、長期にわたり教職員が避難所運営の中心的な役割を担うことになった例も見られた。

#### 【参考】応急避難場所となった学校数【ピーク時（平成 23 年 3 月 17 日）】

岩手県	宮城県	福島県	茨城県	その他 (1都6県)	合計
64	310	149	75	24	622

- 避難所運営は本来的には市町村防災担当部局が責任を有するものであり、災害時には防災担当部局から避難所開設の指示がなされるとともに、避難所に配置される担当職員が責任者として避難所運営に当たることが想定されていた。
- しかしながら、東日本大震災においては、通信手段の途絶や発災直後から多くの住民が学校に避難してきたことから、防災担当部局の指示がない中で校長の判断により避難所を開設することとなった学校も多くあった。
- また、被災地域が極めて広範囲にわたったため、計画通りに防災担当部局が担当職員を配置できない場合や、交通の混乱等から担当職員の到着が大幅に遅れる場合があった。さらに、避難所の指定を受けていない学校においても、多くの住民が避難してきたため、避難所としての機能を果たさざるを得ない状況となった。  
学校機能の再開を図る際に、学校に避難している地域住民を受け入れる社会体育施設等の学校以外の公的施設について、学校施設同様の耐震化及び防災機能の強化を図るなどの受入れ体制が整っていない場合もあった。
- 教育委員会においては、通信手段の途絶等が生じたことにより、多くの学校等との連絡が不可能となった。さらに、都道府県の地方機関も含めて、行政機関が直接被害を受けたこともあり、都道府県教育委員会と市町村教育委員会の間の連絡も困難な状況となったため、被災状況の把握が遅れ、被災した教育委員会への支援に支障が生じた。
- このような中、震災発生直後から、全国の教育関係者の中で、被災地の学校や児童生徒を支援する動きが広がり、多くの教育委員会が、被災地の支援のために教職員を派遣した。例えば兵庫県教育委員会では、発災後 1 週間足らずの間に震災・学

校支援チーム（EARTH）を宮城県に派遣し、学校再開への取組と避難所運営支援のバランス、子どもへの声かけ、今後の避難訓練など、被災地の学校における様々な課題に対して、阪神・淡路大震災の経験や教訓を伝えたり資料を提供するなどの活動を行った。

○ 避難所となった学校や被災地教育委員会に対して、文部科学省が行ったヒアリングにおける主な意見としては以下のようなものがあった。

- ・ 災害時には防災担当部局から学校に対して避難所開設の指示を出すことになっていたが、指示がない段階で多くの住民が避難してきたため、校長の判断で避難所を開設することとなった。避難所に指定されていない学校にも、多くの住民が押し寄せたため、避難所を開設することとなった。
- ・ ターミナル駅や観光地に近い学校では、住民に加え、一時滞在者が押し寄せることとなり、想定を超えた規模の人数の対応をすることとなった。そのため、学校側が予定していなかった普通教室等も避難所として開放せざるを得なかった。
- ・ 日頃からの防災担当部局との連携が不十分だったため、避難所として十分な備蓄品が整備されていなかった。また、共同で訓練を行っていなかったため、避難所を円滑に運営できなかった。
- ・ 避難所開設後、防災担当部局から職員が参集するまでに数日を要し、その間は教職員が中心となって避難所を運営した。また、被災した地域が極めて広範囲にわたったため、防災担当部局の職員が不足し、派遣された職員が避難所対応について知識があるとは限らなかったことに加え、一日交代勤務で継続性がなかったことから、教職員が引き続き対応せざるを得なかった。
- ・ 避難所運営において地域住民の自治の確立が重要だったが、防災担当部局の職員と地域住民は普段から付き合いのある関係ではなかったため、校長がその役割を担った。
- ・ 避難所が開設されてからは、運営会議を毎日開催し、町内会長と学校長等が出席して対応を話し合い、運営会議で決まった内容は模造紙に書き出してホワイトボードに掲示し、住民に周知することでコミュニケーションの円滑化を図った。
- ・ 地域の自治が機能したかどうかは、日頃の学校と地域等の連携に拠るところもあるが、学校外の要因もあり、例えば高齢化している地域では物資の搬入・配布等の作業を住民だけでは行うことができず、教職員が主体となって対応せざるを得なかった。
- ・ 避難所運営において防災担当部局の職員が機能していない場合は、教育委員会

で学校の要望をとりまとめ、適宜調整して支援を実施した。

- ・ 被災した市町村立学校に対して、都道府県教育委員会としてどう支援して良いか判断が難しかった。都道府県教育委員会が全てを把握できる状況ではなかったし、被災により組織が脆弱化した市町村教育委員会もあった。情報をどのように入手し、対策を取っていくか手探りだった。
- ・ 被害が甚大な地域では教育事務所が機能を喪失したことにより連絡体制の構築が困難となったため、被災状況の把握が数日間にわたりできなかった。
- ・ 警察から、学校や社会体育施設を検死所として使用したいとの要請があり、当初は空き校舎を開放したが、スペースが不足したため、他の施設も開放することとなった。災害時に施設がどのような用途に使用されるか、あらかじめ検討されていれば、その後の施設修繕等もスムーズにできた。

## (2) 文部科学省における検証の取組

文部科学省では、これまでに以下の会議等において、学校が避難所となった際の対応の在り方についても検証等を実施した。

### ①「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言

(平成 23 年 7 月)

- 東日本大震災の被害を踏まえ、今後の学校施設の整備方策について検討するため、有識者による検討会（「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」）を設置し、検討会において学校施設の耐震対策や津波対策、防災機能の確保などについて検討を進め、緊急提言を公表した。
- その中では、学校が災害時に子どもたちや地域住民の応急避難場所という重要な役割を果たすことができるよう、今後の学校施設の整備に当たっては、教育機能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸機能を備えておくという発想の転換が必要であることなどについて提言されている。

#### (緊急提言の主な内容)

- ・ 避難生活が長期化し、避難所機能が継続することを想定する場合には、教育活動に支障がないよう、避難生活との共存を考慮した施設整備を行うことが必要である。例えば、教育活動エリアと避難エリアを明確にゾーン分けするなどの対策が考えられる。
- ・ 学校が本来果たすべき役割を果たした上で、地域住民の応急避難場所としての役割も担っていくためには、あらかじめ教育委員会と防災担当部局との間で、お互いの役割を明確にしながら、防災機能の向上を図っていくことが必要である。

例) 地域の防災計画における学校の応急避難場所としての位置付け  
応急避難場所として使用する際の学校施設利用計画の策定  
応急避難場所の運営  
応急避難場所として求められる諸機能の整備・維持管理  
備蓄物資や救援物資の確保・管理 など

- ・ 今回の震災で、地域における学校の重要性が再認識されており、今後の学校施設の整備に当たっては、防災機能の強化に加え、地域コミュニティの拠点として様々な地域ニーズに柔軟に対応できるよう、学校の機能強化を図っていくことが重要である

## ②「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」

(平成 23 年 9 月 30 日中間とりまとめ)

(平成 24 年 7 月 25 日最終報告)

- 東日本大震災における学校等での経験を把握・分析し、その教訓を次代を担う子どもたちに伝えるとともに、児童生徒等の危険予測・危険回避能力を高めるための防災教育・防災管理等を見直すため、防災教育や防災の専門家からなる有識者会議（東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議）を設置し、必要な調査・審議を実施した。
- この有識者会議での中間とりまとめにおいては、避難所運営に関し、防災担当部局から十分な支援が受けられなかった場合の対応等について検討や日頃からの学校と地域の関係づくりに留意すべきこと等について提言されている。

### (中間とりまとめの主な内容)

- ・ 避難所の運営については、本格的には災害対策担当部局がその責任を有するものである。平成 8 年に文部省（当時）が作成した「学校等の防災体制の充実について（第二次報告）」においても、学校が避難所となる場合の運営方策等については、災害対策本部等に移行するまでの間を想定して、学校内の運営体制や初動体制等を示している。しかし、今回の震災では、被害が広範囲にわたったことなどから、相当の期間、学校と教育委員会や災害対策担当部局との連絡自体が困難であった事例や、災害対策本部から十分な支援が得られず、教職員が長期にわたり避難所運営に関わった例があった。
- ・ 宮城県内の 40 校の小・中学校の校長からの聞き取りによると、避難所の運営に当たる自治組織の立ち上げについて、学校支援地域本部が設置された学校（20 校）では混乱が見られず、大部分が順調であったと回答したのに対し、学校支援地域本部が設置されていない学校（20 校）では 4 割で混乱が見られ、順調であったと回答したのは 3 分の 1 程度であった。

- 学校は、児童生徒等の学習・生活の場であり、いずれ、学校機能を再開させ、本来の教育活動の場に戻ることになる。その際、学校に避難している地域住民の移動先となる学校以外の公的施設の耐震化や受入れ態勢が整っていないことが課題である。
- 学校において作成した避難マニュアルに示されていた避難場所が津波の被害を受けた例があったことから、安全な避難場所、避難経路等の設定について、全ての学校において地域防災の担当者、大学や研究機関の研究者等の指導・助言を受けるなどして再確認、再検討することが必要である。
- また、避難訓練や学校の施設・設備の安全点検等の実践的な活動についても同様に指導・助言を受けながら改善を図ることや、地域等と連携した体制の整備についても徹底していくことが必要である。その際、天井や壁などの非構造部材については、これに起因する負傷があったことを踏まえ、十分な安全点検を行うことが必要である。
- 学校と地域の防災担当部局、自主防災組織等の連携を強化するため、定期的に会議を開催するなどして、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について具体的に協議しておくことが重要である。また、その際、教育委員会等の行政レベルでの連携も考えられる。
- 学校が避難所となる場合の運営方策については、被害が広範囲かつ長期にわたる場合も想定して、学校と教育委員会や災害対策担当部局との連絡体制や、災害対策担当部局から十分な支援が受けられなかった場合の対応等についての検討が望まれる。その際には、学校支援地域本部の設置など、日頃からの学校と地域の関係づくりに留意することが必要である。
- 学校機能の日常化を図る際、学校に避難している地域住民を受け入れる学校以外の公的施設について、学校施設同様の耐震化及び防災機能の強化の検討が必要である。
- 児童生徒等は地域住民の一員という側面もある。学校管理下外で災害に遭った場合を想定し、保護者等との連携を図りながら、地域における避難場所等について理解させるとともに、発達の段階に応じた避難所等における役割等についても指導し、体験的に学ぶ機会を設けることが必要である。
- そのため、学校として地域での防災訓練等に積極的に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施することが重要である。今回の地震・津波の際にも、学校施設は地域住民の避難所として大いに活用されており、例えば、学校の体育館や校庭におけるテントでの宿泊等、

非常時の生活を体験する機会を設けることも必要である。

- ・ 学校施設が、地域住民の避難所となる場合、教職員が不在となる時間帯が多いことから、地域住民自身や防災担当部局による開設・運営が図られるよう、備蓄倉庫の鍵の保管場所等の事前の確認等も考えられる。

※ なお、平成7年に発生した阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）以降に発生した、負傷者50名以上の地震21回のうち、教職員が学校にいる時間帯（学期中の平日の日中）に発生した地震は3回である。このように教職員が不在の時の事例は圧倒的に多い。（気象庁の地震データより）

#### （最終報告の主な内容）

（「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究」によると）

- ・ 関係機関との連携について、定期的な連絡調整が約6割、避難所開設等の訓練については約5割の学校等が必要と答えている。また、地域住民などと日常的に連携がとれていた学校等は、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化が円滑に進んだという報告もあり、事前に市町村防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図り、地域住民などが主体的に開設・運営できる仕組みづくりが重要と考えられる。
- ・ 避難所の開設や運営に関して、日頃から関係機関と連携していた学校は約1割にとどまった。日頃から関係機関と連携していたことにより、迅速に対応できている例があったことから、事前に市町村防災担当部局や地域住民関係者・団体と体制整備を図り、地域住民などが主体的に開設・運営できる仕組みをつくり、訓練を行うことなどが重要である。
- ・ 災害はいつ発生するかわからないため、学校に教職員が不在の場合にも地域住民によって円滑に避難所が開設・運営できるよう、地域住民の避難所に関する理解が必要である。学校と地域住民がコミュニティ・スクールや学校支援地域本部を活用するなど日頃から連携し、防災対策を共有し、体制整備を進めておくことが必要である。

### ③「地域コミュニティとの協働による学校防災機能の強化」に関する取組の推進及びタスクフォースの設置（平成23年11月22日発表）

- 東日本大震災を契機として、「学校の防災機能」の強化が喫緊の課題となっていることから、学校と地域コミュニティとの協働により、今後効果的に「学校の防災機能」の強化・充実に資する取組を推進し、学校・地域相互の防災力の向上・強化を図るため、支援メニューの整理・取りまとめを行うとともに、文部科学省内にタスクフォースを設置した。

#### ④「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」の作成・配布（平成 24 年 3 月 9 日公表）

- 「学校の防災機能」強化に向けた支援策の一つとして、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を平成 24 年 3 月 9 日に作成・公表し、23 年度中に全学校に配布した。

##### （「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」の主な内容）

- ・ 避難所運営は本来的には防災担当部局が責任を有するものであるが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定される。災害規模が大きな場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の開設や運営等について中心的な役割を担う状況が考えられる。

しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する確率が高いことも含め、事前に防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作っておくことが重要である。

- ・ 各自治体が作成している避難所の開設や運営マニュアルと併せ、教職員が協力できる内容について関係機関とあらかじめ調整しておくことが必要である。その際、教職員の勤務時間帯であっても休暇や出張等で教職員が不在の場合や、勤務時間外では教職員が学校に参集するのに一定の時間が必要であること等により、少人数で運営を担わざるを得ない事態が発生することを考えておくことが大切である。また、児童生徒等の安全確保や授業再開時の混乱防止等のため、児童生徒等と避難者のスペースや動線を分けておく必要がある。

- ・ 東日本大震災では、長期にわたり教職員が避難所運営の中心的な役割を担うことになった例が多く見られたが、学校支援地域本部を設置するなど地域と日頃から連携していた学校においては、地域の自治による避難所運営に円滑に移行でき、教職員が児童生徒等の安否確認や授業再開に向けた業務に専念することができた事例もある。

#### ⑤「震災時における学校対応の在り方に関する調査研究」

（平成 24 年 2 月 24 日中間報告）

- 東日本大震災が発生した際、被災地の学校の校長はどのような対応を行い、避難所としての学校はどのような役割や機能を果たしたのか、震災直後における対応等を記録として蓄積し、今後の学校運営の在り方を考える際の示唆とするために、文部科学省の委託により 3 つの研究機関（日本教育経営学会、株式会社ベネッセコーポレーション、財団法人日本私学教育研究所）による調査研究を実施した。
- この調査研究の成果発表として、文部科学省は平成 24 年 2 月 24 日に「震災対応を通じて考える 地域とともにある学校づくりフォーラム～平素からの学校と

地域の関係づくりが子どもたちを守り、地域を守ることにつながる～」を開催し、学校と地域コミュニティとの協働による防災機能等の強化や、地域とともにある学校づくりと学校を拠点とした地域づくりなど、今後の学校運営の在り方などについてパネルディスカッション等による議論を行った。

- このフォーラムでは、多くの学校で避難所運営を想定した事前の取組が不十分であったが、日頃から地域と連携をしていた学校では、避難所自治組織の確立がうまくいっていたことから、地域とともにある学校づくりを更に推進すべきとの発言があった。

#### (フォーラムの主な内容)

- ・ 学校には、
  1. 避難所としての役割(地域の貴重な公共スペース(安全で安心できる場所)、精神的なつながりの場所、多目的なコミュニティ・スペース)がある。
  2. 地域の核となる場所としての役割(元気に通学する子どもの姿が保護者や地域を元気づけ、未来を創造する復興の牽引者となる)がある。
  3. 教育機関としての専門的・社会的役割(危機を学び、危機に対応する知識と知恵の貯蔵庫)がある。
- ・ 地域防災組織(自治会、消防団等)との間で、被災前に避難所開設を想定した「役割分担」や「シミュレーション」を行っていた学校は少なく、避難所運営を想定した事前の取組が不十分であった。
- ・ 震災直後から学校再開までの全ての期間において管理職を中心とした「学校関係者」が、中心的な役割を担った。また、自治体・町内会との連携をしていた学校は、連携をしていなかった学校よりも避難所自治組織の確立がうまくいっており、同様に地域防災組織と教職員との定期的な顔合わせを行っていた学校や合同で訓練を行っていた学校は、避難所自治組織の確立がうまくいっている。
- ・ 住民等との顔合わせ、訓練、交流等の度合いが高いほど、震災対応(特に避難所対応)がスムーズであり、特に地域に定着している「自治会・町内会」との連携が力を発揮した。地域とともにある学校づくりをこの震災を契機に見直すべきである。
- ・ 震災時の地域連携については、平素からの取組(自治会、PTA等との連携・協力)が重要であり、特に学校と地域との間で、「事前の対策」や「実際の対応(人選・役割分担等)が上手くなされていた所が、相対的に避難所運営がスムーズであった。防災教育・防災活動について地域との間で事前の「取り決め」、「定期的な協議」さらには「合同防災訓練」に取り組むべきである。



## 検証のポイント

### ◎学校が避難所となった際に円滑に機能するにはどのような点が重要か

◇ 今回の震災への対応をみれば、学校が避難所として円滑に機能するためには、以下の4点が重要である。

- ①学校と防災担当部局や地域との日常からの関係構築
- ②教育委員会間での連携・協力体制の事前協議
- ③学校・教育委員会における防災マニュアルの整備と訓練
- ④学校施設の防災機能の強化

#### ①学校と防災担当部局や地域との日常からの関係構築

- 東日本大震災では被災地域が極めて広範囲にわたったため、防災担当部局が計画通りに避難所の運営について知識を有する職員を配置できなかつたり、交通の混乱等から職員の到着が大幅に遅れたりし、一定期間教職員が避難所運営の中心的役割を果たすこととなった。また、教育活動の再開に当たって避難所を集約する過程において避難者との間でトラブルとなることもあった。
- しかし、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の取組、自治会等との連携に日頃から取り組んでいる学校においては、避難所の立ち上げがスムーズに行えたとともに、早期に住民の自治組織が立ち上がり、教職員は教育活動の早期再開に向けた活動に専念できたとの指摘がある。
- したがって、大規模災害に備え、日常から学校と防災担当部局や地域住民とでハード・ソフト両面で体制整備を図り、教育活動のためのスペースを適切に確保したり、地域住民が主体的に避難所を開設・運営できる状況を作っておく必要がある。

#### ②教育委員会間での連携・協力体制の事前協議

- 東日本大震災のように災害の規模が大きい場合、被災した教育委員会では庁舎等の物的被害はもちろん、職員への人的被害も想定される。このような場合、被災した教育委員会から関係機関に対して必要な支援を求めること自体が困難となる可能性がある。
- したがって、被災時にどのような支援を提供するか、双方が事前に協議した上で取り決めておき、発災時はその協議に基づき即時に対応できる体制を構築しておく必要がある。

#### ③防災マニュアルの整備と訓練

- マニュアルどおりにいかない想定を超えたケースへ対応する現場での対応力も必要となるが、これらは準備（訓練）の積み重ねにより可能となるものである。発災時に速やかに行動するためには、学校・教育委員会は防災担当部局との綿密な連携に基づく防災マニュアルの整備と準備（訓練）を通じた不断の努力が必要

となる。

#### ④学校施設の防災機能の強化

- 学校が避難所としての機能を発揮するためには、学校施設の耐震化はもとより、備蓄倉庫、自家発電設備、情報通信設備等の整備、施設のバリアフリー化など、地域住民の避難所として必要な防災機能を確保するよう努めることが重要である。

#### 今後の改善点

- 上記を踏まえ、今後、以下の取組を進めることが必要である。
  - ① 避難所運営に係る教職員の負担を軽減し、避難所運営を円滑に行うため、学校と防災担当部局や地域との日常からの関係構築を促進する。特に、学校の教育活動を速やかに再開するため、教育活動のためのスペースを適切に確保したり、住民自治による避難所運営が可能となるように、日頃から地域住民、市町村防災部局と連携した訓練の実施等を促す。
  - ② 都道府県教育委員会と域内の市町村教育委員会との間等で、緊急時を想定した連携・協力体制についての事前協議を促す。
  - ③ 学校・教育委員会等の学校の設置者は防災担当部局との綿密な連携に基づく防災マニュアルを整備し、当該マニュアルに基づく訓練を行い、想定外の事態への教員の対応力を培うよう促す。
- このため、文部科学省主催研修や広報誌、教育委員会関係団体主催研修等を通じて、教育委員会や学校関係者に、これらの課題・教訓を以下のように周知する。
  - ・ 今回の課題や教訓を反映して作成した「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月9日公表）や、「震災時における学校対応の在り方に関する調査研究」等の結果の周知及び取組の促進（「検証のポイント」①③関係）
  - ・ 市町村教育委員会研究会協議会などの機会において、防災体制の強化等に関する協議の実施（「検証のポイント」①②③関係）
- また、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の設置等、地域とともにある学校づくりをさらに推進し、学校と地域との関係構築を促進する。（「検証のポイント」①関係）
- あわせて、学校施設の耐震化をはじめ、地域住民の避難所となる学校施設の防災機能の強化を図る。（「検証のポイント」④関係）

## 第2部 第一次報告書の内容に関する検討結果

### 第1章 「文部科学省の緊急時対応体制」に関する10の提言への対応

#### 1. 提言1「文部科学省防災業務計画、業務継続計画等の改定」について

##### 【基本的な考え方】

- 中央防災会議作成の防災基本計画を踏まえた文部科学省防災業務計画に基づき、自然災害等については文部科学省非常災害対策本部等を、原子力災害については文部科学省原子力災害対策支援本部等を設置することとなっている。
- しかしながら、自然災害対応と原子力災害対応の2つの本部を併置することを想定した対応体制が計画されていなかった。また、政務三役の関わりも明確に整理されていなかった。
- また、文部科学省首都直下地震対応業務継続計画は、首都直下地震の対応に留まっており、複合災害等への対応が位置づけられていなかった。
- このような点を踏まえ、文部科学省防災業務計画や文部科学省首都直下地震対応業務継続計画を見直す必要がある。

##### 【具体的措置内容】

- 危機管理の観点から適切な省内の対応体制を明確にしておくため、平成24年度に文部科学省防災業務計画や文部科学省首都直下地震対応業務継続計画を修正する。
- 具体的には、文部科学省防災業務計画については、複合災害時においても省全体としての対応が迅速に行えるよう、文部科学省非常災害対策本部と文部科学省原子力災害対策支援本部の合同会議を位置づけることや、政務三役との連絡・調整方法の明確化等について文部科学省防災連絡会議において検討し、平成24年度に修正する。
- また、文部科学省首都直下地震対応業務継続計画については、複合災害時における対応について、文部科学省非常災害対策本部と文部科学省原子力災害対策支援本部との連携や、政務三役との連絡・調整方法等について、防災業務計画に準じて、文部科学省防災連絡会議において検討し、平成24年度に修正する。

#### 2. 提言2「原子力事故・災害時対応マニュアルの改定」について

##### 【基本的な考え方】

- 「原子力事故・災害時対応マニュアル」は、原子力事故・災害時に文部科学省としてとるべき対応体制、措置等の基本的事項について定めたものであるが、その現行版（平成20年10月）では、原子力事故・災害が単発で発生した場合のみ想定しており、今回の東日本大震災のような自然災害との複合災害・事象に対応する上でのマニュアルとしては必ずしも有効なものとは言えなかった。
- また、今回の東京電力福島第一原子力発電所事故の場合のように事故対応が長期

間にわたるケースも想定されておらず、そうした観点からも十分にマニュアルが整備されていたとは言えない面があった。

#### 【具体的措置内容】

- 「原子力事故・災害時対応マニュアル」について、原子力規制委員会に移管されることとなる業務を除き、現在進められている「文部科学省防災業務計画」の見直し状況も踏まえつつ、自然災害の対応部局との連携や、24時間体制下での業務継続を念頭においた省全体での体制の見直し等、複合災害の場合や災害が長期化した場合についても的確に対処できる形に平成24年度に見直していくとともに、その実効性確保に向けた周知・徹底を図っていく。

### 3. 提言3「被災地の情報の的確な把握」について

#### 【基本的な考え方】

- 今回の震災では、地震発生直後から連絡がとれない地方公共団体や関係機関が発生するなど情報の収集や伝達に支障が生じた。
- このため、震災時に通常の連絡ルートが使えない場合を想定した情報収集・伝達ルートや手段の確保に努めるとともに、被害情報収集様式の統一化、調査の実施に当たって必要となる定義の確認等をあらかじめ行っておくことが必要。

#### 【具体的措置内容】

- 今回の教訓を踏まえ、文部科学省防災業務計画の修正に合わせ、平成24年度に情報収集様式の統一等を行う。
- また、通常の連絡ルートが使えない場合の情報収集・伝達ルート等については、中央防災会議作成の防災基本計画の修正を踏まえ、県等に被災地への職員の派遣を依頼することや衛星電話を省内に設置すること等について、平成24年度に行う文部科学省防災業務計画の修正にあわせて検討する。

### 4. 提言4「非常災害対策本部事務局等の適切な物理的配置」について

#### 【基本的な考え方】

- 今回の震災では、非常災害対策本部や原子力災害対策支援本部の中心となる事務局、政務三役執務室等が物理的に離れていることにより、迅速な情報共有・伝達に苦勞する面があった。特に、当初エレベーターが全面停止し、携帯電話がつながりにくくなっていたことも大きく影響を与えた。
- また、非常災害対策本部会合は、非常災害対策センター（EOC）を使用することを前提に防災訓練等を行っていたが、EOCは原子力災害対策支援本部が使用することとなったため、省議室を使用することとなった。
- 今回のような震災時には、事務局執務室や非常災害対策本部会合場所が震災発生

後すみやかに適切な場所に設置されるようにしておく必要がある。

### 【具体的措置内容】

- 文部科学省防災業務計画の修正に合わせ、非常災害対策本部の庶務班のうち班長（施設企画課長）から指名された者については、一ヶ所の執務室に参集し災害応急対策を専従として行う等の方策を検討する。また、非常災害対策本部会合の開催場所についても、複合災害時の場所を、平成24年度に修正予定の設置要領にあらかじめ明記すること等を検討する。

## 5. 提言5「災害対応要員の連携強化」について

### 【基本的な考え方】

- 非常災害対策本部の設置要領では、非常災害対策本部に庶務班を置くことなどを定めているが、庶務班の構成員に定期・不定期の人事異動もある中で、日頃、庶務班の構成員としての意識の醸成や情報共有を明確に意識した準備や訓練が不十分だった。

### 【具体的措置内容】

- 非常災害対策本部の庶務班をはじめ災害対応要員である関係局課の職員間の連携を深めるため、毎年9月に行う防災訓練の内容の充実や、人事異動等に伴う連絡体制の見直しの際に庶務班構成員と担当業務の関係を明確化した上で定期的な業務内容の周知等を行う予定。
- また、各種災害対応マニュアル等において文部科学省職員に割り当てられた役割（緊急参集チームへの参加を含む）や、様々な災害シナリオにおける職員の配置、ローテーション対応時の引き継ぎ体制及び責任ある参集等を含む業務遂行体制について連絡体制の確認を定期的に行うことにより、万一の災害発生時にも機動的かつ迅速な体制確保が常時可能となるような体制の構築・維持を図る。

## 6. 提言6「官邸派遣要員の適切な派遣」について

### 【基本的な考え方】

- マニュアル上、科学技術・学術政策局長は、内閣危機管理監が招集する緊急参集チームに文部科学省を代表して出席することになっていたが、今回の東京電力福島第一原子力発電所事故の対応では、原子力災害対策支援本部事務局長としての役割を果たす必要があったため、緊急参集チームには参加できなかった。
- 代わりに、原子力分野に詳しい幹部職員がローテーションを組むことにより、緊急参集チーム会合に出席し、関係省庁メンバーとしての役割を担ったが、こうした対応は、当該代理職員の本来業務の都合に左右される面があり、組織的な災害対応の体制確保の観点からは課題を残すこととなった。

## 【具体的措置内容】

- 各種災害対応マニュアル等において文部科学省職員に割り当てられた役割（緊急参集チームへの参加を含む）や、様々な災害シナリオにおける職員の配置、ローテーション対応時の引き継ぎ体制及び責任ある参集等を含む業務遂行体制について、連絡体制の確認を定期的に行うことにより、万一の災害発生時にも機動的かつ迅速な体制確保が常時可能となるような体制の構築・維持を図る。【再掲】
- 「原子力事故・災害時対応マニュアル」について、原子力規制委員会に移管されることとなる関係業務を除き、平成24年度を目処に修正予定の「文部科学省防災業務計画」も踏まえつつ、自然災害の対応部局との連携や24時間体制下での業務継続を念頭においた省全体での体制の見直しについて検討する。

## 7. 提言7「被災地派遣要員の適切な派遣」について

### 1. 現地リエゾンの派遣の判断等について

#### 【基本的な考え方】

- 今回の災害に対し、文部科学省として、刻々と変化するニーズに柔軟かつ的確に対応するためには、被害状況や被災地のニーズなどのきめ細やかな情報収集が不可欠であったことから、特に被災地における学校関係の情報収集・文部科学省への情報提供を行う目的で、被災3県の教育委員会に、現地リエゾンとして職員各1名を派遣した。
- しかし、当初、現地リエゾンの派遣の必要性の判断や地方公共団体との調整等を責任を持って担う部署が明確でなく、円滑な派遣決定に課題を残した。
- 現地リエゾンの派遣の判断に当たっては、被害状況や各局のニーズに加え、どの職員を、どの程度の期間派遣できるか等を総合的に勘案し、決定する必要がある。

#### 【具体的措置内容】

- 大臣官房人事課が、各局からの要請等を踏まえ、現地リエゾンの派遣について判断し、実行することとする。

### 2. 災害対策基本法に基づく緊急災害現地対策本部へ派遣する職員の派遣期間等について

#### 【基本的な考え方】

- 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく緊急災害現地対策本部が設置された場合には、文部科学省防災業務計画に基づき、職員を派遣することとなっている。
- 今回、緊急災害現地対策本部への職員の派遣は、概ね1週間交替であったため、当該職員が担当分野以外の対応に苦慮する面があった。
- 緊急災害現地対策本部への職員の派遣期間については、被災地での業務の習熟の観点からは長期であることが望ましい一方、当該職員の本来業務の繁忙の状況も考慮する必要があること等から、継続して特定の者を派遣することが難しいという課題もある。

### 【具体的措置内容】

- 今後、緊急災害現地対策本部へ職員を派遣する場合には、業務に一層習熟できるよう、派遣期間は10～14日程度とし、状況に応じて柔軟に対応する。

## 3. 現地リエゾン及び緊急災害現地対策本部への派遣職員に対する事前説明及び当該職員の省内周知について

### 【基本的な考え方】

- 今回の震災では、各職員の任務に関し、現地リエゾンに対しては大臣からの指示書を交付するとともに、緊急災害現地対策本部への派遣職員に対しては事前説明を実施した。
- 各職員の任務を明確にしておくことは重要だが、今回のような非常時においては、あらかじめ全ての任務を特定しておくことは困難であることを前提として、柔軟に対応する必要がある。
- また、現地リエゾン及び緊急災害現地対策本部へ派遣された職員について、省内で十分に周知されておらず、当該職員の一層の活用に課題を残したことから、省内職員への一層の周知徹底を行うことが必要。

### 【具体的措置内容】

- 各職員の任務については、文書の交付や関係部局を交えた事前説明の実施などにより、可能な限り明確化を図ることとする。また、任務の追加・変更が生じた場合には、派遣職員や当該職員の所属課、関係部局等との間で調整し、柔軟に対応することとする。
- さらに人事課は、現地リエゾン及び緊急災害現地対策本部への派遣職員の一覧を作成し、イントラネット等により省内に周知することとする。

## 4. 現地リエゾン及び緊急災害現地対策本部への派遣職員からの情報の集約及び当該職員に対するサポートについて

### 【基本的な考え方】

- 今回の震災では、現地リエゾンについては人事課の、緊急災害現地対策本部へ派遣された職員については当該職員の本来業務の所属課の職員として派遣され、ホテルの手配等の事務手続は人事課又は所属課で行っていた。
- しかし、当該職員が収集した情報を省内のどの部局に伝達すべきか、また、必要な情報を省内のどの部局から入手すべきか等が不明確であり、現地での対応に苦慮する面があったことから、情報の集約と当該職員の活動のサポートを一元的に行う省内の仕組みをあらかじめ定めておくことが必要。

### 【具体的措置内容】

- 現地リエゾン及び緊急災害現地対策本部（原子力災害現地対策本部等を含む）への派遣職員からの情報の集約及び当該職員の活動のサポートについて、平成24年度を目途に修正予定の文部科学省防災業務計画における省内の対応体制全体の見直しの中で検討することとする。

## 8. 提言8「職員向け情報の適切な共有」について

### 【基本的な考え方】

- 今回の災害に対して、非常災害対策本部、原子力災害対策本部や復旧・復興対策本部において共有されていた情報や現地への職員派遣状況などについて、一部はイントラネットの掲示板へ掲載等が行われていた。
- しかし、省内職員に必ずしも十分に情報が共有されていたとは言い難く、災害対応時の情報共有については、課題を残した。
- 省内職員への情報共有については、イントラネットの掲示板機能の活用やその周知の在り方を検討するとともに、災害に対する職員の意識向上や迅速な対応を図るため、危機管理に関する啓発活動の充実方策を検討する必要がある。

### 【具体的措置内容】

- プレス発表を行っている災害対応情報や各府省連絡会議の配布資料、官邸危機管理センター等から入る情報のうち、機密性の高い情報を除き災害対応情報として、掲示板に掲載するなど省内で共有する。
- 危機管理の啓発活動や掲示板機能の活用の周知に関しては、省全体としては、大きな異動（4月、7月、1月）や、毎年9月の防災訓練の説明会等において、文部科学省首都直下地震対応業務継続計画、緊急時の情報共有、効率的な掲示板の使い方などについて省内職員に周知を行う。また、各局課としては、それぞれの局課内での情報共有の具体的な方策を定めていただくよう局課内へ周知を行うようにする。

## 9. 提言9「チーム会合の適切な運営」について

### 【基本的な考え方】

- 今回の災害では、非常災害対策本部、原子力災害対策支援本部や復旧・復興対策本部の他、教育復興チーム、文教施設復興チーム、文化復興チームなどが設置された。
- これらは、職員間の情報共有に資する一方、限られた時間とマンパワーの中で効率的な業務を行う上で、体制の分散によりその位置づけや相互の関係がわかりにくいなど、課題を残した。
- したがって、震災発生に伴い同様のチームを設置するにあたっては、その趣旨・目的の明確化、真に必要な体制の構築を目指し、目的に応じ機動的でメリハリのある運営を徹底する必要がある。

### 【具体的措置内容】

- 防災業務計画に位置づけられている文部科学省復興対策本部や復興対策班について、非常災害対策本部等と同様に、平成24年度を目的に修正予定の文部科学省防災業務計画において本部長や庶務担当など具体的な役割を明確化する。
- 新たにチームを立ち上げる際には、チームの設立目的・メンバーを明確にし、これらを予め省内で共有する。



- 担当者間での情報共有を目的とするチーム毎の会議は、掲示板等を活用することによって時間を可能な限り短縮するとともに、必要に応じて省内に共有を図る。
- 新たなチームを設立する際には、既存のチームの目的や役割を精査して、重複がないようにする。業務が密接に関わる場合には、情報共有など再三の注意を払い、業務に応じてチームの統廃合を弾力的に行う。
- 政務三役や省内幹部への説明は、全体像を把握するため、可能な限りまとまって行う。また、各チームが政務三役や省内幹部へ説明した報告事項等は、文部科学省復興対策本部や復興対策班に情報を集約させるとともに、機密性の高い情報を除き、掲示板へ掲載する。

## 10. 提言10「被災地訪問視察にあたっての適切な配慮」について

### 【基本的な考え方】

- 被災地の実情を踏まえた取組を進める上で、政務三役及び幹部職員等による被災地の視察訪問は重要である。
- しかし、今回、視察の準備にあたっては、被災地の教育委員会等に移動手段の確保、案内、視察先との調整など、相応の対応が求められるため、被災地に負担となってしまうたり、度重なる視察による過度の負担がかけられていた。
- このため、被災地訪問視察にあたっては、先方に過度の負担をかけないよう、訪問目的の明確化、先方の都合に配慮した日程調整など適切な配慮を行う必要がある。

### 【具体的措置内容】

- 今後、被災地を訪問する際には、主たる訪問目的を予め明確にすることとする。
- 被災地の訪問については訪問リストを一元的に管理することによって訪問先をリスト化し、新たに被災地の視察を検討する際には、訪問リストと比較して重複のないようにし、被災地へ過度の負担がかからないようにする。
- 震災直後における視察の調整は、省内の復興対策本部又は復興対策班に事前に協議をした上で省内の窓口を整理し、視察先に複数の担当課から重複して連絡がされないようにする。

## 第2章 各教訓における今後の取組

○ 第一次報告書（平成23年12月22日）では、以下の7項目について各部局での自己検証を促し、108の課題及び97の教訓を抽出した。当該課題や教訓を踏まえ、今後の取組をまとめた。

### 1. 緊急時対応体制

- (1) 文部科学省の体制
- (2) 政府内の連絡調整
- (3) 地方公共団体との連絡調整

### 2. 被災地・被災者への緊急支援

- (1) 大学病院への支援
- (2) 教育機関等（学校、社会教育施設、青少年教育施設等）における被災者等の受入れ
- (3) 被災者に対するボランティア活動への支援
- (4) 「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」の開設等
- (5) 「東日本大震災特別弔慰金」の創設

### 3. 学校における教育活動等への支援

- (1) 初等中等教育に関する支援
- (2) 大学等の学生等への支援
- (3) その他

### 4. 教育施設の復旧・復興への支援

- (1) 応急危険度判定への協力
- (2) 被災した学校施設の復旧
- (3) 学校施設の防災機能の強化
- (4) 被災した社会教育施設の復旧

### 5. 科学技術分野の支援

- (1) 研究活動の継続支援
- (2) 科学技術を活用した支援

### 6. 文化・スポーツ分野の支援

- (1) 文化分野の支援
- (2) スポーツ分野の支援

### 7. 原子力災害への対応

- (1) 環境放射線モニタリングの実施
- (2) 児童生徒等が学校において受ける線量低減等
- (3) 緊急被ばく医療等
- (4) 原子力損害賠償への対応
- (5) 科学的知見の活用

# 各教訓に係る今後の取組

※「課題」及び「教訓」欄の内容は、第一次報告書（平成23年12月）から引用

※「教訓」欄の◎は、今回効果的だった取組に係るものであり今後特段の取組を要しないため、「取組」欄は原則空欄

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
1. 緊急時対応体制	(1) 文部科学省の体制			
	① 文部科学省東北地方太平洋沖地震非常災害対策本部			
	○ 非常災害対策本部と原子力災害対策支援本部が併置したため、情報収集・伝達や指揮命令系統が不明確、重複する事務局の構成員の位置づけが不明確だった。	○ 複合災害に対応した危機管理体制の見直しが必要。	○ 「文部科学省防災業務計画」において複合災害時の対応体制を整理する。	平成24年度
	○ 本部長等の省内幹部と事務局の中心となる文教施設企画部との間の物理的な距離により、迅速な情報共有・伝達に苦勞する面があった。非常災害対策本部の設置会場として想定されていた非常災害対策センター（EOC）は、原子力災害対策支援本部が使用することとなったため、事前の訓練なども重ねてきたEOCの代替会場を別途確保する必要が生じた。	○ より迅速な情報共有・伝達に資する事務局体制や執務空間・会議室の確保が必要。	○ 「文部科学省防災業務計画」の修正にあわせ、非常災害対策本部の庶務班のうち、指名された者は一ヶ所の執務室で災害対策に専従する等の方策を検討する。	平成24年度
	○ 非常災害対策本部の事務局の構成員が複数の部署にわたっており、相互に連携した十分な対応が困難だった。	○ 非常災害対策本部の事務局の構成員である関係局課の職員間の連携を深めるための意識の醸成や定期的な情報の共有が必要。	○ 防災訓練の内容充実、担当業務の明確化及び業務内容の定期的な周知等を図る。	定期的に実施
○ 非常災害対策本部会合とともに政務三役会議等があり、省全体として柔軟に対応できたが、非常災害対策本部等との関係で、その位置づけや相互の関係がわかりにくかった。	○ 災害の状況に応じて非常災害対策本部の事務所の中心を担うべき部署を柔軟に設定したり、震災への対応における政務三役会議のかかわりの明確化などの整理が必要。	○ 「文部科学省防災業務計画」において、政務三役との連絡・調整方法等を整理する。	平成24年度	
○ 各部署における緊急時の省内の対応体制など基本的な事項についての認識が薄いため、非常災害対策本部と原子力災害対策支援本部が併置された中、両本部の役割や相互の関係がよりわかりにくいものとなった。	○ 危機管理に対する職員の意識の向上を図るため、職員向けの啓発活動の充実が必要。	○ 省全体としては、定期的な文部科学省首都直下地震対応業務継続計画（以下「業務継続計画」という）について、大きな異動や毎年9月の防災訓練の説明会等において、緊急時の情報共有について省内職員に周知を行う。	定期的な実施	

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
1. 緊急時対応体制	(1) 文部科学省の体制			
	② 文部科学省原子力災害対策支援本部			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常災害対策本部と原子力災害対策支援本部が併置したため、情報収集・伝達や指揮命令系統が不明確、重複する事務局の構成員の位置づけが不明確だった。【再掲】</li> <li>○ 原子力災害対策本部及び同各班の構成員は、その設置要領及び原子力事故・災害時対応マニュアルであらかじめ定められていたが、今回の災害の状況等を踏まえ、別の者が対応にあたるなど、省全体として柔軟に対応できたものの、原子力災害対策支援本部やその事務局との関係で、その位置づけや相互の関係がわかりにくかった。</li> <li>○ 原子力災害に係る課題への対応が長期化するに伴い、より多くの人員が必要となり、人員の確保が困難だった。</li> <li>○ 被災地に派遣した職員は、震災発生後の大きな混乱の中でモニタリング等に従事したが、その活動のサポートを行う体制が十分に整っていなかった。</li> <li>○ 各部署における緊急時の省内の対応体制など基本的な事項についての認識が薄いため、非常災害対策本部と原子力災害対策支援本部が併置された中、両本部の役割や相互の関係がよりわかりにくいものとなった。【再掲】</li> <li>○ 災害発生当初、被災地との連絡手段が衛星回線しかなく、円滑に連絡がとれなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複合災害に対応した危機管理体制の見直しが必要。【再掲】</li> <li>○ 災害の状況に応じて原子力災害対策支援本部の事務局を統括する職員を柔軟に指定したり、各部局等から全省的に職員の応援派遣を行うルールを定めるなど、文部科学省防災業務計画等において新たなルールの整備が必要。</li> <li>○ 長期化を前提とした人員確保体制をあらかじめ決めておくことが必要。</li> <li>○ 派遣職員の活動のサポートを行う体制の整備について検討が必要。</li> <li>○ 危機管理に対する職員の意識の向上を図るため、職員向けの啓発活動の充実が必要。【再掲】</li> <li>○ 災害発生後も、確実に被災地との連絡がとれる通信手段の確立が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「文部科学省防災業務計画」において、複合災害時の対応体制を整理する。【再掲】</li> <li>○ 「文部科学省防災業務計画」等において、原子力災害対策支援本部の体制(事務局を統括する職員の指定の柔軟化、各部局等からの職員の応援派遣)について整理する。</li> <li>○ 「文部科学省防災業務計画」等において、長期化を前提とした体制について整理を行う。</li> <li>○ 「文部科学省防災業務計画」等における省内の対応体制全体の中で検討する。</li> <li>○ 省全体としては、業務継続計画について、大きな異動や毎年9月の防災訓練の説明会等において、緊急時の情報共有について省内職員に周知を行う。【再掲】</li> <li>○ 衛星電話を省内に設置すること等について、「文部科学省防災業務計画」の改定にあわせて検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度</li> <li>平成24年度</li> <li>平成24年度</li> <li>平成24年度</li> <li>定期的に実施</li> <li>平成24年度</li> </ul>
	③ 東日本大震災復旧・復興対策本部			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3月11日の震災発生後、約1ヶ月近く大臣官房における連絡・調整を担う独立した組織がなかったとおり、災害の規模や災害発生後のフェーズの変化に合わせた役割分担など省内の組織体制の見直しが円滑にできなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震災等の非常事態発生時には、可能な限り早いタイミングで、大臣官房に関係局課からの応援を受けた形で省内の対応の連絡・調整を担う部門が設置できるよう、関係局課間での事前の準備・確認が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「文部科学省防災業務計画」に位置づけられている文部科学省復興対策本部や復興対策班について、具体的な役割を明確化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度</li> </ul>

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
1. 緊急時対応体制	(1) 文部科学省の体制			
	④ 教育復興チーム等			
	○ 密接な情報共有等が行えた一方、非常災害対策本部や復旧・復興対策本部などの関係で、その位置づけや相互の関係がわかりにくかった。	○ 必要な会議や検討チームを立ち上げるにあたっては、省内での役割の明確化とその周知が必要。	○ 「文部科学省防災業務計画」において、復興対策本部の体制について整理する。	平成24年度
	⑤ 文教施設復興チーム			
○ 密接な情報共有等が行えた一方、復旧・復興対策本部や教育復興チームなどの関係で、その位置づけや相互の関係がわかりにくく、また、課長等幹部による構成になっていても担当者間での情報共有で済む部分もあった。	○ チームや会議の趣旨・目的の明確化とそれに応じた機動的でメリハリのある運営の徹底(危機管理・緊急時の対応については、できるだけシンプルな組織体制の構築を目指すことや真に必要なチームや会議の立ち上げに絞る意識の徹底)が必要。	○ 「文部科学省防災業務計画」において、復興対策本部の体制について整理する。【再掲】	平成24年度	
⑥ 文化復興チーム				
○ 密接な情報共有等が行えた一方、復旧・復興対策本部や教育復興チームなどの関係で、その位置づけや相互の関係がわかりにくく、また、定期的な会議の後の情報共有で済むものだった。	○ チームや会議の趣旨・目的の明確化とそれに応じた機動的でメリハリのある運営の徹底(危機管理・緊急時の対応については、できるだけシンプルな組織体制の構築を目指すことや真に必要なチームや会議の立ち上げに絞る意識の徹底)が必要。【再掲】	○ 「文部科学省防災業務計画」において、復興対策本部の体制について整理する。【再掲】 ○ 単なる情報共有に終わらないよう、会議の開催は必要が生じたときとするとともに、毎回の会議の議題及び処理方法を明確化する。 ○ 会議の構成員を絞り、必要に応じて構成員以外の参画を求めるものとする。	平成24年度	

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
1. 緊急時対応体制	<p>(1) 文部科学省の体制</p> <p>⑦ 業務継続体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文部科学省首都直下地震対応業務継続計画は、文部科学省が首都直下地震を被災したときに適用し、風水害によって文部科学省が被災した場合にも準用するとされているが、今回のような災害の場合については規定されていない。</li> <li>○ 業務継続計画も、文部科学省防災業務計画と同様、非常災害対策本部と原子力災害対策支援本部という2つの本部が設置された後、両本部が併置することを前提にした視点が欠如していた。</li> <li>○ 防災や災害対応など危機管理に対する認識において課題を残した。</li> <li>○ 震災発生直後、交通機関が麻痺している中で無理に帰宅したことにより、混乱に巻き込まれた職員がいた。</li> <li>○ 連絡がとれない職員がいたこと(休暇中、出張中、電話不通等)、地震発生の翌日及び翌々日が週末であったことなどから、職員全員の安否が確認されたのは、地震発生から3日後の3月14日だった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 首都直下地震のみならず、大規模災害や地震・津波等の自然災害と原子力災害という複合災害に適切に対応できるようにするため、業務継続計画において必要となるルールの整備が必要。</li> <li>○ 業務継続計画に関する職員の意識の向上や情報の共有を進めるため、職員向けの啓発活動の充実が必要。</li> <li>○ 危機管理に対する職員の意識の向上を図るため、職員向けの啓発活動の充実が必要。 【再掲】</li> <li>○ 大規模災害が発生したときは、「無理に帰宅しない、帰宅させない」という意識の職員への徹底が必要。</li> <li>○ 公共交通機関の混乱等により、担当職員の不在が想定されるため、担当者間の情報共有が必要。また、各局課からの安否確認報告は、できる限り一定時間おきにとりまとめることが必要。</li> <li>○ 夏期の電力需給対策については、文部科学省における節電対策を策定・実施する文部科学省節電対策会議をすみやかに立ち上げたことから、その後の取組を円滑に行うことができ、目標を上回る成果を得ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複合災害時における対応について、「文部科学省防災業務計画」に準じて業務継続計画の修正を行う。</li> <li>○ 省全体としては、業務継続計画について、大きな異動や毎年9月の防災訓練の説明会等において、緊急時の情報共有について省内職員に周知を行う。</li> <li>○ 省全体としては、業務継続計画について、大きな異動や毎年9月の防災訓練の説明会等において、緊急時の情報共有について省内職員に周知を行う。 【再掲】</li> <li>○ 災害発生時に、すぐに「帰宅しない」方針の徹底など、基本的な行動について業務継続計画に盛り込む。</li> <li>○ 全体的に、当時、特段大きな問題が生じたわけではないが、日頃から福利厚生室担当者間で職員の安否確認に係る業務内容等の情報共有に努めることとし、交通機関の途絶等があった場合には、携帯電話等の連絡手段により情報共有を行う。</li> <li>○ また、各局課から報告される安否確認情報のとりまとめについては、よりきめ細かい状況把握のために、被災状況に応じて、一定の間隔を提示して当該情報を取りまとめることとする。</li> <li>○ 一定時間おきの報告の必要性や当該報告の間隔については、被災状況等(発生時刻、被災地域、被災規模、省内の体制の状況等)に応じて個別に判断する。</li> <li>○ また、省内において、定期的に安否確認メールの連絡網に関し、加除、更新等による整備について周知を図る。</li> </ul>	<p>平成24年度</p> <p>継続的に実施</p> <p>継続的に実施</p> <p>平成24年度</p> <p>— (一部は定期的 に実施)</p>

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
1. 緊急時対応体制	<p>(2) 政府内の連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 官邸リエゾンには省内の各部局から職員が派遣されたが、一部、業務適性の問題や事前説明・引き継ぎが不十分で、迅速かつ正確な連絡・調整が困難だった。</li> <li>○ 省内の原子力災害対策支援本部の事務局長である担当局長が官邸危機管理センターに継続して常駐することは現実的ではなく、全省的な体制の中での柔軟な対応として評価しうる一方、その時々の職員個人や当該職員の本来業務の繁忙の状況等に依存せざるを得なかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 官邸リエゾンについては、今回の実績も踏まえ、最低限の業務遂行上のルールや留意点をまとめ、共有するとともに、適切な人選及び派遣にあたっての事前説明の徹底が必要。</li> <li>○ 幹部職員の官邸への派遣については、担当局長等が対応できないことに備えたルールづくりの検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務遂行体制について、連絡体制の確認を定期的に行うことにより、万一の災害発生時にも機動的かつ迅速な体制確保が常時可能となるような体制の構築・維持を図る。</li> <li>○ 「原子力事故・災害対応マニュアル」について、原子力委員会に移管されることとなる関係業務を除き、「文部科学省防災業務計画」の見直し状況を踏まえつつ、自然災害の対応部局との連携や24時間体制下での業務継続を念頭においた省全体での体制の見直しについて検討する。</li> </ul>	<p>継続的に実施</p> <p>原子力規制委員会設置時～</p>
	<p>(3) 地方公共団体との連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生直後から通信・交通手段の喪失等により、連絡がとれない地方公共団体や関係機関等が発生し、被害状況の把握などの迅速かつ正確な情報の収集や伝達などに支障が生じた。</li> <li>○ 現地リエゾンについては、その必要性の判断や地方公共団体との調整等を責任を持って担う部署が当初明確でなく動きにくい面があったり、その存在が省内で必ずしも十分に周知されていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生後、通常の連絡ルートが使えない場合を想定した情報収集・伝達ルートや手段の確保に努めることが必要。</li> <li>○ 現地リエゾンについては、今回の実績も踏まえ、派遣にあたっての事前説明の徹底や職員への周知の一層の徹底とともに、各部局の連携のもと、情報の集約とサポートを一元的に行う省内の仕組みが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中央防災会議作成の防災基本計画を踏まえ、県等に被災地への職員の派遣を依頼すること等について検討する。</li> <li>○ 現地リエゾン派遣時には文書の交付や関係部局を交えた事前説明の実施などにより、可能な限り明確化を図る。また、任務の追加・変更が生じた場合には、派遣職員や当該職員の所属課、関係部局等との間で調整し、柔軟に対応する。</li> <li>○ 人事課は、現地リエゾンの一覧を作成し、イントラネット等により省内に周知する。</li> <li>○ 派遣職員からの情報の集約と当該職員の活動のサポート体制については、「文部科学省防災業務計画」における省内の対応体制の全体の見直しの中で検討する。</li> </ul>	<p>平成24年度</p> <p>— (一部は平成24年度)</p>

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
<p>1. 緊急時対応体制</p>	<p>(3) 地方公共団体との連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現地対策本部等への派遣職員については、文部科学省から文教施設企画部の職員を中心に派遣していたが、当該職員の担当分野以外の対応に苦慮する面もあり、1週間交替であるため、被災地方公共団体との人間関係の構築も困難で、本音の情報収集が困難だった。</li> <li>○ 被災地に派遣した職員は、震災発生後の大きな混乱の中でモニタリング等に従事したが、その活動のサポートを行う体制が十分に整っていなかった。【再掲】</li> <li>○ 被災地の視察訪問は実情を踏まえた取組を進める上で重要だが、被災地の教育委員会等は移動手段の確保、案内、関係地方公共団体や学校との調整など相応の準備・対応が必要となり、できる限り負担の少ない運用に課題。</li> <li>○ 災害発生直後の混乱の中で、省内の各部局から担当分野に対応した調査項目・様式により、調査依頼、集約がなされ、被災地方公共団体にも負担をかけた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現地対策本部等への派遣職員については、今回の実績も踏まえ、適切な派遣期間の設定、派遣にあたっての事前説明の徹底や職員への周知の一層の徹底とともに、各部局との連携のもと、情報の集約とサポートを一元的に行う省内の仕組みが必要。</li> <li>○ 派遣職員の活動のサポートを行う体制の整備について検討が必要。【再掲】</li> <li>○ 政務三役や幹部職員等の視察訪問について、非常災害対策本部など全省的な場において現地に過度の負担をかけないような調整が必要。</li> <li>○ 被害情報の迅速かつ正確な情報収集を可能とするため、あらかじめ収集様式データの統一化や調査の実施に当たって必要となる定義の確認などが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急災害現地対策本部への派遣職員の派遣期間を、業務に一層習熟できるよう、10日～14日程度とする。</li> <li>○ 緊急災害現地対策本部への派遣時には、文書の交付や関係部局を交えた事前説明の実施などにより、可能な限り明確化を図る。また、任務の追加・変更が生じた場合には、派遣職員や当該職員の所属課、関係部局等との間で調整し、柔軟に対応する。</li> <li>○ 人事課は、緊急災害現地対策本部への派遣職員の一覧を作成し、イントラネット等により省内に周知する。</li> <li>○ 派遣職員からの情報の集約と当該職員の活動のサポート体制については、「文部科学省防災業務計画」における省内の対応体制の全体の見直しの中で検討する。【再掲】</li> <li>○ 「文部科学省防災業務計画」等における省内の対応体制全体の中で検討する。【再掲】</li> <li>○ 被災地訪問の目的明確化、訪問する被災地の分散、視察先との連絡に関する窓口の整理などについて検討する。</li> <li>○ 「文部科学省防災業務計画」の修正にあわせ、被害情報の収集様式の統一等を行う。</li> </ul>	<p>— (一部は 平成24年度)</p> <p>平成24年度</p> <p>平成24年度</p> <p>平成24年度</p>



大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
<p>2. 被災地・被災者への緊急支援</p>	<p>(1)大学病院への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震災発生直後において、交通の断絶のため、支援物資を迅速に被災地の大学病院に届けられなかった事例があった。</li> <li>○ 震災による物流の停滞により、東北6県の大学病院において、水、薬剤、患者給食、燃料等が不足した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各大学病院の地理的条件・医療機能等に応じ、以下の点について、各病院ごとに検討が必要。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①施設・設備の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の耐震化、自家発電装置の整備、物資の備蓄</li> </ul> </li> <li>②災害時における医療システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療連携、患者搬送経路の確認など、地域医療機関等との連携体制の構築</li> <li>・医師等の派遣体制の構築</li> </ul> </li> <li>③災害に対応できる医療人材の養成と体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害、被ばく医療に対応できる人材の養成</li> <li>・災害を想定した訓練の実施や対応マニュアルの整備</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○被害状況が激しかった地域だけでなく、その周辺の大学病院に対する支援も必要</li> <li>◎ 大学病院間のネットワークの活用は、震災発生後、初期段階からの迅速な医師派遣、物資支援等を行う上で効果的。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各大学において、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備の整備</li> <li>・災害時における医療システムの構築</li> <li>・災害に対応できる医療人材の養成と体制の構築</li> </ul> </li> </ul> <p>に取組むよう、各種会議を通じて各大学における検討を促しており、さらに後押しできるものがないか検討中である。</p>	<p>継続的に実施</p>

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
<p>2. 被災地・被災者への緊急支援</p>	<p>(2)教育機関等(学校、社会教育施設、青少年教育施設等)における被災者の受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国の所管施設として、直ちに被災者等の受入れを実施したが、受入れにかかる費用の捻出が困難だった。</li> <li>○ 被災者等の受入れについて、官邸、現地対策本部、地方公共団体等それぞれから独自に指示・依頼があり、対応に時間がかかった。</li> <li>○ 学校が避難所になった際、教員の負担が極めて大きかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の被災者等の受入れなどの対応について、国の所管施設の役割を費用負担も含めて国と地方公共団体の間で明確にすることが必要。</li> <li>○ 国、地方公共団体等が避難者の受入れに関する趣旨の指示・依頼を行うにあたっては、あらかじめ相互の情報共有に努めることが必要。</li> <li>◎ 各地の国立青少年教育施設の大規模な宿泊機能、青少年教育に関するノウハウ及び関係機関とのネットワーク等の活用は、円滑な被災者等の受入れを行う上で効果的。</li> <li>○ 教員の役割を含め、学校が避難所になった際の対応の在り方について検討し、関係者の十分な認識共有を図ることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後、災害が発生した際に、迅速な対応が行えるように、被災者等の受入れ施設としての対応の在り方について役割分担を明確化した上で、意識共有を図る。</li> <li>○ 青少年教育施設に関しては、震災時、国・地方の役割分担について特段の混乱は生じなかったが、今後、災害が発生した際に、迅速な対応が行えるように、被災者等の受入れ施設としての対応の在り方について役割分担を明確化した上で、意識共有を図る。</li> <li>○ 今回の震災における教訓等について国、地方公共団体、大学等の関係者間で情報の共有に努めるとともに、今後、災害が発生した際に当該教訓や経験等が活かせるよう努める。</li> <li>○ 国立オリンピック記念青少年総合センターでは、平成23年4月より、被災地等の学生等を対象とした就職活動中の宿泊施設の無償提供を行ってきたが、近時の雇用情勢に鑑み、平成25年3月末まで延長実施することを決定した。</li> <li>○ 学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引きや文部科学省が実施した調査・報告等の周知、教育委員会関係者を対象とした研修等でのテーマ設定及びコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)や学校支援地域本部の設置など地域とともにある学校づくりの推進を行い、防災担当部局や地域等の関係者と学校との連携の推進など、課題・教訓の共有等を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続的に実施</li> <li>継続的に実施</li> <li>継続的に実施</li> <li>継続的に実施</li> <li>継続的に実施</li> </ul>
	<p>(3)被災者に対するボランティア活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各国立青少年教育施設においては、従来から災害に関するボランティア団体との連携が希薄であり、また、緊急の対応に十分な準備期間がとれなかったため、ボランティア団体等への周知が不十分だった。</li> <li>○ ボランティアが被災地において実際にどのように活動すればよいか戸惑い、支援が必ずしも円滑に進まない場合があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平時から、全国各地のボランティア団体等との連携を図りつつ事業を実施するなど緊密な関係を築いておくことが必要。</li> <li>○ ボランティアに対する、実践的な研修の実施など実際の支援活動を意識した研修の機会を充実することが必要。</li> <li>○ 引き続き通知の趣旨について周知徹底することが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各国立青少年教育施設において、ボランティア団体・NPO法人や地元の学校等の多様な主体と連携した各種事業の充実を図る(例:兵庫県内の学校と連携して、高校生が防災をテーマに話し合い発表する「高校生による全国防災ミーティング」を開催)。</li> <li>○ これまで、「緊急青年ボランティアミーティング」を計4回開催してきたところ。平成24年度以降の実施内容等については、震災ボランティア活動の状況を踏まえ検討中。</li> <li>○ ボランティア活動のための修学上の配慮や、ボランティア保険などボランティア活動に関する安全確保及び情報提供について、平時より学生関係会議等を通じ通知の趣旨の周知徹底に努めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>随時実施</li> <li>平成23年4月～</li> <li>随時実施</li> </ul>

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
2. 被災地・被災者への緊急支援	(4)「東日本大震災・子どもの支援ポータルサイト」の開設等			
	<p>①「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」の開設</p> <p>○ サイト開設当初は、サイトの周知不足、インターネット環境の未整備等により、支援要請が少なかった。</p> <p>○ 人的支援については、サイト掲載情報のみでは受入れが進みにくく、物的支援に比べてマッチングが困難だった。</p>	<p>○ 省内職員が被災地へ出張する際は広報用ビラを持参するなど、省全体での広報が必要。</p> <p>○ 人的支援については、支援を必要とする側が受入れを希望するかどうか判断できるよう、支援を提供する側の掲載事項等について配慮が必要。</p> <p>○ 平時から外部団体とのネットワークの構築が必要。</p> <p>○ 県レベルで学校等の状況の把握が困難な場合における被災地のニーズが把握できるよう、関係団体との連携も含め、学校→市町村教育委員会→県教育委員会→文部科学省という情報伝達ルートを補完する仕組みが必要。</p> <p>◎ 官民協働の試みは迅速にサイトを構築する上で効果的。(民間によるシステムの提供など)</p> <p>◎ 民間のマッチングサイトも存在するが、文部科学省によるサイトの運営は、学校や教育委員会としても利用しやすいとの声があるなど効果的。</p> <p>◎ 内閣官房ボランティア連携室が民間と協働して立ち上げた被災者支援サイト「助け合いジャパン」と相互リンクを張ったほか、ラジオ・TV等のメディアでポータルサイトの取組みが報道されたのは、サイトの周知・利用促進の上で効果的。</p>	<p>○ 今回のポータルサイトの広報に係る記録(ノウハウ)を保存し、今後活用できるようにしておく。</p> <p>○ 人的支援は文字情報だけでは実際の活動をイメージしづらいことがあるため、可能な限り活動内容について説明するよう求める。また支援が実現した際には、その模様を写真付きで報告してもらい、その報告をポータルサイトに掲載することで、活動のイメージを抱けるようにする。</p> <p>○ 今回のポータルサイトに係る記録(ノウハウ)を保存し、今後活用できるようにしておく。</p> <p>○ 被災地で活動するNPO法人等の取組や情報を把握するため、平時よりNPO法人等と情報交換を行う。</p> <p>○ 今回のポータルサイトは通常の情報伝達ルートを補完する上で有用だったため、その構築の経緯や手順、運用方法等の記録(ノウハウ)を保存し、今後活用できるようにしておく。</p>	<p>継続的に実施</p> <p>継続的に実施</p> <p>継続的に実施</p> <p>継続的に実施</p> <p>継続的に実施</p>

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
<p>2. 被災地・被災者への緊急支援</p>	<p>(4)「東日本大震災・子どもの支援ポータルサイト」の開設等</p> <p>②「みんなでつくる被災地学校運営支援サイト」の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ サイト開設当初、文部科学省ホームページや「東日本大震災子どもの学び支援ポータルサイト」などと十分な連携をとることができなかった。</li> <li>○ インターネット環境にない被災地を考慮し、携帯電話からのアクセスを可能としていたが、その周知が不十分だった。</li> <li>○ 教育関係者からの情報提供は、研究所内担当者へのメールによるものが多く、掲示板への直接の書き込みが進まなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国立教育政策研究所と文部科学省との緊密な連携が必要。</li> <li>◎ 他機関との連携やクラウドサービスの積極的な活用は迅速なサイト開設の上で効果的。</li> <li>○ サイトの十分な周知及び教育関係者が利用・書き込みしやすい機能・デザイン等の配慮が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回の教訓を生かし、文部科学省担当部局と国立教育政策研究所間の情報交換を密に行うとともに、支援サイトの構築の経緯や手順、運用方法等についてのドキュメントを整備し、今後起こりうる震災時に活用できるように備える。</li> <li>○ 今回の教訓を生かし、支援サイトについて各種会議での広報や、国立教育政策研究所・文部科学省の広報誌への記事掲載、メールマガジンの活用以外の周知方法等について検討するとともに、サイトの機能やデザインについても地方公共団体の教育関係者向け各種サイトなどを参考に情報収集を行い、今後起こりうる震災時に活用できるように備える。</li> </ul>	<p>継続的に実施</p> <p>継続的に実施</p>
	<p>(5)「東日本大震災特別甲慰金」の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常災害により不給付となる前例のない事態であるとともに、現行制度にない給付を創設することとなったため、新たな仕組みの検討及び調整に時間がかかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな仕組みの検討・実施にあたっては、(独)日本スポーツ振興センターと文部科学省とが緊密に連携し、同センターの災害共済給付のノウハウや教育委員会等とのネットワークの活用が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後、災害等に対応した新たな仕組みの検討・実施が円滑に進められるよう、意思疎通を図るための打合せの実施等、日頃から同センターとの連携強化を図る。</li> </ul>	<p>継続的に実施</p>

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
3. 学校における 教育活動等への支援	(1)初等中等教育に関する支援			
	①被災児童生徒等の受入れ			
	○ 児童生徒の就学機会の確保のため、迅速かつ柔軟な対応が求められた。	<p>◎ 被災児童生徒の就学機会の確保等について各教育委員会へ迅速に通知したのは、各学校等が円滑な対応を行う上で効果的。</p> <p>◎ 被災児童生徒等の公立学校への弾力的な受入れについて、通知の発出に加え、具体的論点をQ&amp;A形式にして作成し、周知したのは、具体的な受入れの在り方を周知する上で効果的。</p> <p>◎ 通常月2回の配信を行っている初等中等教育局メールマガジンについて臨時号を随時配信したのは、必要な情報を随時提供する観点から効果的。</p> <p>また、避難所にいる児童生徒・保護者向けに、文部科学省の携帯版ウェブサイトにて転学に関する各教育委員会の窓口の連絡先を掲載し、携帯電話からでも容易なアクセスを可能としたものも的確な情報提供の観点から効果的。</p>		
	②教科書の給与等			
○ 一部の地域では、学校への教科書の給与の取扱いに係る伝達が不十分な場合があった。	<p>○ 連絡文書等の趣旨が正確に伝わるよう、必要に応じて電話やメール等で担当者に直接説明するなど、被災地の状況に応じた周知が必要。</p> <p>◎ 平時から学校と教科書供給会社が密に連絡を取り合っていたことは、迅速な教科書の被害冊数や供給上の課題の把握及び教科書の供給を行う上で効果的。</p> <p>◎ 震災直後から教科書関係団体と密に連携し、被害見込冊数での増刷や通常の担当区域外での教科書の供給を求めたことは、新年度の授業開始に対応した円滑な教科書の供給を行う上で効果的。</p>	○ 連絡文書等の趣旨が正確に伝わるよう、必要に応じて電話やメール等で担当者に直接説明するなど、被災地の状況に応じた周知を行うという認識を担当職員間で共有しておく。	継続的に実施	

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
3. 学校における 教育活動等への支援	<p>(1)初等中等教育に関する支援</p> <p>③就学援助等の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体の当初の要望に基づいて対応した後、要望の変化に伴う新たな要望への対応が円滑にできなかった。</li> <li>○ 地方公共団体自体が被災して担当者が不在となり、事業の活用方策のきめ細かい周知が円滑に進まなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制度を所管する関係局課間において、平時からの連携が必要。</li> <li>○ 事業の実施にあたっては、各地方公共団体において議会の承認を得る必要があるため、各地方公共団体の議会日程を十分に踏まえた対応が必要。</li> <li>◎ 就学支援に係る既存制度を活用したのは、地方公共団体においても大きな混乱がなく、迅速な対応につなげる上で効果的。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就学支援・奨学金・授業料減免等の制度を所管する関係局課間において、定期的な打合せを行う。また、有事の際に備え連絡先リストを作成し、適宜更新しておく。</li> <li>○ 各地方公共団体の議会日程を把握し、迅速な事業計画の策定と周知を図る。</li> </ul>	<p>随時実施</p> <p>随時実施</p>
	<p>④教育課程、過程の終了、卒業認定に係る弾力的対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震災発生が3月の年度末であり、年度始まりを迎え、教育課程の修了・卒業認定などについての取扱いを速やかに示すことが求められた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震災発生当初は、一覽性の観点から、新潟県中越地震等の際の取組を参考に周知すべき内容を省内でまとめて各教育委員会に連絡し、その後は迅速性の観点から各局課でそれぞれ対応することとなった。状況に応じ、柔軟な連絡方法をとることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急事態において学校現場に周知内容を連絡する場合、状況に応じ柔軟な連絡方法をとるという認識を担当職員間で共有しておく。</li> </ul>	<p>継続的に実施</p>

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
<p>3. 学校における教育活動等への支援</p>	<p>(1)初等中等教育に関する支援</p> <p>⑤子どもたちの心のケア等</p> <p>○ スクールカウンセラーや養護教諭等の派遣について、被災地からの要望に迅速に応えられるよう、他県等からの派遣についての教育委員会等との調整や情報共有が求められた。</p> <p>○ 派遣された者が短期間で交替するなどし、不慣れな環境の中で十分な役割を果たすことができなかった例があった。</p> <p>○ 円滑に心のケアを進めていくため、スクールカウンセラーや児童精神科医など、立場の異なる専門家などが協働できる体制が求められた。</p> <p>○ 夏季の「リフレッシュ・キャンプ」の実施にあたっては、時間的に補正予算等での対応が困難だったため、費用を既存の運営費交付金から捻出することが求められた。</p>	<p>○ 緊急時のスクールカウンセラーや養護教諭の全国的な派遣要請と支援の調整の在り方について、あらかじめ整理しておくことが必要。</p> <p>○ できる限り同じスクールカウンセラー等から継続的な支援を受けることができるような体制が必要。</p> <p>○ 被災地の要望を正確に把握し、国の事業の趣旨・内容を正確に周知するためには、繰り返し現地に赴くなど、継続的にきめ細かく連絡調整を行うことが必要。</p> <p>◎ 異なる分野の専門家の協力により、心のケアに関する協議会を開催したのは、機動的な体制の構築の上で効果的。</p> <p>○ 災害等の非常時に被災者支援のために講じた措置について、必要経費が補填される柔軟な仕組みが必要。</p> <p>○ リフレッシュ・キャンプに関して、被災地から、今後の継続的な実施についての要望がなされていることを踏まえて、事業の安定的実施のために、必要な経費を確保する仕組みが必要。</p>	<p>○ スクールカウンセラーについては、被災県を通じた現場の要請を受けて、文部科学省から専門の職能団体等に依頼して、派遣対象者を募るなどの調整を行った。このような現場の要請と支援との調整の進め方について記録に残し、関係者間で共有し、今後はこれに基づいて対応する。</p> <p>○ 被災地への派遣を経験した養護教諭による事例発表等を通して、支援の在り方についての研究を深めており、今後これらの成果も活用し、対応を行う。</p> <p>○ 2学期以降、同じスクールカウンセラー等が長期又は反復して派遣されるよう、国、地方公共団体及び関係団体等が協力して調整する体制を整備する。</p> <p>○ 震災直後から被災県の担当者と綿密に連絡を取り合ってきた。それに加え、更なるニーズの把握のため、7月に被災地の市町村単位の要望を調査。また、9月から11月に沿岸部等の21市町村を直接訪問するなど、きめ細かな連絡調整を行い、現地との情報共有を図った。今後は、震災直後から被災地に周知がなされているかを適宜確認するなどし、必要に応じ被災県の担当者等と共に現地に赴き、綿密にニーズを把握した上で対応する。</p> <p>○ 災害等の非常時に被災者支援のために講じた措置について、必要経費が補填される柔軟な仕組みが構築されるよう、関係機関への働きかけを行う。</p> <p>○ 「リフレッシュ・キャンプ」にかかる費用については、これまで、民間企業からの協賛金を得つつ、(独)国立青少年教育振興機構の運営費交付金から捻出してきたが、今後の事業の安定的実施のため、必要経費が確保できるよう、検討を行う。</p>	<p>継続的に実施</p> <p>継続的に実施</p> <p>平成23年9月より継続的に実施</p> <p>震災直後より随時実施</p> <p>継続的に実施</p> <p>継続的に実施</p>

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
<p style="text-align: center;"><b>3. 学校における教育活動等への支援</b></p>	(1)初等中等教育に関する支援			
	⑤子どもたちの心のケア等			
	<p>○ 「リフレッシュ・キャンプ《オータム》」にかかる経費についても、既存の運営費交付金から捻出することが求められた。</p>	<p>◎ コカ・コーラの協賛やトップアスリートの参加を得ることで、官民の連携による効果的な支援を実施でき、参加者アンケートでは約96%以上の参加者が満足と回答した。</p> <p>また、「意欲の向上」、「無気力感の改善」など、子どもたちの心身の状況にも顕著な改善が見られた。</p>	<p>◎ 「リフレッシュ・キャンプ」及び「リフレッシュ・キャンプ《オータム》」の成果を踏まえ、平成23年12月以降も、アメリカン・エキスプレスの協賛を得て、被災3県等の子どもたちを対象とした「リフレッシュ・キャンプ《ウインター》」を実施。春季においても、「リフレッシュ・キャンプ《スプリング》」を実施。</p>	<p>継続的に実施</p>
	⑥学校給食における取組			
	<p>○ 新年度からの学校給食実施の留意点についての要請が、新学期開始直前になり、迅速な周知ができなかった。</p> <p>○ 補正予算等で新たに加わった支援内容等について、各都道府県を通じた各市町村への迅速な周知ができなかった。</p> <p>○ 学校給食の安全性について未だに懸念の声がある。</p>	<p>○ 市町村への周知の徹底のため、対応に時間を要する事項については文書の発出の前に個別に早めの周知を行うなどの対応が必要。</p> <p>◎ これまでの災害時の支援メニューになかった、食料調達支援・現物給付に係る支援・仮調理施設設置に係る支援に柔軟に対応したのは、きめ細かな支援を行う上で効果的。</p> <p>○ 市町村への周知の徹底のため、対応に時間を要する事項については文書の発出の前に個別に早めの周知を行うなどの対応が必要。【再掲】</p> <p>○ 引き続き保護者等に対する学校給食用食材の産地等に関する情報提供を行うよう地方公共団体への指導が必要。</p>	<p>○ 地方公共団体の主管課長が集まる会議等を活用して早めの周知を図るなど、関係教育委員会に対し、必要に応じて文書発出前の情報提供や調整を行う。</p> <p>○ 地方公共団体の主管課長が集まる会議等を活用して早めの周知を図るなど、関係教育委員会に対し、必要に応じて文書発出前の情報提供や調整を行う。【再掲】</p> <p>○ 保護者等への情報提供に配慮することを、二度にわたる事務連絡、地方公共団体の主管課長が集まる会議での要請などの取組を行っており、今後も、引き続き機会を捉えて地方公共団体への指導を行う。</p>	<p>随時実施</p> <p>随時実施</p> <p>随時実施</p>
	⑦公立学校教職員の加配措置・教職員派遣			
<p>○ 派遣された教員等が実際に支援に従事する際、不慣れな環境の中で対応に苦慮する面があった。</p>	<p>○ 今後、教職員の派遣や支援活動がさらに円滑に行えるよう、どのような工夫が可能であるか検討が必要。</p> <p>◎ 被災県の要望に先んじて、文部科学省が各都道府県教育委員会等の教職員派遣の可否を聴取し、被災県に情報提供を行い、被災県要望に応じてマッチングを行ったのは、迅速な教職員派遣の上で効果的。</p> <p>◎ 教職員派遣にあたって、文部科学省による法制面の助言を行ったのは、地方自治法第252条の17に基づく派遣(宮城県教育委員会と東京都教育委員会など)や教職員の併任による派遣(福島県教育委員会と埼玉県教育委員会など)など状況に応じて円滑な派遣を実現する上で効果的。</p>	<p>○ 東日本大震災の教訓等を踏まえ、迅速な教職員派遣のあり方に関して必要な取組について整理する。</p>	<p>継続的に実施</p>	



大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
3. 学校における教育活動等への支援	(1) 初等中等教育に関する支援			
	⑧ 教職員支援			
	○ 他の共済等の取扱指針等について、可能な限り早い段階で情報を入力し、すみやかに措置を講じることが求められた。	○ 日本私立学校振興・共済事業団や公立学校共済組合と引き続き緊密に連携を図ることが必要。	○ 緊急時、災害時の連絡体制(担当部署・担当者・連絡先)を引き続き明確にしておく。	継続的に実施
	⑨ 防災教育の推進			
○ 被災地の教育委員会や学校に負担をかけないよう、被災した学校等を対象とした避難行動等の網羅的・数量的な調査ができず、ヒアリングによる実態把握に頼らざるを得なかった。	○ 文部科学省からの調査等の際は、各教育委員会や学校が対応しやすいよう、時期、内容、方法等に配慮が必要。	○ これまでも、調査時期、内容等について対象となる教育委員会と事前協議の上、調査を実施しており、今後も、調査実施に当たっては、調査時期、内容等について関係教育委員会と事前協議の上、調査を実施する。	随時実施	
○ 同じ課で、防災教育だけではなく学校における放射線量低減に関する業務への対応も担当したため、体制が不十分だった。	○ 緊急時の必要に応じて業務に的確に対応できる体制の整備が必要。	○ 「文部科学省防災業務計画」等において、緊急時対応体制について整理を行う。また、平成24年度予算において、東日本大震災を踏まえた防災教育・防災管理のための体制強化を図るため、機構・定員の新規増員を計上。	平成24年4月～	
(2) 大学等の学生等への支援				
① 教学面での対応				
○ 被災地との連絡手段の遮断のため、3月12日以降に後期試験を控える国公立大学の対応状況の確認に時間がかかった。	○ 緊急時における大学との確実な連絡手段の確保が必要。  ◎ 3月12日以降の国公立大学における後期日程試験の実施予定の周知に際し、報道機関の協力を得られたのは、幅広い情報提供の上で効果的。	○ 大学等との複数の連絡手段を確保するとともに、連絡先については常に最新の情報を把握するなど、随時必要な情報収集に努める。	継続的に実施	

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
<p style="text-align: center;"><b>3. 学校における 教育活動等への支援</b></p>	<p>(2)大学等の学生等への支援</p> <p>②学生・生徒への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後も厳しい経済環境が予想される被災学生にとって継続的な支援を図ることが求められている。</li> <li>○ 緊急時に留学生や諸外国へ情報発信を行う体制が不十分であったため、対応に時間がかかった。</li> <li>○ 災害等により留学生が緊急帰国する状況はこれまで想定していなかったため、そういった場合の留学生の学籍や授業料の取扱いについて苦慮した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 授業料等減免について、平成24年度以降も必要な予算を確保することが必要。</li> <li>◎ 私立大学の授業料等減免について、通常、授業料等減免に対する補助は3月に交付している。</li> <li>しかし、被災大学等の経営に配慮し、被災学生に対する授業料等減免に対する補助及び通常の授業料等減免について必要な経費を一部前倒して7月に交付したのは、被災学生等の負担の軽減を図る上で効果的。</li> <li>○ 大規模災害時における、留学生から大学、大学から文部科学省への迅速な連絡体制の充実が必要。</li> <li>○ 災害時等による留学生の緊急帰国を想定し、あらかじめ留学生の学籍や授業料の取扱いについての考え方を整理しておくことが必要。</li> <li>◎ 震災後の日本で勉強している留学生が日本の現状を説明する「生の声」を、在外公館や関係省庁の協力も得ながら世界各国に発信しているのは、諸外国の理解を促進する上で効果的。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災した学生の修学機会を確保するための授業料等減免について平成24年度予算(復興特別会計)において76億円を措置。</li> <li>○ 大学等との複数の連絡手段を確保するとともに、連絡先については常に最新の情報を把握するなど、随時必要な情報収集に努める。学校関係者が集まる会議等を通じ、大学においても緊急時に備えて留学生の連絡先を常に把握する等の連絡体制の強化を促す。</li> <li>○ 学校関係者が集まる会議等を通じ、各大学に対して、緊急時の留学生の取扱いについて考え方の整理を促す。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">平成24年 4月～</p> <p style="text-align: center;">随時実施</p> <p style="text-align: center;">随時実施</p>
	<p>③就職活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人でも多くの学生・生徒が就職できるようにすることが求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係省庁と連携して就職支援の取組を適時に実施することが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係省庁と連携して就職支援の取組を適時に実施する。なお、東日本大震災により被災した学生・生徒に対し、就職活動をするための宿泊施設無償提供の期間を平成25年3月末まで延長した。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">随時実施</p>

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
<p style="text-align: center;"><b>3. 学校における 教育活動等への支援</b></p>	<p>(3)その他</p> <p>①学校基本調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校基本調査 ・「学校施設調査」については、3県について調査実施していないため、全国値での経年比較を行うことができない。</li> <li>・8月に公表した「学校調査」、「学校通信教育調査」、「不就学学齢児童生徒調査」及び「卒業後の状況調査」の速報値においては、回答期限の延期に伴い、3県に所在する初等中等教育機関を除いた数値で公表したため、全国値での経年比較を行うことができなかった(平成24年2月に3県を含めた確定値を公表予定)。</li> <li>○ 学校保健統計調査 3県については調査を実施していないため、一部については経年比較を行うことができない(補完推計を行う予定)。</li> <li>○ 社会教育調査 3県について、調査項目を限定して実施したため、一部については、全国値での経年比較を行うことができない(補完調査を行う予定)。</li> <li>○ 地方教育費調査 3県について、調査項目を限定して実施したため、一部については経年比較を行うことができない。</li> <li>○ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 回答期限の延期に伴い、8月に公表した速報値においては、被災3県に所在する学校等を除いた数値で公表したため、全国値での経年比較を行うことができなかった(平成24年2月に被災3県を含めた数値を公表予定)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国の統計調査としての数値の経年的な把握と被災地域の現場負担軽減とのバランスへの配慮が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回の調査実施に係る記録を適切に管理・保存し、将来の震災の際の調査の実施の参考として、活用できるように備える。</li> <li>○ 被災地の学校現場の事務負担軽減のため、調査の見送りや調査項目の精選、回答期限の延長といった調査の見直しを引き続き進める。</li> </ul>	<p>継続的に実施</p> <p>継続的に実施</p>

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
4. 教育施設の 復旧・復興への支援	<p>(1) 応急危険度判定への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文教施設応急危険度判定士の派遣の調整が困難だった。</li> <li>○ 被災地の交通手段が途絶える中で、文教施設応急危険度判定士を被災地に派遣する際の移動手段の確保が困難だった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時の派遣に備え、適時実務講習会を開催するなど、判定業務に支障が生じないよう文教施設応急危険度判定士に対する事前準備の充実が必要。</li> <li>○ 災害時、被災地に人員を派遣する場合の移動手段の確保について検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時に備え文教施設応急危険度判定士に関する講習会を平成24年7月を目途に実施する。また、来年以降も1～2年に1回程度、講習会を実施する。</li> <li>○ 被災地の教育委員会と連携するとともに、被災地の状況を踏まえ柔軟に対応する。</li> </ul>	<p>定期的に実施</p> <p style="text-align: center;">—</p>
	<p>(2) 被災した学校施設の復旧</p> <p>① 公立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 普段から災害復旧制度の周知に努めているが、災害がなければ使用する必要のない制度であり、地方公共団体の担当者も不慣れなため、災害復旧事業の円滑な実施が困難な面があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 普段から災害復旧制度についての周知を更に進めることが必要。</li> <li>◎ 既存の事前着工制度について被災した地方公共団体に改めて通知したのは、早期に学校の復旧に着手し、学校教育の円滑な実施を支援する上で効果的。</li> <li>◎ 災害復旧制度について東北地区と関東地区で地方公共団体の災害復旧実務担当者を対象に説明会を開催したのは、災害復旧事業を円滑に実施する上で効果的。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成24年1月に災害復旧制度の周知を図るため、改めて通知文の発出を行ったが、今後も教育委員会の職員等を対象とした各種研修会等において、災害復旧制度の周知を図る。</li> </ul>	<p>継続的に実施</p>
	<p>② 国立学校等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害復旧事業計画書の作成精度について、国立大学法人等間で差があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害復旧事業計画書の円滑な作成のため、各国立大学法人等へ作成方法等について一層の周知徹底を図ることが必要。</li> <li>◎ 大規模災害時に災害復旧事務を円滑に実施するためには、国立大学協会等との連携が効果的。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国立大学法人等の職員を対象とした各種研修会等において、災害復旧事業計画書の作成方法等について説明を行い、継続的に周知徹底を図っていく。</li> </ul>	<p>平成23年 10月以降 随時実施</p>
	<p>③ 私立学校</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 私立学校施設の復旧・復興への迅速かつ手厚い支援が求められていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 事業計画書作成段階から、私学助成課職員が直接被災県に複数回出て個別相談に対応したことは、迅速な対応を図る上で効果的。</li> <li>◎ 私立学校施設の災害復旧費補助に加え、実質的な設置者負担の軽減を図るため教育活動復旧のための経常費補助を行い、公立学校と遜色ない支援を行った。さらに、残る自己負担分についても、私学事業団による無利子・長期低利融資を実施するなど、特例的な支援を行ったことにより、迅速かつ手厚い支援を実現。</li> </ul>		

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
4. 教育施設の 復旧・復興への支援	(3)学校施設の防災機能の強化 ①震災の被害を踏まえた学校施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時に専門家を派遣するため、速やかに事業費を確保するための仕組みが必要。</li> <li>○ 緊急提言を踏まえ、学校施設の防災対策の推進を図っていくことが必要。</li> <li>○ 教員の役割を含め、学校が避難所となった際の対応の在り方について検討し、関係者の十分な認識共有を図ることが必要。【再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災度区分判定等のための専門家の派遣について、緊急時に迅速に対応できるよう、省内の連携を図る。</li> <li>○ 学校施設の非構造部材の耐震対策の事例集をとりまとめるとともに、平成24年4月に非構造部材の点検及び対策の推進について、通知の発出等により防災対策の推進を図る。</li> <li>○ 学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引きや文部科学省が実施した調査・報告等の周知、教育委員会関係者を対象とした研修等でのテーマ設定及びコミュニティ・スクールや学校支援地域本部の設置など地域とともにある学校づくりの推進を行い、防災担当部局や地域等の関係者と学校との連携の推進など、課題・教訓の共有等を図る。【再掲】</li> </ul>	<p>継続的に実施</p> <p>平成24年 4月～</p> <p>継続的に実施</p>
	②公立学校施設の耐震化の推進			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年度第1次補正予算施行後においても、耐震性が確保されていない公立学校施設が多く存在(公立小中学校施設の残棟数:約17,000棟以上)。</li> <li>○ 建物本体の耐震化のほか、天井等の非構造部材の耐震化も必要であるが、公立小中学校における非構造部材の耐震点検の実施率は65.3%であり、そのうち耐震対策の実施率は45.4%と低調。(平成23年5月1日現在)</li> <li>○ ピーク時で622校もの学校が地域住民の避難所としての役割を果たしたが、備蓄倉庫、自家発電設備、トイレ(特に洋式トイレ)が十分でなかった例があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生時に避難所となることが多い公立学校施設の耐震化など、防災機能の強化が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体の要望を踏まえ、必要な予算の確保や支援に努め、非構造部材を含めた公立学校施設の耐震化の推進とともに防災機能の強化を進める(平成24年度予算においては、公立学校施設の非構造部材を含めた耐震化や防災対策事業を中心に、1,246億円を計上)。</li> </ul>	<p>継続的に実施</p>
	③国立学校等の防災対策			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 耐震性の劣る建物を中心に、建物本体だけでなく天井等の非構造部材やライフライン等にも被害が生じた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3次5か年計画を踏まえ、建物本体の耐震化のみならず、非構造部材の耐震化や安全性に問題のある老朽ライフラインの改善とともに、大学附属病院における災害時の救命救急医療の拠点としての整備など安全確保の取組を進めることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3次5か年計画においては、防災機能強化をはじめとする老朽改善整備(約400万㎡)や大学附属病院の再開発整備(70万㎡)などを重点的に整備することとしており、これらを計画的かつ着実に推進することにより、安全な教育研究環境の確保を図る。</li> </ul>	<p>5か年計画は 平成23年度 ～ 平成27年度</p>

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
<p style="text-align: center;">4. 教育施設の 復旧・復興への支援</p>	<p>(4)被災した社会教育施設の復旧</p> <p>○ 被害が甚大だったため、事業計画書の提出や現地調査の実施について、地方公共団体や関係機関の負担が大きく、速やかに実施することが困難だった。</p>	<p>○ 公立社会教育施設に係る整備補助金制度は平成9年度に廃止されており、担当職員も補助金業務に不慣れな点が多いため、公立学校施設担当者との連携が必要。</p> <p>◎ 災害復旧制度について、東北地区と関東地区で地方公共団体の災害復旧実務担当者を対象に説明会を実施したのは、災害復旧事業の円滑な実施の上で効果的。</p>	<p>○ 国、都道府県、市町村それぞれの担当者が、密な情報共有を行うなどにより、公立学校施設担当者との連携を強化する。</p>	<p>継続的に実施</p>

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
<p>5. 科学技術分野の支援</p>	<p>(1) 研究活動の継続支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急を要する研究・調査を支援するプログラムであることから、申請から課題選定の通知までをできる限り迅速に行うこととしていたが、一部、相手国協力機関の制度上の制約により、2ヶ月程度の時間を要したものがあつた。</li> <li>○ 論文等の全文情報については電子化が遅れているため、全文情報まで電子的にワンストップで情報提供を行うことが困難だった(紙媒体でしか流通していない科学技術文献については、文献データベースにより資料の所在・概要を知った後、資料全文を利用者が入手・閲覧できるまでに時間がかかった)。</li> <li>○ 当該海域で調査を行うにあたって、東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質に対する具体的な安全対策方針がなかつた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急性のある公募プログラムの実施にあたっては、相手国協力機関の制度の概要や制度上の制約を的確に把握することが必要。</li> <li>○ 利用者が論文本文に迅速にアクセスできるようにするため、論文等の電子化を一層推進することが必要(日本は、欧米と比べ、論文等の電子化が遅れている)。</li> <li>○ 放射性物質が飛散する海域への航海を想定した、乗組員の安全を守るためのガイドラインを策定し、活用することが効果的(平成23年3月中に(独)海洋研究開発機構にて策定済)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (独) 科学技術振興機構において、各国における研究資金配分期間の資金の配分制度の概要や制度上の制約を引き続き把握するよう努める。</li> <li>○ (独) 科学技術振興機構において、学協会による電子ジャーナル出版のための共通プラットフォーム(J-STAGE)を提供し、国内学協会による学会誌、論文誌857誌(平成24年3月末現在)の電子化・公開を支援している。現状、我が国の学協会誌の電子化率は約6割程度であり、今後もプラットフォームへの新規参加の需要が見込まれることから、引き続きJ-STAGEの提供やプラットフォームへの参加促進等を通じて、我が国の学術論文等の電子化や、国内学協会誌の発信力強化をさらに推進する。なお、J-STAGEについては、平成24年5月に論文を検索する一般ユーザからの利便性とJ-STAGEに論文を掲載する学協会の利便性を向上させる次世代電子ジャーナルシステム(J-STAGE3)へバージョンアップを予定している。 また、大学、研究機関が主として所属研究者の学術論文等の研究成果を収集、蓄積、提供するシステムである「機関リポジトリ」については、国立情報学研究所の学術機関リポジトリ構築連携支援事業などを受け、構築機関が着実に増加している(平成24年3月末現在227機関が公開)。引き続き、自機関でのリポジトリ構築が困難な機関のため国立情報学研究所が提供する「共用リポジトリ」を活用した機関リポジトリの構築をさらに推進する。</li> </ul>	<p>継続的に実施</p> <p>継続的に実施</p>

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
<p>5. 科学技術分野の支援</p>	<p>(2) 科学技術を活用した支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通信機材や要員を被災地へ輸送するための手段の確保、通信機材を運用できる要員の確保及び通信回線の提供支援に関する地方公共団体との役割分担の調整に時間がかかった。</li> <li>○ 通信衛星の地上局の設営に必要な機材の規模が大きく、持ち運びや設置に複数の要員を必要とし、電力確保に大型の発電機を必要とするなど、設営に時間がかかった。</li> <li>○ 「だいち」が平成23年5月に寿命を迎え、後継機の開発、打上げまで2年以上かかるため、国の衛星による、災害時の被害状況の把握に必須の広域俯瞰的な観測ができない状況にある。</li> <li>○ 外国の宇宙関係機関から多数の観測データの提供を受けたが、初めて扱う海外衛星画像もあり、全てのデータをタイムリーに処理・解析できなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通信機材や要員の輸送手段、要員の確保等について地方公共団体との調整を含めて迅速に行うため、事前に、各機関が保有する資機材を最大限活用できるよう、緊急時対応のシミュレーションを行うことが必要。</li> <li>○ 更なる地上局の小型化、省電力化などの次期通信衛星に向けた機能改善が必要。</li> <li>○ 「だいち」後継機の早期打上げに向けた研究開発を推進することが必要。</li> <li>○ ハードウェア開発だけでなく、衛星画像処理・解析について、宇宙関係機関、防災機関、大学・研究機関、民間等が連携して対応する体制の構築が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体と(独)宇宙航空研究開発機構との間で、超高速インターネット衛星「きずな」(WINDS)を用いた合同防災訓練を実施(平成23年度実績6回、平成24年度においても同様の取組みを実施予定)し、通信機材等の輸送手段や要員の迅速な確保等が行えるよう改善をはかるとともに、通信機材の設営・運営に係る(独)宇宙航空研究開発機構のスキルの維持・向上を図る。また、地方公共団体と(独)宇宙航空研究開発機構との間で、WINDSによる災害時の緊急通信を提供する際の役割分担の明確化を図る。</li> <li>○ 地方公共団体と(独)宇宙航空研究開発機構との間で行う合同防災訓練を通じ、災害時の搬搬性・利用性を考慮した地上局や端末の要件を整理するとともに、当該要件を次期通信衛星の研究開発に反映する。</li> <li>○ 震災の影響による開発遅延を防ぐため、陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)後継機である陸域観測技術衛星2号(ALOS-2)の開発作業を可能な限り加速し、平成25年度の打上げを目指す。</li> <li>○ 関係機関等が主体的に「だいち」等の衛星データを活用するために、頻度や対象機関などを拡充して衛星データの技術研修(平成23年度実績11回、平成24年度も同程度の回数を実施予定)、ワークショップ(平成23年度実績1回、平成24年度においても同様の取組みを実施予定)等を開催し、関係機関等の能力開発を促進する。また、より迅速な災害情報の提供を行うために、衛星データ処理解析技術を有する大学・研究機関、民間企業等とデータ利用に関する連携協定の締結を推進する。</li> </ul>	<p>平成23年度以降継続的に実施</p> <p>平成23年度以降継続的に実施</p> <p>平成23年度～平成25年度(※研究開発は平成20年度から開始)</p> <p>平成23年度～</p>



大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
6. 文化・スポーツ分野の支援	(1)文化分野の支援			
	①文化施設の復旧			
	<p>○ 被害が甚大だったため、事業計画書の提出や現地調査の実施について、地方公共団体や関係機関の負担が大きく、速やかに実施することが困難だった。【再掲】</p>	<p>○ 公立社会教育施設に係る整備補助金制度は平成9年度に廃止されており、担当職員も補助金業務に不慣れな点が多いため、公立学校施設担当職員との連携が必要。【再掲】</p> <p>◎ 災害復旧制度について、東北地区と関東地区で地方公共団体の災害復旧実務担当者を対象に説明会を実施したのは、災害復旧事業の円滑な実施の上で効果的。【再掲】</p>	<p>○ 国、都道府県、市町村それぞれの担当者が、密な情報共有を行うなどにより、公立学校施設担当者との連携を強化する。【再掲】</p>	継続的に実施
	②文化財の復旧			
<p>○ 被災状況の把握にあたり、都道府県教育委員会を通さずに個別に庁内各担当者に対して寄せられる情報の集約が不十分だった。また、収集した情報の管理・共有が不十分だった。</p> <p>○ 文化財の復旧・復興に向けた民間団体や海外団体等との連携が当初不十分だった。</p> <p>○ 関係団体との連絡調整など、文化財レスキュー事業及び文化財ドクター派遣事業については、体制づくりに時間がかかった。</p>	<p>○ 平時から、緊急時における組織体制及び対応できる事業等について定めるとともに、関係機関との密接な情報交換を行うことが必要。</p> <p>○ 平時から、民間団体や海外団体との連携ルートづくりが必要。</p> <p>◎ (独)国立文化財機構を中心とした関係団体間の連携協力関係が構築されたことは、非常災害時における連携意識を高める上で効果的。また、全国美術館会議などの関係団体による支援の動きが広まった。これらの機運を今後もさらに継続・発展していくことが非常時の際の対応の上で効果的。</p>	<p>○ 緊急時に円滑な対応が可能となるよう、震災での対応を整理し、連絡体制に係る認識の共有及び関係機関との連携に努める。</p> <p>○ 震災を契機に、被災文化財への支援を行っている民間団体や海外団体との連携に取り組んでおり、こうした団体との連携を今後も継続する。</p>	<p>継続的に実施</p> <p>継続的に実施</p>	

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
6. 文化・スポーツ分野の支援	(1)文化分野の支援			
	<p>③復旧・復興事業と文化財</p> <p>○ 専門職員の派遣については、派遣協力地方公共団体と派遣先地方公共団体との連絡調整に時間を要した。</p> <p>○ 史跡や名勝内での一般住宅等の建設等について、文化財としての価値の維持と、住民生活の復旧・復興との間での調整が求められた。</p>	<p>○ 埋蔵文化財関係は全国約6,000名規模の専門家等のネットワークがあり、今回の震災においても密接な連携・協力を行うことができた。このネットワークを用い、阪神・淡路大震災時の詳細な教訓（やってよかったこと、問題だったこと）について兵庫県担当者から詳細に情報収集・分析を行うことができたのは、被災地におけるニーズを素早く把握し、的確に対応する上で効果的。</p> <p>○ 専門職員の派遣については、派遣協力地方公共団体において人事面の調整に時間を要することを念頭に置きつつ、派遣協力地方公共団体と派遣先地方公共団体とが迅速に連絡調整を行うことができるよう努めることが必要。</p> <p>○ 地域の文化財を活用した復興まちづくり支援事業を立ち上げる上で、文化的景観、文化財の総合把握、歴史文化基本構想、歴史まちづくりなど、地域の文化遺産を面的に捉える実績があったことは効果的。</p> <p>○ 史跡等の所有者や地域住民に対して、文化財の価値への理解を進め、文化財の保護の必要性を踏まえた上で適切な判断ができるようにすることが必要。</p>	<p>○ 平成23年12月27日に岩手県、宮城県、福島県教育委員会及び文化庁の協議を経て全国から被災地への専門職員の派遣先をとりまとめ、都道府県等教育委員会に通知した。平成24年1月18日に開催した「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」において、派遣協力地方公共団体も含めて、派遣についての調整を行った。今後も、このような機会をできる限り確保し、派遣協力地方公共団体と派遣先地方公共団体とが迅速に連絡調整を行えるようにする。</p> <p>○ 特別名勝松島における住民生活の早期の復旧・復興と特別名勝の文化財的価値の両立のための保存管理の在り方については、管理団体である宮城県が設置し関係市町及び文化庁が参加する検討会（震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会）で検討する。平成24年1月25日に取りまとめられた最終報告を踏まえて、個々の現状変更の案件について手続を迅速に行うなど、文化財の保護の観点から、適切に対応する。また、文化財担当者等を通じ、史跡等の所有者や地域住民に対して、文化財の価値への理解を進めることへの重要性を周知していく。</p>	<p>平成23年 7月～</p> <p>平成23年 6月～</p>

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
6. 文化・スポーツ分野の支援	<p>(1)文化分野の支援</p> <p>④文化の振興を通じた支援</p> <p>○被災地の子どもたちが置かれた状況は刻々と変化しており、よりの確にそのニーズを把握し、きめ細かく対応する多様なプログラムを実施することが求められた。</p>	<p>○被災地でのニーズの把握については、現地でのネットワークを持っている地方公共団体との連携が必要。</p> <p>◎既存の文化予算が削減される状況の中、被災地の地方公共団体において、震災対応のために既存事業を活用したのは、文化芸術体験活動の機会を継続的かつ迅速に提供する上で効果的。</p> <p>◎英文メッセージも併せて発表した文化庁長官メッセージは、ロシア、アメリカ、フランス、イタリア等の大使等と文化庁長官が面会した際に言及され、本国への展開を約束されるなど、諸外国に向けた情報発信の上で効果的。</p>	<p>○行政機関、芸術家、芸術団体、文化施設、助成財団等が分野の枠を超えて連携協力し、文化芸術を通じた被災地の復興支援活動を展開する「文化芸術による復興推進コンソーシアム」について検討を進め、平成24年5月に設立した。今後、このコンソーシアムにおいて、文化芸術による復興推進に関し、人的・組織的ネットワークの形成や情報収集、調査研究等を行っていく。</p>	<p>平成23年 12月～</p>
	<p>(2)スポーツ分野の支援</p> <p>○被災地のスポーツ施設の被害状況や被災地の子どもたちの身体面・精神面の状況が刻々と判明するにつれて、スポーツによる効果的な支援を行うことが求められた。</p>	<p>◎既存のスポーツ振興くじ助成制度を活用したのは、被災地の地方公共団体やスポーツ団体からの要望へ速やかに対応する上で効果的。</p> <p>◎助成方針等を早期に公表したのは、助成対象者が事業に速やかに着手し、円滑に実施する上で効果的。</p>		

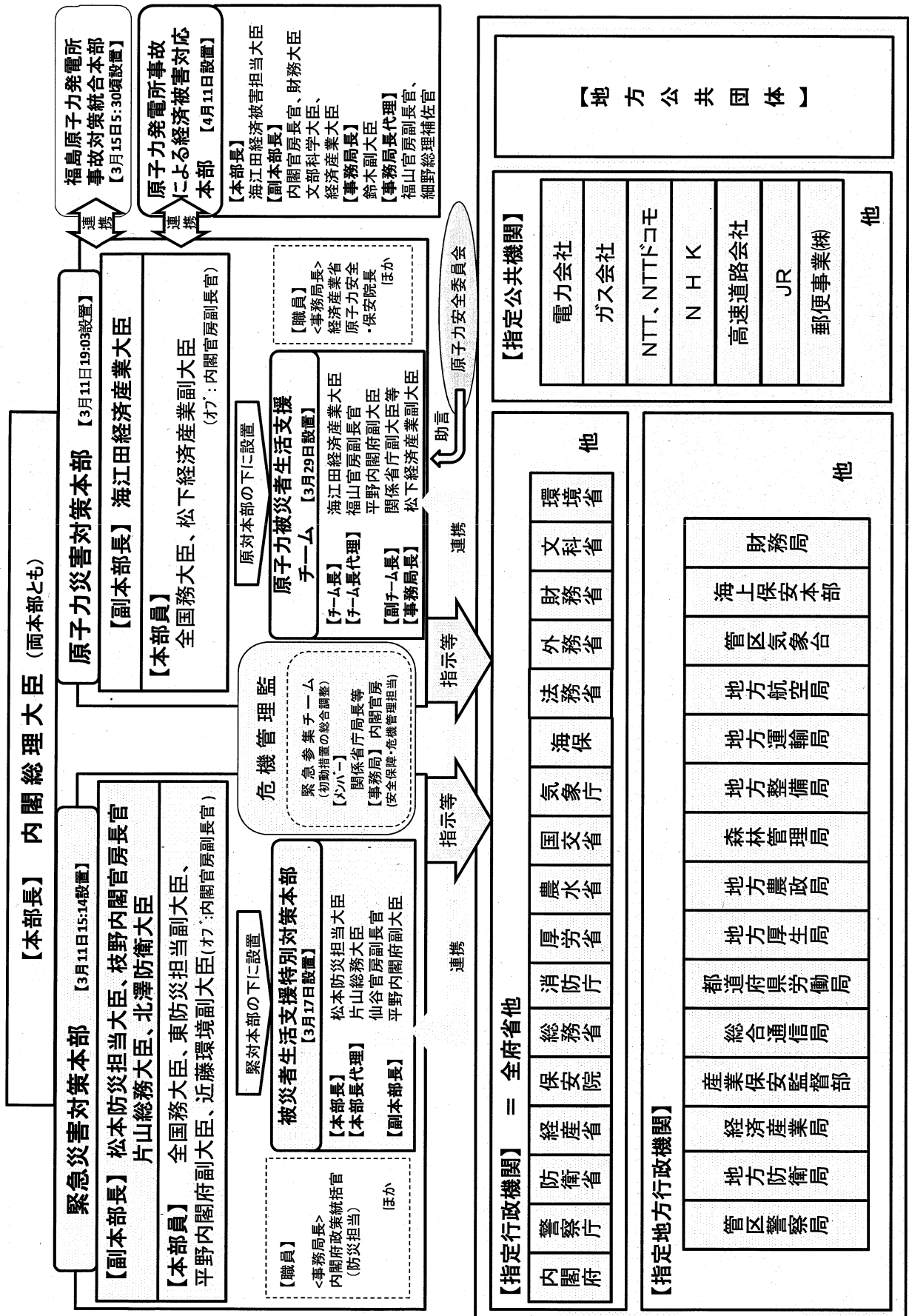
大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
7. 原子力災害への対応	(1)環境放射線モニタリングの実施			
	①環境放射線モニタリングをはじめとする各種モニタリングの実施			
	<p>○ 福島県の環境放射線モニタリング機器や設備が地震及び津波によって損害や停電の影響を受けたことなどにより、環境放射線モニタリング活動に大きな困難が伴った。</p> <p>○ 国の防災基本計画において、緊急時の環境放射線モニタリングは地方公共団体の役割とされているが、地方公共団体にモニタリングカー、ダスト採取器、土壌採取器、ゲルマニウム半導体検出器等の各種設備・機器が不足しており、対応が困難だった。</p> <p>このため、国がモニタリングを開始し、空間線量率を測定したが、ダストの採取による空気中の放射能濃度の測定が遅れるなど、十分なモニタリングができなかった。</p> <p>また、モニタリング結果の公表に関し、地方公共団体への事前連絡不足などにより、混乱が生じた。</p> <p>○ 当初、原子力災害対策支援本部に地元の詳細な地図や大型地図印刷機、電子地図情報活用のノウハウがなく、住所や測定ポイントの特定が非常に困難だった。</p> <p>また、当初、GPSの緯度・経度情報において、異なる測地基準系で表示(約400mずれる)していた測点ポイント等があったため、地図への反映にあたり、混乱が生じた。</p> <p>○ 放射性物質の分析機関のうち、精度の高い、数多くの分析ができる機関が((独)日本原子力研究開発機構、(財)日本分析センター、電力事業者)に限られており、大量かつ迅速な分析が困難だった。</p>	<p>○ モニタリング機材の無線化、非常用電源設備の耐震化等が必要。</p> <p>○ 緊急時の設備・機器の準備を含め、今後、一定の責任を地方公共団体に残しつつ、国が地方公共団体と連携し、環境放射線モニタリングを確実かつ計画的に実施する体制の構築が必要。</p> <p>その際、緊急用の可搬型モニタリング装置を原子力施設から離れた場所に保持し、輸送できる体制の構築にも配慮が必要。</p> <p>○ モニタリングデータについてはGPSによる緯度・経度情報と合わせて記録・公表することや、異なる測地基準系による緯度・経度の補正を含め、緊急時における各種データの収集、公表、データベース化を円滑に行う仕組みが必要。</p> <p>○ 複合災害、放射性物質の大量放出等の緊急事態を想定した、詳細なモニタリング手法の確立や、緊急時に使用できる船舶の準備を含めたモニタリング体制の整備が必要。</p> <p>また、精度の高い、数多くの分析ができる分析機関を増やすとともに、これまでより簡便に分析を行うことのできる新たな機器の開発が必要。</p>	<p>○ 地方公共団体においてモニタリング活動が確実に進められるよう、モニタリング資機材の充実など地方公共団体に対する支援を強化する。</p> <p>○ 地方放射線モニタリング対策官の配置等を行い、緊急事態にも的確な対応が可能となるよう平時から地方公共団体との意思疎通を密にする。</p> <p>○ 現地から提供されるモニタリングデータを迅速に集約・公表する機能を強化する。</p> <p>○ 緊急時のモニタリングにおける関係機関との協力体制の強化について、政府の防災基本計画等の見直しにおいて検討する。</p> <p>○ 原子力災害への対応に貢献するモニタリング技術に関して必要な調査を行うとともに、産学官連携により高度な放射線計測機器の開発を行う。</p>	<p>継続的に実施</p> <p>平成24年 4月～</p> <p>継続的に実施</p> <p>平成24年度～</p> <p>平成24年 4月～</p>

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
7. 原子力災害への対応	<p>(1)環境放射線モニタリングの実施</p> <p>①環境放射線モニタリングをはじめとする各種モニタリングの実施</p> <p>○ 航空機モニタリングの具体的な実施体制が定まっておらず、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初、複合災害時にモニタリングに使用する航空機が決まっていなかった。</li> <li>・広範囲のモニタリングを迅速に実施するため必要な測定器及び測定体制が不十分だった。</li> <li>・明確な解析マニュアルがなく、得られた測定結果を精度よくマップ上に表記することが困難だった。</li> <li>・測定マニュアルがなかったため、最適な飛行速度や飛行高度、測定開始時期及び測定終了時期が明確ではなく、試行錯誤せざるを得なかった。</li> </ul> <p>○ なお、詳細サーベイにおいては、東京電力福島第一原子力発電所から30km圏内が民間機の飛行禁止区域(民間ヘリコプターは60km圏内を飛行しないよう、民間会社間で取り決めを実施)に設定されたこと、当初、我が国に航空機モニタリング専用の測定器が1台しかなかったことから、米国に協力を求めざるを得なかった。</p>	<p>○ 航空機モニタリングについては、複合災害、放射性物質の大量放出等の緊急事態を想定した、具体的な測定マニュアルの整備や緊急時に使用できるヘリコプターの準備を含め、迅速かつ正確に実施できるような体制の整備が必要。</p>	<p>○ 今回の事故の対応において、補正予算により測定機器の整備を行ったほか、航空機モニタリングの実施を通じ、測定方法、結果の公表方法等について知見が蓄積されている。今後、これらの知見を踏まえ、迅速かつ正確な対応ができるよう、政府全体の防災基本計画等の見直しの中で検討していく。</p>	平成24年度
	<p>②横断的事項</p> <p>○ 事故前から政府内に原子力事故発生時のモニタリングの調整機能がなく、関係省庁それぞれがモニタリングを実施していた。事故後に文部科学省がモニタリングの総合調整機能を担うよう官邸より指示があったが、関係省庁との調整等に時間がかかった。</p> <p>○ 放射線モニタリングに関する情報について、事故当初は関係省庁、地方公共団体等が個別に情報発信を行ったため、情報を一元的に把握しにくかった。</p> <p>○ プルトニウムやストロンチウムなどの<math>\alpha</math>、<math>\beta</math>核種について、精度の高い分析が可能な機関が少なく、かつ、現在の分析技術では1つの試料の分析に非常に時間がかかった。</p>	<p>○ モニタリングの実施は、複数の省庁にわたって行われるため、あらかじめモニタリングの調整機能を担う省庁を明確にしておくことが必要。</p> <p>○ 放射線モニタリングに関する情報については、複数の省庁が関わるため、あらかじめ情報発信の調整機能を担う省庁を明確にしておくことが必要。</p> <p>○ <math>\alpha</math>核種及び<math>\beta</math>核種の分析について、精度の高い分析が可能な機関を増やすとともに、これまでより簡便に分析を行うことのできる新たな機器の開発が必要。</p>	<p>○ 新たにモニタリングの司令塔機能を担うこととなる原子力規制委員会において、事故発生時のモニタリングに関する調整機能が担われるものと認識しており、文部科学省として必要な協力をを行う。</p> <p>○ 新たにモニタリングの司令塔機能を担うこととなる原子力規制委員会において、事故発生時のモニタリングに関する調整機能が担われるものと認識しており、文部科学省として必要な協力をを行う。【再掲】</p> <p>○ 原子力災害への対応に貢献するモニタリング技術に関して必要な調査を行うとともに、産学官連携により高度な放射線計測機器の開発を行う。【再掲】</p>	<p>原子力規制委員会設置時～</p> <p>原子力規制委員会設置時～</p> <p>平成24年4月～</p>

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
7. 原子力災害への対応	<p>(1)環境放射線モニタリングの実施</p> <p>③緊急時迅速放射線影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時対策支援システム(ERSS)による事故時の放出源情報が得られず、これに基づく放射線影響予測を行えなかった。そのような制約下では、一定の仮定を設けてSPEEDIにより放射性物質の拡散傾向等を推測し、政府原子力災害対策本部が避難行動の参考等として本来活用すべきだったが、試算結果は避難行動の参考等には活用されなかった。放出源情報の推定や推定結果を基にした積算線量の試算、モニタリング調査区域の設定の参考に用いられるなど様々な形で補完的に活用されたが、その活用の体制に課題を残した。</li> <li>○ 事故発生当初、震災による専用回線不通のため、(財)原子力安全技術センターから政府原子力災害現地対策本部及び福島県災害対策本部へはFAX・メールにより送信を実施せざるを得ず、迅速なデータ送信ができなかったほか、官邸にSPEEDI端末がなく、情報共有に課題を残した。</li> <li>○ SPEEDIの様々な試算結果については、現在は公表しているが、当初段階では、試算結果が実際のデータに基づく予測と全く異なるものだったことから公表が行われず、公表の在り方に課題を残した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な事態に対応してSPEEDIを効果的に活用する計画を立てることが必要。</li> <li>○ SPEEDIの計算結果の関係機関間での共有について改善することが必要。</li> <li>○ 放出源情報に基づく予測ができない制約下であっても、一定の仮定を設けて、SPEEDIにより放射性物質の拡散傾向を推測し、その試算結果を当初から公表することが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ SPEEDIを効果的に活用する計画を含め、政府の防災基本計画等の見直しの中で検討していく。</li> <li>○ 今回の事故対応では、震災に伴いSPEEDI端末の専用回線が切断されたことを踏まえ、代替手段として、自動的な指定アドレスへの送信、ホームページ公表等により多様な情報提供機能の強化を図る。また、官邸にSPEEDI端末を整備することを含め、政府の防災基本計画等の見直しにおいて検討する。</li> <li>○ 今回の事故対応では、放出源情報が得られない状況下での対応を余儀なくされたことから、実測値から拡散予測をよりの確、迅速に行える機能の強化を図る。</li> </ul>	<p>平成24年度</p> <p>平成24年度</p> <p>平成24年度 早期</p>
	<p>(2)児童生徒等が学校において受ける線量低減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者等から、4月19日に発出した「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」に関し、児童生徒等の被ばく限度として年間20ミリシーベルトを新たに定めたとの誤解を招いた。</li> <li>○ 原子力災害対策支援本部のもとに文教班が参集できないなど、あらかじめ定められていた体制が整えられなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「福島県内の校庭・校舎等の利用判断における暫定的考え方」について、「年間20ミリシーベルトまで放射線を受けてよい」ということを示したのではないことなどをQ&amp;Aとして文部科学省ホームページ上に掲載したり、現地説明会を開催するなど様々な方法で説明に努めてきたが、引き続き正確かつ丁寧な説明に努めることが必要。</li> <li>○ 災害状況に応じた体制をあらかじめ検討しておくことが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回の事故対応を踏まえ、省内の原子力事故・災害時対応マニュアルにおいて、学校の校舎・校庭等における放射線への対応に係る内容を記載することとする。また、政府内のマニュアルの見直しの際にも、本件に関する内容が盛り込まれるよう働きかけを行う。</li> <li>○ 事故による放射線影響に関する科学的知見を収集、分析し、今後の対応の参考にするとともに保護者等へのわかりやすい情報提供を図る。また、子どもたちだけでなく保護者等も対象とした放射線に関する教育・情報提供を推進する。</li> <li>○ 「文部科学省防災業務計画」等において、緊急時対応体制について整理を行う。また、平成24年度予算において、原発事故を受けた学校における放射線対策のため、機構・定員の新規増員を計上している。</li> </ul>	<p>平成24年度</p> <p>平成24年度</p> <p>平成24年度</p>

大項目	課題	教訓	取組内容	取組時期
	<p>(3)緊急被ばく医療等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当初、放射線や放射線防護の知見を持った十分な数の相談員を確保できなかった。</li> <li>○ (独)放射線医学総合研究所において、個々の行動記録に基づき、福島県の住民が受けた放射線の外部被ばく線量を算定するための住民被ばく線量評価システムについて、当初、住民の行動をアンケート調査により把握し、外部被ばく線量を推計する方法とともに、インターネット環境で試算ができる方法が検討されていた。インターネット環境での一般公開について、福島県等地元との調整が充分になされないまま、(独)放射線医学総合研究所より発表された。その後、一般公開の延期が発表され、最終的に、一般公開は見合わせる旨が発表された。結果として、福島県等地元との事前調整が不足していたことが課題となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時に備え、十分な数の相談員の確保できる体制をあらかじめ整備しておくことが必要。</li> <li>○ 住民の被ばく線量の評価をはじめ、住民の方々が不安に感じている健康等に関する調査の実施については、現地の状況を十分に把握し、調査の主体となる地元自治体の意向を事前に十分踏まえた上で、慎重に進める必要がある。その際、個人情報の保護の観点にも留意が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予め、放射線や放射線防護の知見を持った者を持つ団体等を把握しておく。</li> <li>○ 福島県等地元との調整を行ったうえで、(独)放射線医学総合研究所は福島県及び福島県立医科大学が主体となって実施する「県民健康管理調査」の一環として、住民線量評価システムを活用していることから、当該システムのインターネット環境での一般公開は行わないこととした。</li> </ul>	<p>平成24年 4月～</p> <p>平成23年 12月～</p>
	<p>(4)原子力損害賠償への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原子力損害賠償紛争審査会では、原子力損害賠償の範囲の全体像等を示す中間指針をとりまとめたが、避難区域の見直し等の状況変化に伴い、今後も、必要に応じて指針で示すべき事項について検討していくことが課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指針で示すべきことについて、引き続き迅速な検討に努めることが必要。</li> <li>◎ 法務省をはじめとした関係機関や実務法曹と連携・協力したのは、和解の仲介を専門に行う委員の新設や人材の確保、事務局体制の拡充等を行う上で効果的。</li> </ul>	<p>【原子力損害の範囲の判定等に関する指針の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年12月末に、原子力災害対策本部が避難指示区域等の見直しに関する考え方を示したことを踏まえ、平成24年3月16日に原子力損害賠償紛争審査会において、原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補(政府による避難区域等に係る損害について)を策定した。</li> </ul> <p>【和解の仲介】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年9月より、原子力損害賠償紛争解決センターにおいて、被害者と東京電力との和解の仲介を行っており、今後も被害者の方々が和解の仲介を出来る限り負担なく受けられるような体制整備を図る。</li> </ul>	<p>平成23年 4月～</p>
	<p>(5)科学的知見の活用</p> <p>①除染技術の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまで原子力施設内での除染技術に係る開発はなされてきているが、施設外の環境修復のための除染技術の開発は実施されてきていなかった。</li> </ul> <p>②資機材の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原子力災害ロボットの維持管理を含めて継続した運用体制がなかったことや、原子力災害ロボットを運用するうえでの周辺設備(発電機や耐放射線性監視カメラ)が不足していたため、原子力災害ロボットを東京電力福島第一原子力発電所へすみやかに投入できなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、施設外の環境修復のための除染技術の開発もあらかじめ実施し、知見を蓄積していくことが必要。</li> <li>○ 耐放射線性の周辺設備も含め、緊急時に活用できるような原子力災害ロボットの開発と運用体制の構築が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (独)日本原子力研究開発機構を中心に、自らの研究成果や民間企業等が保有している技術を活用しながら、一般環境における除染技術の開発を行う。</li> <li>○ (独)日本原子力研究開発機構が電力事業者及びメーカーと協力して、強い放射線下において遠隔で操作可能なロボットを用いて計測、除染、解体等を行う技術の開発を行うとともに、災害時に素早く対応できる運用体制の構築を目指す。</li> </ul>	<p>平成24年 4月～</p> <p>平成24年 4月～</p>

地震災害と原子力災害の指揮系統について





## 東日本大震災からの復旧・復興に関する取組の中間的検証について(抄)

平成23年10月4日

### 1. 目的

東日本大震災から半年が経過した時点で、震災からの復旧・復興に関するこれまでの文部科学省の取組の中間的検証を行い、課題を整理するとともに、教訓等を記録として残し、今後の危機管理等の取組に活用することを目的とする。

### 2. 検証の進め方

これまでの文部科学省の取組を整理した上、各取組毎に各対応部局で自己検証を行うとともに、省内全職員から意見募集を行う。

<各取組に係る主な検証事項>

- ・ 取組の内容
- ・ 取組開始以降に生じた課題
- ・ 今後の取組に参考とすべき教訓 等

### 3. 体制

- ・ 省内に、城井政務官を座長とする検証チームを設置する。

<メンバー>

城井政務官

総括審議官

大臣官房政策課長

大臣官房主任行政改革官

大臣官房政策課評価室長

- ・ 省内のとりまとめ事務及び検証チームの庶務は、大臣官房政策課で行う。